

道路運送車両法

法務府

道路運送車両法案

二六二三四
二二四〇〇〇〇(一)(四)

昭和三五、一二、一
運輸省自動車局

道路運送車両法案

目次

第一章 総則（第一條―第三條）
第二章 自動車の登録（第四條―第三十九條）
第三章 車両の保安基準（第四十條―第四十九條）
第四章 車両の整備（第五十條―第五十八條）
第五章 車両の検査（第五十九條―第七十五條）
第六章 自動車整備事業（第七十六條―第八十八條）
第七章 雑則（第八十九條―第九十七條）
第八章 罰則（第九十八條―第一百五條）
附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、道路運送車両に関し、所有権の公証を行い、並びに安全の確保及び整備技能の向上を図り、あわせて自動車整備事業の健全な発達を期することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で、「道路運送車両」（以下「車両」という。）とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で、「自動車」とは、原動機の動力により、^{陸上を移動} 進行すること
を目的とし、^{陸上を移動} 全部若しくは一部として製作した用具で軌道若しくは架線
に用いないもの又はこれによりけん引して使用することを目的とし
て製作した用具をいふ。その大きさ、構造及び原動機の大きさを基
準として運輸省令の定めるところにより、特殊自動車、普通自動車、
小型自動車及び軽自動車に分類する。但し、次項に規定する原動機
付自転車並びにローラーその他運輸省令で定める特殊な構
造及び装置を有する用具を除く。

ローラー、特殊自動車とは、トレーラー、レン自動車

3 この法律で、「原動機付自転車」とは、運輸省令で定める総排気
量又は定格出力を有する原動機の動力により使用することを目的の
全部若しくは一部として製作した用具で軌道若しくは架線によらな
いもの又はこれによりけん引して使用することを目的として製作し
た用具をいう。

4 この法律で、「軽車両」とは、人力若しくは畜力により使用する
ことを目的として製作した用具で軌道若しくは架線によらないもの
又はこれによりけん引して使用することを目的として製作した用具
をいう。但し、小児車、二輪自転車その他運輸省令で定める簡易な
構造及び装置を有する用具を除く。

5 この法律で、「使用」とは、人又は物品の運送の用に供するとし
ないとかかわらず、当該用具の装置により道路上を移動させ、及
びその前後において待機の状態に置くことをいう。

6 この法律で、「道路」とは、道路法（大正八年法律第五十八号）
による道路、道路運送法（^{道路運送法}）による道路及び一般交通の用に供する場所をいう。

7 この法律で、「整備」とは、車両又はその部分の^{構造}、清掃、給
油、調整、修理又は再生をいう。

8 この法律で、「分解整備」とは、自動車の原動機、動力伝達装置、
走行装置、操縦装置、制動装置又は懸架装置の要部を分解して行う
自動車の整備をいう。

9 この法律で、「自動車車庫」とは、自動車を保管する施設をいう。
^{正物より自動車等の形を出行するを標準としていう。}
^{整備事業の章に規定する。}
^{正物より自動車等の形を出行するを標準としていう。}
^{正物より自動車等の形を出行するを標準としていう。}

10 この法律で、「自動車運送事業者」、「乗合旅客自動車運送事業
者」又は「軽車両運送事業者」とは、それぞれ、道路運送法による
自動車運送事業者、乗合旅客自動車運送事業者又は軽車両
運送事業者をいう。

五 この法律で、「自動車整備事業」とは、他人の需要に応じ、分解整備を行う事業をいう。

後の考へる。

(管轄)

第三條 この法律の規定による処分は、運輸大臣に属する職権によるものを除き、左の各号に掲げる区分により、当該行政庁の管轄に属する。

- 一 車両(商品たる自動車を除く。)に関する処分については、当該車両の使用の本拠の所在地を管轄する行政庁
- 二 商品たる自動車に関する処分については、当該自動車の所在地を管轄する陸運局長
- 三 前二号に掲げる処分以外の処分については、当該処分に係る者の主たる事務所の所在地又は住所を管轄する陸運局長

各号の規定は、この限りでない。

第二章 自動車の登録

(自動車の登録)

第四條 自動車の所有者は、これを使用に供しようとするときは、当該自動車につき、陸運局長が行う登録を受けなければならない。但し、第十四條の規定による移転登録又は第二十條の規定による臨時使用の許可を受けた自動車については、この限りでない。

(自動車登録原簿)

第五條 陸運局長は、自動車登録原簿を備え、前條の規定による登録については、左の各号に掲げる事項をこれに記載する。

- 一 自動車登録番号
- 二 自動車登録年月日
- 三 車名、型式及び年式
- 四 自動車検査証番号
- 五 車台番号
- 六 原動機番号
- 七 取得の事由
- 八 所有者の氏名又は名称及び住所
- 九 使用の本拠の所在地

2 第二十五條から第二十七條までの規定による登録については、自動車登録原簿に、その旨をあわせて記載する。

3 自動車登録原簿は、一兩の自動車につき、一用紙を備える。

(登録の申請)

第六條 自動車の登録を受けようとする者は、陸運局長に対し、前條

第三号から第九号までに掲げる事項を記載した申請書に、運輸省令で定める区分により、第三十九條の規定による譲渡証明書、販売証明書若しくは自動車登録原簿の謄本（登録用）、輸入の事実を証明する書面又は他の法令による自動車に関する権利を証明する書面を添え提出し、かつ、第六十一條第二項の規定による自動車検査証及び当該自動車を呈示しなければならない。

2 陸運局長は、前項の申請をする者に対し、前項に規定するもの外、車台番号又は原動機番号の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

3 第一項の申請において、第七十五條の規定による指定を受けた自動車にあつては、完成検査合格証の提出をもつて当該自動車の呈示に代えることができる。

（登録基準）

第七條 陸運局長は、左の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、自動車の登録をしなければならない。

一 登録を受けようとする者が当該自動車の真正な所有権を有すること

二 自動車検査証を有すること

三 当該自動車の車台番号及び原動機番号が申請書及び自動車検査証に記載する当該番号と同一であること。

(自動車登録番号の指定)

第八條 陸運局長は、自動車の登録をしたときは、当該所有者に対し、自動車登録番号を指定しなければならない。

(自動車登録番号標の購入及び封印)

第九條 自動車の所有者は、前條の規定による自動車登録番号の指定を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を第三十三條に規定する自動車登録番号標販売者から購入した上、陸運局長の封印を受けなければならない。自動車登録番号標がき損し、又は磨滅したときも同様である。

2 陸運局長は、第七十五條の規定による指定を受けた自動車で運輸省令で定める場合にあつては、前項に規定する封印を運輸省令で定める者に委任することができる。

（自動車登録の検認）

第十條 不正行為により登録を受けた自動車の使用、登録を受けない自動車の使用又は自動車登録番号標の不正使用が著しい場合において運輸大臣が必要と認めるときは、自動車の登録を受けた者は、その定める期日に自動車の登録について、陸運局長の検認を受けなければならぬ。

2

登録の検認を受けようとする者は、自動車登録番号標、自動車検査証及び当該自動車を陸運局長に呈示しなければならぬ。

3

陸運局長は、第一項の検認をし、第七條各号に掲げる基準に適合

するとともに自動車登録番号標に記載する自動車登録番号が当該自動車登録原簿に記載する当該番号と同一であると認めるときは、自動車登録原簿に検認年月日及び検認済印を押捺し、かつ、所有者に対し検認済を交付しなければならぬ。

（実地審査の委嘱）

第十一條 陸運局長は、登録又は登録の検認を受けようとする自動車とその管轄区域の外に所在することによりその呈示が困難であると認めるときその他特にやむを得ないときは、当該の陸運局長に実地審査を委嘱することができる。

2 陸運局長は、前項の委嘱をしたときは、実地審査を受けようとする者に対し、自動車を示すべき検査場その他必要な事項を指示しなければならない。

3 第一項の委嘱を受けた陸運局長は、実地審査の結果、左の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨を委嘱した陸運局長に通知しなければならない。

- 一 自動車検査証を有すること
- 二 当該自動車の車台番号、原動機番号及び登録の検認の場合にあつては自動車登録番号標に記載する自動車登録番号が自動車検査証に記載する当該番号と同一であること。

(自動車登録番号標表示の義務)
第十二條 自動車は、当該自動車の自動車登録番号標を表示しなければならない、使用してはならない。

2 登録の検認を受けた自動車にあつては、前項に規定するものの外、検認票を表示しなければ、使用してはならない。

(変更登録)

第十三條 自動車の登録を受けた者は、第五條第一項第三号から第九

号までに掲げる登録事項について表示の変更があつたときは、遅滞なくその旨の登録を受けなければならぬ。

(移転登録)

第十四條 登録を受けた自動車の譲渡があつた場合において、これを引続き使用に供しようとするときは、新所有者及び登録を受けている旧所有者は、遅滞なく、第五條第八号に掲げる事項の変更について、登録を受けなければならぬ。

(登録換)

第十五條 自動車の登録を受けた者は、管轄の転属を必要とする事由が生じたときは、遅滞なく、新管轄陸運局長の備える自動車登録原簿に登録換を受けなければならぬ。

2 旧自動車登録原簿は、前項の登録換をしたときに、閉鎖しなくてはならぬ。

(まつ消登録)

第十六條 自動車の登録を受けた者は、当該自動車の使用を引続き三箇月以上止めたときは、遅滞なく、まつ消登録を受けなければならぬ。但し、引続き三箇月以上の期間を必要とする整備又は改造を施工しているとき、その他運輸省令で定める場合は、この限りでない。

2 まつ消登録は、前項に規定する期限が到来する前においても、これを受けることができる。

（職権によるまつ消）

第十七條 陸運局長は、第七條各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、その登録をまつ消することができる。

2 陸運局長は、前條第一項の規定によるまつ消登録の申請がないときは、その登録をまつ消しなければならない。

（自動車登録番号標の廃棄等）

第十八條 自動車の所有者は、左の各号の一に該当するときは、遅滞

なく、自動車登録番号標を廃棄し、又は陸運局長にその領置を受けなければならない。

- 一 第十五條第一項の規定による登録換を受けたとき
- 二 第十六條第一項の規定によるまつ消登録を受けたとき
- 三 前條の規定により登録をまつ消されたとき
- 四 第六十九條の規定により自動車検査証を返納したとき

（臨時使用の許可）

第十九條 自動車を臨時に使用しようとする者は、陸運局長又はその指定する都の区の長若しくは市町村長が行う臨時使用の許可を受けることができる。

（許可基準等）

第二十條 行政庁は、自動車の検査の受検、試運転又は回送のため、当該臨時使用を必要とするを認めるときは、臨時使用の許可をすることができらる。

2 臨時使用の許可の期限は、長期間を要する回送その他特にやむを得ない場合を除き、五日を超えてはならない。

3 行政庁は、臨時使用の許可をしたときは、臨時使用許可証を交付し、かつ、臨時使用許可番号標を貸与しなければならぬ。

4 臨時使用の許可を受けた者は、第二項の許可期限が満了したときは、

は、遅滞なく、行政庁に、臨時使用許可番号標を返納しなければならない。

（臨時使用許可番号標表示の義務）

第二十一條 臨時使用の許可を受けた自動車は、第十二條第一項の規定にかかわらず、臨時使用許可番号標を表示し、かつ、臨時使用許可証を携帯すれば、臨時使用の目的及び経路に限り、これを使用することができらる。

（自動車登録官）

第二十二條 陸運局長は、本章に規定する自動車の登録については、自動車登録官に補助させるものとする。

2 陸運局長は、登録又は登録の検認を受けようとする自動車に当該登録所から運隔の地にあることによりその呈示が困難なとき、その他特にやむを得ないと認めるときは、自動車登録官を当該自動車の所在地に出張させ、第十一條第三項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査させることができる。

3 自動車登録官の任命、職務及び研修について必要な事項は、他の法令の規定による外、運輸省令で定める。

(対抗力)

第二十三條 登録を受けた自動車(二輪小型自動車及び軽自動車を除く。以下第二十八條まで同じ。)の所有権の移転又は処分の制限は、自動車登録原簿にその旨の登録をしたければ、第三者に対抗することができなす。

(推定力)

第二十四條 自動車の登録を受けた所有者は、当該自動車の真正な所有権を有するものと推定する。

(処分の制限の登録)

第二十五條 登録を受けた自動車に關して処分の制限(差押及び仮差押を除く。)の設定を受けた者は、その旨の登録を受けることができる。これを變更したときも同様である。

(差押又は仮差押の登録)

第二十六條 執行更又は収税官更は登録を受けた自動車
の差押又は仮差押をしたときは、その旨の登録を陸運局長に囑託しな
ければならぬ。これを変更したときも同様である。

(異議の登録)

第二十七條 登録を受けた自動車の所有権に關して異議を有する者は、
登録を受けた所有者の同意又は仮処分命令に基き、その旨の登録を
受けることができる。

2 前項の規定による登録を受けた者は、確定判決に基き、異議に係
る自動車の登録をまつ、消すべきことを陸運局長に申し立てることが
できる。

3 陸運局長は、確定判決に基き、第一項の規定による異議の登録を
まつ、消することができる。

(民法の適用除外)

第二十八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十八條及び
第九十二條から第九十四條までの規定は、登録を受けた自動車の
所有権に關しては適用しない。

(自動車登録原簿の保存等)

- 1 第二十二條 自動車登録原簿は、二十年間保存しなければならない。
- 2 本章に規定する登録の申請書及び添付書類は、十年間保存しなければならない。
- 3 自動車登録原簿は、災害を避けるとき、その他やむを得ない場合を除き、これを登録所から持ち出すことができない。

(自動車登録原簿の閲覧等)

- 第三十條 何人でも、陸運局長に対し、自動車登録原簿の謄本の交付又は利害の關係ある部分に限り自動車登録原簿の閲覧を請求することができるとができる。

- 2 自動車登録原簿の謄本(登録用)は、当該登録に係る自動車一両

につき、一通限り、交付を受けることができる。

(自動車登録原簿の滅失)

- 第三十一條 運輸大臣は、自動車登録原簿の全部又は一部が滅失したときは、本章に規定する登録の回復に関して、告示しなければならない。

(政令への委任)

- 第三十二條 この法律に規定するものの外、本章に規定する登録に関する実施細目は、政令で定める。

(自動車登録番号標販売業者)

- 第三十三條 自動車登録番号標販売業を經營しようとする者は、事業

場ごとに、運輸大臣の指定を受けなければならない。

2 前項の規定による指定を受けた者（以下「自動車登録番号標販売業者」という。）でない者は、自動車登録番号標を販売してはならない。

（禁止行為等）

第三十四條 自動車登録番号標販売業者は、左の各号に該当する行為をしてはならない。

一 自動車登録番号の指定を受けた者の請求がある場合において、失善その他やむを得ない事由がないのに当該自動車登録番号標を販売しないこと

二 当該自動車登録番号の指定を受けた者でない者に自動車登録番号

号標を販売すること

2 運輸大臣は、自動車登録番号標販売業者が前項の規定又は次項に基く省令の規定に違反したときは、期限を定めてその事業の停止を命じ、又はその指定を取り消すことができる。

3 前條第一項の規定による指定の申請手続、基準その他指定の実施細目は、運輸省令で定める。

（車台番号等の打刻）

第三十五條 自動車の製作を業とする者でない者は、自動車の車台番号又は原動機番号を打刻してはならない。

2 自動車の製作を業とする者が自動車の車台番号又は原動機番号を打刻しようとするときは、様式、番号及び位置について、運輸大臣の指定を受け、その範囲内において、これをしななければならない。

（輸入自動車の届出）

第三十六條 自動車の輸入を業とする者は、自動車を輸入したときは、その都度、当該自動車の車台番号及び原動機番号について、運輸大臣に届け出なければならない。

（塗まつ、又はき損の禁止）

第三十七條 何人も、自動車の車台番号及び原動機番号を塗まつし、又はき損してはならない。但し、整備のため特に必要なとき、その他やむを得ない場合において陸運局長の許可を受けたとき、又は次項の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

2 陸運局長は、自動車に左の各号の一に該当するときは、その所有者に対し当該番号の塗まつ、及び打刻又は打刻替を命ずることができ
る。

- 一 他の自動車の車台番号又は原動機番号と識別が困難な車台番号又は原動機番号を有するとき。
- 二 車台番号又は原動機番号を有しないとき。

(融極による打刻)

第三十八條 陸運局長は、自動車の登録、登録の検認、第五十九條、第六十二條若しくは第六十三條の規定による検査又は第九十一條第二項の規定による立入検査に際し、車台番号又は原動機番号が、損し、磨滅し、その他識別が困難な虞があると認めるときは、運輸省令で定める様式、番号及び位置により、これを打刻することができ

(譲渡証明書等)

第三十九條 自動車を譲渡し、又は販売したときは、当該人は、左の事項を運輸省令で定める様式により記載した譲渡証明書(登録用)又は販売証明書(登録用)を譲受人又は買受人に交付しなければならない。

- 一 譲渡又は販売の年月日
- 二 譲渡の場合にあつては、自動車登録番号又はまつ、消登録を受け
た当該番号
- 三 第五條第三号、第五号及び第六号に掲げる事項
- 四 譲渡人及び譲受人又は販売人及び買受人の氏名又は名称及び住所

2 前項の規定による譲渡証明書又は販売証明書は、譲渡又は販売に係る自動車一両につき、一通限り交付するものとする。

3 第一項の場合において、当該自動車に關して既に自動車登録原簿の謄本（登録用）、譲渡証明書（登録用）又は販売証明書（登録用）の交付を受けているときは、これをもあわせて交付しなればならない。但し、まつ消登録を交付した者にあつては、当該自動車登録原

簿の謄本（登録用）をもつて、これらに代えるものとする。

第三章 車両の保安基準

（自動車の種類及びその性能）

第四十條 自動車は、左の各号に掲げる構造及びその性能に關する事項について、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

- 一 長さ、幅、高さ及び車両総重量
- 二 換向車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合
- 三 傾斜角度
- 四 軸距半程
- 五 接地部及び接地圧
- 六 騒音、煤煙、器臭ガス又は有毒ガスの発散防止
- 七 前各号に掲げるものの外、運輸大臣が特に必要と認める構造

(自動車の装置及びその性能)

第十一條 自動車は、左の各号に掲げる装置及びその性能に関する事項について、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

- 一 原動機及び動力伝達装置
- 二 走行装置
- 三 操縦装置
- 四 制動装置
- 五 懸架装置

- 六 燃料装置
- 七 車枠及び車体
- 八 乗車設備及び設備
- 九 前面ガラスその他の窓ガラス
- 十 消音器その他の騒音防止装置
- 十一 前照燈、番号燈、尾燈、車幅燈その他の燈火
- 十二 警音器その他の警報装置
- 十三 方向指示器その他の指示装置
- 十四 後写鏡、払拭器その他の視野に関する装置
- 十五 速度計、走行距離計その他の計器
- 十六 消火器その他の防火装置
- 十七 内圧容器及びその附属装置
- 十八 前各号に掲げるものの外、運輸大臣が特に必要と認める装置

（乗車定員又は最大積載量）

第四十二條 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

（重要保安装置の検定）

第四十三條 自動車は第四十一條各号に掲げる装置のうち前照燈その他運輸大臣が保安上特に重要と認めるもの（以下「重要保安装置」という。）については、その型式について、運輸大臣の行う検定に合格したものを備え付けなければ使用してはならない。

2 運輸大臣は、重要保安装置が、第四十一條の規定による技術上の基準に適合し、かつ、均一性を有すると認めるときは、合格としなければならぬ。

5 重要保安装置の検定を受けた者は、検定に合格した重要保安装置（以下「検定合格装置」という。）に、合格番号を記載した検定合

裕標識を附さなければならぬ。

4 運輸大臣は、検定合格装置が第四十一條の規定による技術上の基準に適合しなくなり、若しくは均一性を有しなくなつたと認めるとき又は検定を受けた者が前項の規定若しくは次項に基く省令の規定に違反したときは、検定の合格を取り消すことができる。

5 重要保安装置の検定の審査基準、第三項の検定合格標識の様式その他検定の実施細目は、運輸省令で定める。

(旅客の運送の用に供する自動車)

第四十四條 自動車運送事業者が、旅客の運送の用に供する自動車は

前四條の規定による外、採光、室内照明装置、座席その他の構造又は装置及び性能について運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

(自動車の保安基準の特則)

第四十五條 陸運局長は、勾配又は曲折の急激な経路その他危険な地区において主として使用する自動車その他保安基準の強化を必要とする自動車に対し、運輸大臣の承認を受けて、その構造、装置、性能又は乗車定員若しくは最大積載量について、前五條の規定による外、警告器の到達距離を大きくさせ、その他特別の制限を設け、変更を命じ又は設置を命ずることができぬ。

2 陸運局長は、特殊な物品を運送する自動車その他保安基準の緩和を必要とする自動車に対し、運輸大臣の承認を受けてその指定する経路に限り、その構造、装置、性能又は乗車定員若しくは最大積重量について、前五條の規定を緩和することができる。

（原動機付自転車及び軽車両の保安基準）

第四十六條 原動機付自転車及び軽車両は、左の各号に掲げる構造、装置及び性能に關する事項について、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

- 一 幅及び高さ
- 二 制動装置
- 三 接地圧
- 四 前各号に掲げるものの外、運輸大臣が特に必要と認める構造及び装置

（旅客軽車両）

第四十七條 軽車両運送事業者が旅客の運送の用に供する軽車両（以下「旅客軽車両」という。）は、前條の規定による外、採光その他の構造又は装置及び性能について、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

（技術上の基準の原則）

第四十八條 第四十條から第四十二條まで、第四十四條、第四十六條及び前條の規定による技術上の基準は、車両の構造、装置及び性能が使用に充分堪えるところにも操縦その他の使用のための作業に安全であり、かつ、通行人その他の人に危害を与えないことを確保するものでなければならぬ。

（特別使用）

第四十九條 車両は、使用の中途において、本章に規定する保安基準のうち運輸省令で定めるものを除く事項に適合しなくなつたときは、第四十條から第四十七條までの規定にかかわらず、運輸省令で定める距離以内存する使用の本拠又は整備施設の所在地に到達する為に必要な時間及び経路に限り、これを使用することができる。

第四章 車両の整備

（作業整備等）

第五十條 自動車の使用者は、自動車を前章に規定する保安基準に常に適合させるために、その使用の前後において、運輸省令で定める技術上の基準により換装装置、制動装置その他の要部を整備しなけ

ればならない。

2 運輸大臣は、車両を前章に規定する保安基準に常に適合させるとともにその使用効率の向上を図るために、分解し、又は解体して行う整備について技術上の基準を定め、これによるべきことを車両の使用者に勧告することができる。

(自動車整備記録簿)

第五十一條 自動車運送事業者は、事業の用に供する自動車について前條第二項に規定する整備又はこれに準ずる整備をしたときは、左の各号に掲げる事項を自動車整備記録簿に記載しなければならない。

- 一 整備を完了した年月日

二 整備の種類

三 整備の概要

四 第八十條第一項に規定する自動車整備事業者に整備の施工を依頼した場合にあつては、その氏名又は名称及び住所

(整備管理者の選任)

第五十二條 自動車運送事業者又は十両以上の自動車を使用する者は、左の各号に掲げる事項を職務とする整備管理者を選任しなければならない。

- 一 この法律又はこの法律に基く命令又はこれらに基く処分の執行
- 二 第五十條に規定する整備及びこれに準ずる整備の執行又はその

- 監督
- 三 自動車運送事業者にあつては、自動車整備記録簿への記録
 - 四 自動車車庫の管理又はその監督

2 前項の規定による整備管理者の選任は、乗合旅客自動車運送事業者にあつては自動車の使用の本拠ごとに、その他の者にあつては五両以上の自動車の使用の本拠ごとに、これをしてしなければならない。

3 第一項の規定により整備管理者を選任しなければならない者（以下「自動車運送事業者等」という。）は、整備管理者に対し、その職務執行に必要な権限を与えなければならない。

（選任基準）

第五十三條 整備管理者は、左の各号の一に該当する者で、次項の規定に該当しない者のうちから、これを選任しなければならない。

一 自動車の保安又は分解整備のうち運輸省令で定める種類に關して、五年以上実務の経歴を有する者

二 第五十七條の規定による自動車整備技能の検定のうち運輸省令で定める種類に合格した者

三 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）による大学（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下「大学」という。）を卒業した後一年以上又は学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校を含む。以下「高等学校」という。）を卒業した後三年以上の自動車の保安又は分解整備に關する実務の経歴を有する者で、在学中機械に關する学科を修得した者

四 運輸大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

- 2
- 左の各号の一に該当する者は、整備管理者となることができな
一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第五十五條に規定する命令により解任されたときから二年を経過しない者

(選任届)

第五十四條 自動車運送事業者等は、整備管理者を選任したときは、遅滞なく、陸運局長に、左の各号に掲げる事項を届け出なければならぬ。これを変更したときも同様である。

- 一 届出人の氏名又は名称及び住所
- 二 当該事業場の名称及び所在地
- 三 整備管理者の氏名、住所及び年令
- 四 選任した年月日
- 五 前條に規定する選任基準に適合する事由

(解任命令)

第五十五条 陸運局長は、整備管理者が左の各号の一に該当するとき
は、自動車運送事業者等に対し、整備管理者の解任を命ずることが
できる。

- 一 この法律又はこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反
したとき
- 二 その職務を怠り、その職務に堪えなくなり、その他職務に不適
当であるとき
- 三 第五十三条に規定する選任基準に適合しなくなつたとき

(整備命令)

第五十六条 陸運局長は、自動車が第三章に規定する保安基準に適合

しなくなる虞がある状態又は適合しない状態で使用されているとき
は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合するために必要な
整備を命ずることができ。

2 前項の規定は旅客軽車両に準用する。この場合において、「陸運
局長」とあるのは、「都知事(都の区)の存する区域に限る。」又は
「市町村長」と読み替えるものとする。

3 当該行政庁は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の
規定による命令に従わない者に対し、自動車検査証、第七十三條第
二項の規定による原動機付自転車検査証若しくは同項の規定による
旅客軽車両検査証の提出を命じ、その有効期間を短縮し又は当該車
両の使用を停止し、若しくは禁止することができる。

(自動車整備技能検定)

第五十七條 運輸大臣は、自動車の保安及び整備技能の向上を図るため、学科試験及び実地試験により自動車整備技能の検定を行う。

2 自動車整備技能の検定の種類、等級、試験科目、受験手続その他検定の実施細目は、運輸省令で定める。

(自動車車庫に対する勧告)

第五十八條 運輸大臣は、自動車車庫に関し、左の各号に掲げる保安上必要な事項について技術上の基準を定め、これによるべきことを自動車使用者に勧告することができる。

- 一 もっぱら自動車を保管するための施設

二 洗車設備その他整備に必要な施設

第五章 車両の検査

(検査)

第五十九條 自動車を使用しようとする者は、当該自動車につき、左の各号に掲げる基準に適合するかどうかについて陸運局長の検査を受けなければならない。但し、臨時使用の許可を受けた自動車又は第六十七條の規定により使用者の変更について記入若しくは警換を受けた自動車については、この限りでない。

- 一 第三章に規定する保安基準に適合すること
- 二 使用しようとする者がその権利を有すること

(申請)

第六十條 前條の検査を受けようとする者は、陸運局長に対し、左の各号に掲げる事項を記載した申請書並びに申請者が当該自動車を使用する権利を有することを証明する書面を提出し、かつ、当該自動車を呈示しなければならない。

一 第五條第一項第三号、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

二 乗車定員又は最大積載量

三 申請者の氏名又は名称及び住所

四 登録を受けている自動車にあつては登録番号

2

第六條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(自動車検査証の交付)

第六十一條 陸運局長は、第五十九條の規定による検査の結果、同條各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、合格としなければならない。

2

陸運局長は、前項の場合には、左の各号に掲げる事項を運輸省令で定める様式により記載した自動車検査証を当該使用者に交付しなければならない。但し、次條の規定による検査の場合は、この限りでない。

一 自動車検査証番号及び登録を受けた自動車にあつては、自動車登録番号

- 二 車台番号及び原動機番号
- 三 有効期間
- 四 使用者及び所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 使用の本拠の所在地
- 六 自動車の種類、車名、型式、年式及形状
- 七 長さ、幅及び高さ
- 八 原動機の型式
- 九 動力伝達装置、操縦装置及び制動装置の型式
- 十 燃料の種類
- 十一 原動機の総排気量及びサイクル又は定格出力
- 十二 事業用又は自家用の別
- 十三 乗用、貨物又は乗用兼貨物の別
- 十四 特殊用途に使用する自動車又は特殊構造を有する自動車にあつては、その旨
- 十五 第四十五條の規定による制限又は緩和を附した自動車にあつては、その旨
- 十六 乗車定員又は最大積載量
- 十七 車両重量及び車両総重量

(継続検査)

第六十二條 自動車検査証の有効期間満了後引続き当該自動車を使用しようとする者は、その有効期間満了前において、第五十九條の規定による検査を受けることができる。

2 陸運局長は、前項の規定による検査に合格とするときは、有効期間の更新について、提出を受けた自動車検査証の記入又は書換をしななければならない。

(臨時検査)

第六十三條 自動車の使用者は、自動車の構造、装置若しくは性能の不良に基く事故が頻発し、若しくは、自動車の使用が第一條の目的の達成を阻害している場合において運輸大臣が必要と認めるとき、又は第六十七條第二項の規定による命令を受けたときは、その使用する自動車につき、その定める期日に、陸運局長の検査を受けなければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の規定による検査に準用する。

3 陸運局長は、第一項の規定に、検査の結果、当該自動車が自動車検査の有効期間満了前において第三章に規定する保安基準に適合しなくなる虞があると認めるときは、当該有効期間の短縮について、提出を受けた自動車検査証の記入又は書換をしななければならない。

(自動車検査証の有効期間)

第六十四條 自動車検査証の有効期間は、次項及び第三項に規定する
場合を除き、一年とする。

2 陸運局長は、当該自動車か一年以内において第三章に規定する保
安基準に適合しなくなる虞があると認めるときは、自動車検査証の
有効期間を一年未満に定めることができる。

3 第六十七條、第六十八條又は第七十條の規定により自動車検査証
の書換、交付又は再交付を受けた場合にあつては、新自動車検査証
は、旧自動車検査証の有効期間内に限り、その効力を有する。

（実地審査の委嘱）

第六十五條 第十一條第一項及び第二項の規定は、第五十九條、第六十二條又は第六十三條の規定による検査を受けようとする自動車に準用する。

2 前項において準用する第十一條第一項の規定による委嘱を受けた陸運局長は、実地審査の結果、第五十九條各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨を委嘱した陸運局長に通報しなければならない。

（自動車検査証備付の義務）

第六十六條 自動車は、自動車検査証を備え付けなければ使用してはならない。但し、臨時使用の許可を受けた自動車は、この限りでない。

（記載事項の変更）

第六十七條 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、遅滞なく、当該事項の変更について、陸運局長が行う自動車検査証の記入又は書換を受けなければならない。但し、次項の規定による命令を受けたとき又は次條に規定する書換を受けなければならないときは、この限りでない。

2 陸運局長は、前項の変更が左の各号の一に該当することにより保安基準に適合しなくなる賦があると認めるときは、第六十三條の規定による検査を受けるべきことを命じなければならぬ。

- 一 原動機の型式を変更したとき。
- 二 車両の大きさを変更したとき。
- 三 乗車定員又は最大積載量を変更したとき。
- 四 燃料の種類を変更するため燃料装置の構造を変更したとき。
- 五 動力伝達装置、操縦装置又は制動装置の型式を変更したとき。

3 第一項の規定による使用者の変更の記入又は替換は新使用者と姓名で、これを受けなければならぬ。

(管轄の転属)

第六十八條 自動車の使用者は、登録換を受けるときは、滞りなく、新管轄陸運局長が行う自動車検査証の替換を受けなければならぬ。

(検査証の返納)

第六十九條 陸運局長は、自動車が第五十九條各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証の返納を命ずることが出来る。

- 2 左の各号の一に該当する者は、遅滞なく、当該自動車検査証を陸運局長に返納しなければならない。
 - 一 自動車の使用を引続き三箇月以上止めた者
 - 二 第五十六條又は道路運送法の規定により自動車の使用の停止又は禁止を命ぜられた者
 - 三 無効な自動車検査証を所持する者

3 陸運局長は、前項第二号に掲げる者が返納したとき、又は自動車の使用者が自動車検査証を有しないときは、当該自動車登録原簿に使用停止の旨を記入しなければならない。

4 陸運局長は、第二項第二号に規定する使用の停止の場合において、これが解除されたときは、返納を受けた自動車検査証を返付しなければならない。

5 陸運局長は、自動車の使用者が前項の返付を受けたとき、又は自動車検査証を有するに至つたときは、第三項の規定による記入をまつ、消ししなければならない。

(再交付)

第七十條 自動車検査証が遺失し、又は滅失したときは、運輸省令で定める手続により、その再交付を受けることができる。

(予備検査)

第七十一条 商品たる自動車を所有する者は、当該自動車が第五十九条第一号に掲げる基準に適合するかどうかについて陸運局長の予備検査を受けることができる。

2. 第六十条から第六十五条まで及び第六十七条から前条までの規定は、自動車の使用に関する部分を除き、予備検査に合格した自動車の所有者に準用する。この場合において、「自動車検査証」とあるのは、「自動車予備検査証」と読み替えるものとする。

(自動車検査記録簿)

第七十二条 陸運局長は、自動車検査記録簿を備えつけ、本章に規定する自動車の検査並びに自動車検査証及び自動車予備検査証の交付、記入、替換、返納及び再交付に関する事項を記入しなければならない。

(原動機付自転車及び旅客軽車両の検査)

第七十三条 原動機付自転車又は旅客軽車両を使用しようとする者は、都知事(都の区)の存する区域に限る。又は市町村長の検査を受けなければならない。

2 第五十九條、第六十條第一項、第六十一條から第六十四條まで、第六十七條、第六十八條、第六十九條第一項、第二項及び第四項、第七十條並びに前條の規定は、旅客軽車両に準用する。この場合において、「陸運局長」とあるのは、「行政庁」と、「自動車検査証」とあるのは、「原動機付自転車検査証又は旅客軽車両検査証」と、それぞれ、読み替えるものとする。

3 行政庁は、原動機付自転車検査証又は旅客軽車両検査証を交付するときは、あわせて、それぞれ、原動機付自転車番号又は旅客軽車両番号を指定しなければならぬ。

4 原動機付自転車又は旅客軽車両は、それぞれ、原動機付自転車番号又は旅客軽車両番号を運輸省令で定める様式により記載した原動機付自転車番号標又は旅客軽車両番号標をその後面の見易い位置に表示しなければ、使用してはならぬ。

5 原動機付自転車又は旅客軽車両の使用者は、それぞれ、原動機付自転車検査証又は旅客軽車両検査証を返納するときは、あわせて、原動機付自転車番号標又は旅客軽車両番号標を廃棄し、又はその領置を受けなければならぬ。

(自動車検査官)

第七十四條 陸運局長は、第五十六條の規定による自動車の整備命令及び本章に規定する自動車の検査については、自動車検査官に補助させるものとする。

2 自動車検査官は、第三章に規定する保安基準の助行のために必要と認めるときは、自動車車庫、その他自動車の所在すると認めるところに立ち入り、自動車を検査し、自動車検査証の呈示を求め、又は関係人に質問をすることができる。

3 前項の場合には、自動車検査官は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならぬ。

4 第二項の規定による立入検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 陸運局長は、本章に規定する検査を受けようとする自動車当該検査場から遠隔の地にあることにより当該自動車の呈示が困難なとき、その他特にやむを得ないと認めるときは、検査のため必要を最低限度の施設及び装置が設備されている場合に限り、自動車検査官の検査を受けようとする自動車の所在地に出張させ、検査をさせることができる。

6 第二十二條第三項の規定は、自動車検査官に準用する。

(自動車の指定)

第七十五條 運輸大臣は、自動車の保安及び検査能率の向上を図るため、第三章に規定する保安基準に適合し、かつ、均一性を有する新製自動車を、その型式について、指定することができる。

2 自動車の指定は、自動車の製作、組立又は輸入を業とする者の申出により行う。

3 指定を受けた自動車を販売したときは、当該自動車の製作、組立又は輸入を業とする者が完成検査の執行後発行する完成検査合格証をあわせて交付しなければならない。

4 前項の完成検査合格証の有効期間は、六箇月とする。

5 運輸大臣は、指定を受けた自動車が第三章に規定する保安基準に適合しなくなり、若しくは均一性を有しなくなつたと認めるとき、又は指定を受けた者が第三項の規定若しくは次項に基く省令の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

6 自動車の指定の審査基準、第三項に規定する完成検査の基準、完成検査証の様式その他指定の実施細目は、運輸省令で定める。

第六章 自動車整備事業

(自動車整備事業の種類)

第七十六條 自動車整備事業の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 普通自動車整備事業（電気自動車を除くの外、特殊自動車、普通自動車及び四輪小型自動車を取り扱う自動車整備事業）
- 二 小型自動車整備事業（小型自動車（電気自動車を除く。）を取り扱う自動車整備事業）
- 三 電気自動車整備事業（電気自動車（軽自動車を除く。）を取り扱う自動車整備事業）

(認証)

第七十七條 自動車整備事業を営しようとする者は、事業の種類ごとに、陸運局長の認証を受けなければならない。

2 自動車整備事業の認証は、取り扱う自動車の原動機の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

3 自動車整備事業の認証には、条件を附し、又はこれを変更することができる。

4 前項の条件は、自動車整備事業の適正な運営を図るために必要とする最少限度のものに限り、かつ、自動車整備事業の認証を受けた

者（以下「自動車整備事業者」という。）に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

（申請）

第七十八條 自動車整備事業の認証を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を陸運局長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業の種類
- 三 事業場の名称及び所在地
- 四 第八十三條の規定により選任すべき検査主任者の氏名及び住所
- 五 前号に掲げる者が第八十四條に規定する選任基準に適合する事由
- 六 事業場の施設及び設備の概要
- 七 事業の用に供する器具及び工具の概要

2 業務の範囲を限定する認証を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、取り扱う自動車の原動機の種類その他業務の範囲を、あわせて記載しなければならない。

3 陸運局長は、自動車整備事業の認証を申請した者に対し、前各項に規定するものの外、戸籍抄本その他必要な書面の提出を求めるところができる。

(認証基準)

第七十九條 陸運局長は、前條の規定による申請が左の各号に掲げる基準に適合するときは、自動車整備事業の認証をしなければならぬ。

- 一 第八十三條の規定により選任すべき検査主任者を有するものであること。
- 二 当該事業場の面積が、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 当該事業の用に供する器具及び工具が、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 四 当該事業を経営しようとする者が、左に掲げる事由に該当しないものであること。
 - イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないこと。

ロ 自動車整備事業の認証の取消を受け、その取消の日から二年を経過しないこと。

ハ 破産の宣告を受け復権を得ないこと。

ニ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当すること。

ホ 法人（設立中のものを含む。）でその役員（設立者を含む。）のうちに前各号の一に該当する者があること。

2 前項第二号及び第三号の規定による技術上の基準は、自動車整備事業の種類別に分解整備に必要な最低限度のものでなければならぬ。

(変更届等)

第八十條 自動車整備事業者は、第七十八條各号に掲げる事項について変更が生じたとき又は当該事業を休止したときは、遅滞なく、陸運局長に届け出なければならぬ。

2 自動車整備事業者が左の各号の一に該当したときは、その者、相

続人、役員であつた者又は清算人は、運輸省令で定める区分により、遅滞なく、その旨を陸運局長に届け出なければならぬ。

一 死亡し、解散し、又は合併により消滅したとき。

二 事業を廃止したとき。

3 自動車整備事業者が死亡した場合において、当該事業を承継した

相続人は、被相続人の死亡後三十日以内に自動車整備事業の認証を申請したときは、その認証があつた旨又はその認証をしない旨の通知を受ける日までは、これを自動車整備事業者とみなす。自動車整備事業者たる法人の合併があつた場合において、合併後存続する法人で自動車整備事業者でない者又は合併により設立された法人についても同様である。

4 第二項第二号の規定により事業の全部を廃止した旨の届出があつ

たときは自動車整備事業の認証は、その効力を失う。

(完成検査)

第八十一条 自動車整備事業者は、分解整備を完了したときは、当該自動車又はその部分が第三章に規定する保安基準に適合するかどうかにかついて完成検査をしなければならない。

(分解整備記録簿)

第八十二条 自動車整備事業者は、分解整備記録簿を備え、分解整備を完了し、かつ、完成検査に合格したときは、その都度、これに左に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 当該自動車の登録番号、車台番号及び原動機番号
- 二 分解整備の概要
- 三 完成検査合格の年月日

四 完成検査を執行した検査主任者の氏名

五 分解整備施工の依頼者の氏名又は名称及び住所

2 分解整備記録簿は、一年間保存しなければならない。

(検査主任者の選任)

第八十三条 自動車整備事業者は、事業場ごとに、左に掲げる事項を職務とする検査主任者を選任しなければならない。

- 一 この法律又はこの法律に基く命令又はこれらに基く処分の勵行
- 二 完成検査の執行
- 三 分解整備記録簿への記録

(選任基準)

第八十四條 検査主任者は、左の各号の一に該当する者で第五十三條第二項第一号に該当しない者のうちから、これを選任しなければならない。

一 自動車の保安又は分解整備のうち運輸省令で定める種類に関して、七年以上実務の経験を有する者

二 自動車整備技能の検定のうち運輸省令で定める種類及び等級に合格した者

三 大学を卒業した後三年以上又は高等学校を卒業した後五年以上自動車の保安又は分解整備に関する実務の経験を有する者で、在

学中機械に関する学科を修得した者

四 運輸大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める者

(保安命令)

第八十五條 陸運局長は、完成検査に合格した自動車が当該自動車検査証の有効期間において分解整備の不良に基く事故を頻発するとき、その他自動車の保安のため必要と認めるときは、自動車整備事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる

一 検査主任者の解任

二 事業場の施設若しくは装置又は事業に用いる器具若しくは工具

の改善

(事業の停止等)

第八十六條 陸運局長は、自動車整備事業者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分、第七十七條第二項の規定による業務の範圍の限定又は同條第三項の規定により認証に附した條件に違反したときは、期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

(自動車整備事業者の認定)

第八十七條 運輸大臣は、自動車の保安及び整備技能の向上を図るため、第五十條第二項に規定する整備及びこれに準ずる整備の施行に關し、優良な技能、施設及び装置を有する自動車整備事業者(自動車又はその部分の整備を業とする者を含む。以下本條中同じ。)を、事業場ごとに、認定することができる。

2 運輸大臣は、認定を受けた自動車整備事業者が前項に規定する優良な技能、施設及び装置を有しなくなつたと認めるとき、又は次項に基く省令の規定に違反したときは、認定を取り消すことができる。

3 自動車整備事業者の認定の種別及び基準その他認定の実施細目は、
運輸省令で定める。

(自家自動車整備事業)

第八十八條 第七十六條から第八十一條まで及び第八十三條から第八十六條までの規定は、自己の需要に応じ分解整備を行う事業（以下「自家自動車整備事業」という。）に準用する。

2 前條の規定は、自家自動車整備事業を經營する者（自己の需要に応じ自動車又はその部分の整備を業とする者を含む。）に準用する。

第七章 雜則

(表示の義務)

第八十九條 自動車登録番号標販売業者、自動車整備事業者（前條において準用する第七十七條の規定により認証を受けた者を含む。以下同じ。）又は第八十七條（前條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認定を受けた者は、事業場ごとに公衆の見易いように、それぞれ、運輸省令で定める様式により、その旨を表示しなければならない。

2 前項の者でない者は、前項の規定による表示又はこれらに類似する表示をしてはならない。

(不正行便等の禁止)

第九十條 何人も、自動車登録番号標、臨時使用許可証、臨時使用許可番号標、自動車登録原簿の謄本(登録用)、譲渡証明書(登録用)、販売証明書(登録用)、重要保安装置検定合格標識、自動車検査証、原動機付自転車検査証、原動機付自転車番号標、旅客軽車両検査証、又は旅客軽車両番号標を偽造し、変造し若しくは不正に行使し、又はこれらに紛らわしいものを不正に行使してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第九十一條 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者又はこれらの者の組織する団

体に、車両の所有若しくは使用又は事業若しくは職務の執行に關し届出をさせ、報告をさせ、又は審面を提出させることができる。

一 車両の所有者又は使用者

二 自動車登録番号標販売業者

三 第三十五條第二項の規定により車台番号又は原動機番号を打刻する者

四 検定合格装置又は第七十五條第一項の規定による指定を受けた自動車の製作、組立、輸入、販売又はその仲立、取次若しくは代理を業とする者

五 整備管理者

六 自動車整備事業者

2 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項に掲げる者又は団体の事務所その他の事業場又は車両の所在すると認める場所にその職員を派遣して、車両の所有若しくは使用の状況、事業若しくは職務の執行状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(告示の義務)

第九十二條 運輸大臣は、第三十三條第一項、第三十四條第二項、第四十三條第二項若しくは第四項、第七十五條第一項若しくは第五項又は第八十七條第一項若しくは第二項の規定に基く指定、認定その他の処分をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(手数料等の納付)

第九十三條 左の表の上欄の者(国を除く。)はそれぞれ、一件につき、同表の下欄の金額の範囲内で運輸省令で定める額の手数料を国

庫に納めなければならぬ。

手数料を納付すべき者	金額
一 自動車の登録を受けようとする者	三百円
二 第十三條又は第十四條の規定による登録を受けようとする者	一百円
三 第十五條の規定による登録換を受けようとする者	百五十円
四 臨時使用の許可を受けようとする者	一百円
五 自動車登録原簿の閲覧又は謄本を請求する者	五十円
六 重要保安装置の検定を受けようとする者	一千円
七 自動車整備技能の検定を受けようとする者	三百円
八 第五十九條の規定による検査を受けようとする者	三百円

九 第六十二條第一項（第七十一條において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けようとする者	百五十円
十 第六十七條又は第六十八條（第七十一條において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の記入又は書換を受けようとする者	五十円
十一 自動車検査証又は自動車予備検査証の再交付を受けようとする者	五十円
十二 第七十一條の規定による検査を受けようとする者	三百円
十三 第七十五條の規定による指定を受けようとする者	三千円
十四 第八十五條の規定による認定を受けようとする者	一千円

2 第二十二條第二項の規定による自動車登録官の出張審査又は第七十四條第五項の規定による自動車検査官の出張検査を受けようとする者は、法令の規定により当該の自動車登録官又は自動車検査官に支給されるべき旅費及び日当の額に相当する額を国庫に納めなければならぬ。

(異議の申立)

第九十四條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分を受けた者で、これに不服のある者は、当該処分があつた日から三十日以内に限り、その旨を記載した文書をもつて、当該行政庁に異議の申立をすることができる。

(決定)

第九十五條 行政庁は、前條の規定により異議の申立があつたときは、文書をもつて決定をなし、その正本を異議の申立をした者に送付しなければならぬ。

(訴願)

第九十六條 第九十四條の規定により異議の申立をした者は、前條の規定による決定に不服があるときは、当該決定のあつたときから三十日以内に限り、運輸大臣に訴願をすることができる。

(職權の委任)

第九十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により運輸大臣の権限に屬する事項は、運輸省令の定めるところにより、陸運局長に行わせることができる。

第八章 罰則

第九十八條 第九十條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第九十九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の行為により、第七條、第九條、第十條第三項、第十三條、第十四條、第十五條第一項、第十六條第一項、第二十條第一項、第三十三條第一項、第三十五條第二項、第四十三條第二項、第四十五條第二項、第六十一條第二項(第七十一條第二項において準用する場合を含む。)、第六十二條第二項(第六十三條第二項、第七十一條第二項及び第七十三條第二項において準用する場合を含む。)、第六十七條第一項、第六十八條、第七十條又は第七十七條第一項の規定による登録、指定、認証その他の処分を受けた者

二 第三十五條第一項若しくは第二項又は第三十七條第一項の規定に違反した者

2 前項の未遂罪は、罰する。

第百條 左の各号の一に該当する者は、三箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十二條第一項若しくは第二項、第十八條、第二十條第四項、第二十一條第一項、第六十六條、第六十九條第二項（第七十三條第二項において準用する場合を含む。）又は第七十三條第四項及び第五項の規定に違反した者
- 二 第四十五條第一項、第五十六條第一項（第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第六十九條第一項の規定による処分に違反した者

2 前項の過失罪は、罰する。

第百一條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十三條第一項の規定による指定を受けないで自動車登録番号標販売業を經營した者
- 二 第七十七條第一項の規定による認証を受けないで自動車整備事業を經營した者
- 三 第七十七條第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

第百二條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
一 第三十三條第二項、第三十四條第一項の規定に違反した者
二 第三十四條第二項、第八十五條又は第八十六條の規定による処分に違反した者

第百三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三條から第十五條まで、第十六條第一項、第五十二條、第五十四條、第六十七條第一項、第六十八條、第八十一條、第八十

二條、第八十三條又は第八十九條第二項の規定に違反した者
二 第三十二條又は第三十四條第三項に基く省令の規定に違反した者

三 第三十六條、第八十條第一項若しくは第二項又は第九十一條第一項の規定に基く届出又は報告を怠り、又は虚偽の事実を申告した者

四 第三十七條第二項、第五十五條又は第七十七條第三項の規定による処分に違反した者

五 第三十九條第一項、第五十一條又は第八十二條の規定による譲渡証明書等に虚偽の記録をした者

六 第七十四條第二項又は第九十一條第二項の規定による検査を妨害し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第四百四條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の科料に処する。

一 第四條、第五十九條又は第七十三條第一項の規定による登録又は検査を受けないうで、車両を使用した者

二 第十條第一項、第三十四條第一項、第三十九條、第四十三條第一項若しくは第三項、第五十條第一項、第五十一條、第六十三條第一項又は第七十五條第三項の規定に違反した者

三 第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第四十六條又は第四十七條の規定又はこれに基く省令の規定に違反した者

四 第四十三條第五項に基く省令の規定に違反した者

(両前規定)

第百五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する車両に関し、第九十八條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第二十三條から第二十八條までの規定は、昭和二十七年一月一日から、第四十三條の規定は、昭和二十六年七月一日から、それぞれ、施行する。

2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十一号中「自動車及び旅客軽車両」を「自動車、原動機付自転車及び旅客軽車両」と改め、同号の次に次の五号を加える。

四十一の二 自動車登録番号譲渡業者の指定をすること。

四十一の三 自動車の車台番号及び原動機番号に関し、指定し、及び命令すること。

四十一の四 自動車の重要保安装置の検定を行うこと。

四十一の五 整備管理者の解任を命ずること。

四十一の六 自動車整備事業を認証し、及び自動車整備事業の業務に関し、必要な命令をすること。

第二十八條第一項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 自動車登録番号譲渡業者の指定に関すること。

十二 自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に関すること。
同項第十二号の次に次の六号を加える。

十二の二 自動車の重要保安装置の検定に関すること。

十二の三 自動車の整備及び車庫に関する勧告に関すること。

十二の四 整備管理者に関すること。

十二の五 自動車、原動機付自転車及び旅客軽車両に関する整備命

令及び検査に関すること。

十二の六 自動車整備事業の認証に関すること。

十二の七 前八号に掲げるものの外自動車及び原動機付自転車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関すること。

第五十一條第一項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 自動車登録番号譲渡業者の指定に関すること。

十三 自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に関すること。

同項第十三号の次に次の六号を加える。

十三の二 自動車の重要保安装置の検定に関すること。

十三の三 自動車の整備及び車庫に関する勸告に関すること。

十三の四 整備管理者に関すること。

十三の五 自動車、原動機付自転車及び旅客軽車両に関する整備命令及び検査に関すること。

十三の六 自動車整備事業の認証に関すること。

十三の七 前八号に掲げるものの外、自動車及び原動機付自転車の

保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関すること。

第五十四條を次のように改める。

(出張所)

第五十四條 運輸大臣は、第五十一條第一項第十一号から第十三号の七までに掲げる局務の一部を分掌させるため、所要の地に、陸運局の出張所を設けすることができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

(経過規定)

5 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号。以下「旧法」とい

う。一又は同法に基く命令によりした許可、命令又は検査その他の措置で、この法律に各相当する規定のあるものは、自動車の登録を除くの外、この法律に基いてしたもののみならず。自動車整備士技能検定規則（昭和二十四年運輸省令第五十号）又は自動車工場認定規則（昭和二十三年運輸省令第二十七号）による検定、認定その他の処分についても同様である。

4 旧法に基いてした自動車の登録は、昭和二十六年十二月三十一日までの間に限り、この法律に基いてしたもののみならず。

5 旧法又は旧法に基く命令による処分に基いて交付、封印又は貸与を受けた臨時運転許可証、臨時車両番号標、自動車の車両検査証、商品たる自動車の車両検査証、旅客軽車両の車両検査証又は旅客軽車両の車両番号標は、それぞれ、この法律の規定による臨時使用許可証、臨時使用許可番号標、自動車検査証若しくは原動機付自転車検査証、自動車予備検査証、旅客軽車両検査証又は旅客軽車両番号標とみなす。

6 旧法に基く命令による処分に基いて交付を受けた自動車の車両番号標又は自動車登録証返納事実証明書は、昭和二十六年十二月三十一日までの間に限り、それぞれ、この法律の規定による自動車登録

番号簿又は自動車登録原簿の謄本（登録用）とみなす。

7 この法律施行の際、現に自動車登録番号簿販売業又は自動車整備
事業（自己の需要に応じ分解整備を行う事業を含む。）を経営する
者は、それぞれ、第三十三條第一項の規定による指定又は第七十七
條第一項の規定による認証を受けなくても、その施行の日から六箇
月又は二箇年を限り、自動車登録番号簿販売業者又は自動車整備事
業者とみなす。その者がその期間内に指定又は認証を申請した場合
において、その期間を経過したときは、指定若しくは認証があつた
旨又は指定若しくは認証をしない旨の通知を受ける日までも同様で
ある。

8 この法律施行の際、現に存する自動車で検定合格装置を備えつけ
ていないものは、第四十三條第一項の規定にかかわらず、これらを
交換するときまでの間に限り、これを使用することができらる。

9 この法律施行の際、現に整備管理者又は検査主任者の職務を有す
る者は、それぞれ、第五十三條第一項又は第八十四條の規定にかか
わらず、その施行の日から六箇月又は一箇年を限り、第五十二條又
は第八十三條の規定により、整備管理者又は検査主任者に選任され
たものとみなす。

10 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

道路運送車両に関し、所有権の公証を行い、並びに安全の確保及び整備技能の向上を図り、あわせて自動車整備事業の健全な発達を期することにより、公共の福祉を増進するため、道路運送車両の保安に関する規律を整備充実する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法案

昭和二十六・一・一〇
運輸省

道路運送車両法

目次

第一章 総則（第一條―第三條）

第二章 自動車の登録（第四條―第四十一條）

第三章 車両の保安基準（第四十二條―第五十條）

第四章 車両の整備（第五十一條―第六十條）

第五章 車両の検査（第六十一條―第七十九條）

第六章 自動車分解整備事業（第八十條―第九十七條）

第七章 雑則（第九十八條―第一百五條）

第八章 罰則（第一百六條―第一百三條）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、道路運送車両に関し、所有権の公証を行い、並びに安全性の確保及び整備技能の向上を図り、あわせて自動車整備事業の健全な発達を期することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で、「道路運送車両」（以下「車両」という。）とは、自動車原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で、「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌條若しくは架線を引かないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この法律で、「原動機付自転車」とは、運輸省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌條若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

4 この法律で、「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌條若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、運輸省令で定めるものをいう。

5 この法律で、「使用」とは、人又は物品を運送するとしないうにかかわらず、当該装置の用い方に従い、用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

6 この法律で、「道路」とは、道路法（大正八年法律第五十八号）による道路、道路運送法（
）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

7 この法律で、「自動車運送事業者」、「乗合旅客自動車運送事業者」又は「軽車両運送事業者」とは、それぞれ、道路運送法による自動車運送事業者乗合旅客自動車運送事業者又は軽車両運送事業者をいう。

(管轄)

第三條 この法律の規定による処分は、運輸大臣に属する職権によるものを除き、左の各号に掲げる区分により、当該行政庁の管轄に属する。

一 第八條、第十條から第十五條まで、第十八條、第二十條、第二十九條、第三十條、第三十二條、第三十七條から第三十九條まで、第四十六條、第五十八條、第六十三條、第六十五條から第六十七條まで、第七十條から第七十三條まで、第七十六條、第八十二條但書及び第九十九條の規定による処分については、当該処分に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する行政庁

二 第五十六條、第五十七條、第八十一條、第八十五條、第八十六條（第八十七條において準用する場合を含む。）、第九十一條、第九十五條及び第九十六條の規定による処分については、当該処分に係る者の住所を管轄する陸運局長

三 第七十四條の規定による処分については、当該処分に係る自動車
の所在地を管轄する陸運局長

第二章 自動車の登録

(新規登録)

第四條 自動車の所有者は、当該自動車につき、自動車登録原簿に
陸運局長が行う新規登録を受けなければ、これを自己又は他人の
使用に供してはならない。

(自動車登録原簿)

第五條 自動車登録原簿は、陸運局長が設ける。

2 自動車登録原簿は、一両の自動車につき、一用紙を備える。

(新規登録の申請)

第六條 自動車の新規登録を受けようとする者は、陸運局長に対し、
左に掲げる事項を記載した申請書に、運輸省令で定める区分によ
り、第三十一條に規定する譲渡証明書、若しくは第二十條但書の
新規登録用謄本、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所
有権及び使用する権利を証明するに足るその他の書面を添えて提
出し、且つ、第六十三條の規定による自動車検査証及び当該自動
車を呈示しなければならない。

- 一 車名及び型式
- 二 自動車検査証番号
- 三 車台番号
- 四 原動機番号

- 五 取得の事由
- 六 所有者の氏名又は名称及び住所
- 七 使用の本拠の位置

2 陸運局長は、前項の申請をする者に対し、同項に規定するものの外、車台番号又は原動機番号の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めるところができる。

3 第一項の申請をする場合において、その型式について第七十八

條第一項の指定を受けた自動車にあつては、同條第三項の規定に
悉く完成検査終了証（発行後六個月を経過しないものに限る。）
の提出をもつて当該自動車の呈示に代えることができる。

（新規登録の基準）

第七條 陸運局長は、前條の申請書を受理したときは、左の各号に
該当する場合を除き新規登録をしなければならぬ。

- 一 申請者が当該自動車の所有権を有するものと認められぬとき
- 二 呈示した自動車検査証が有効なものでないとき
- 三 当該自動車に打刻されている車台番号及び原動機番号（完成
検査終了証の提出をもつて当該自動車の呈示に代えた場合には、
完成検査終了証に記載されている車台番号及び原動機番号）が

申請書及び自動車検査証に記載されている車台番号及び原動機番号と同一でないとき

- 四 呈示した自動車検査証に記載されている使用者が当該自動車を使用する権利を有するものと認められないとき
- 五 その他その申請に係る事項に虚偽があると認めるとき

(新規登録事項)

第八條 新規登録は、自動車登録原簿に第六條第一項各号に掲げる事項及び新規登録の年月日を記載し、且つ、自動車登録番号を指定し、これを自動車登録原簿に記載することによつて行ひ

(自動車登録番号の通知)

第九條 陸運局長は、新規登録をしたときは、申請者に対し、自動車登録番号を通知しなければならない。

(自動車登録番号標の封印等)

第十條 自動車の所有者は、前條の規定による自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を陸運局長又は第二十三條の自動車登録番号標交付代行着から交付を受け、これを当該自動車に取りつけた上、陸運局長の封印の取りつけを受けなければならない。自動車登録番号標又はその封印が滅失し、き損し、その識別が困難となり、又は第四項の規定に基き

運輸省令で定める様式に適合しなくなつたときも同様である。

2 陸運局長は、その型式について第七十八條第一項の指定を受けた自動車であつて、新規登録をうけたものについての前項の封印の取りつけを運輸省令で定める者に委任することができる。

3 何人も、陸運局長又は前項の規定による委任を受けた者が封印の取りつけをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。但し、整備のため特に必要がある場合その他やむを得ない場合において、陸運局長の許可を受けたときは、この限りでない。

(変更登録)

第十一條 自動車の所有者は、自動車登録原簿に記載されている車名若しくは型式、自動車検査証番号、車台番号、原動機番号、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内その旨の変更登録を受けなければならない。但し、次條の規定による移転登録、第十三條の規定による登録換又は第十四條の規定によるまづ、消登録を受けるべき場合は、この限りでない。

2 前項の変更登録のうち、車台番号又は原動機番号の変更に係るものについては、第七條第二号、第三号及び第五号の規定を、使用者の変更に係るものについては同條第二号、第四号及び第五号の規定を、その他の変更に係るものについては、同條第二号及び第五号の規定を準用する。

(移転登録等)

第十二條 自動車登録原簿に登録されている自動車(以下「登録

自動車」という。)について譲渡又は承継があつた場合において、陸運局長の行う移転登録を受けたときは、新所有者は第四條の規定にかかわらず、当該自動車を自己又は他人の使用に供してもよい。その譲渡又は承継があつた日から十五日以内における使用についても同様である。

2 前項の移転登録については、第七條第一号、第二号及び第五号の規定を準用する。

(登録換)

第十三條 登録自動車所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置について、当該自動車登録原簿を設ける陸運局長（以下「甲陸運局長」という。）の管轄区域内から他の陸運局長（以下「乙陸運局長」という。）の管轄区域内に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に甲陸運局長に登録換の申請をしなければならない。

2 甲陸運局長は、前項の申請を受理したときは、当該申請書及び当該自動車登録原簿の謄本を、遅滞なく、乙陸運局長に送付しなければならない。

この場合において甲陸運局長は、当該自動車登録原簿にその旨を表示しなければならない。

3 乙陸運局長は、前項の送付を受けた場合において、自動車の所有者が乙陸運局長の交付する自動車検査証を呈示したときは、遅滞なく、当該自動車につき自動車登録番号を指定し、自動車登録原簿に第八條の規定に準じて、登録換をし、且つ、第九條の規定に準じて自動車登録番号を通知しなければならない。

4 第一項の申請の受理及び前項の登録換をする場合には、第七條第二号及び第五号の規定を準用する。

5 第十條の規定は、自動車所有者が第三項の規定により自動車登録番号の通知を受けた場合に準用する。

6 乙陸運局長は、第三項の登録換をした場合には、その旨を甲陸運局長に通報しなければならない。

7 甲陸運局長は、前項の通報を受けた場合には、当該自動車登録原簿を閉鎖しなければならない。

(ま、つ、消登録)

第十四條 登録自動車の所有者は、当該自動車が左の各号の一に該当する場合には、その事由があつた日から十五日以内にま、つ、消登録を受けなければならない。

一 滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台及び原動機のうちれもが当該自動車の新規登録の際存した車台及び原動機でなくなつたとき。

2 前項の場合において登録自動車の所有者がま、つ、消登録の申請をしないときは、陸運局長は、その定める七日以上の期限内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

3 陸運局長は、登録自動車の所有者がまづ、消登録の申請をしたとき及び前項の催告をした場合において、登録自動車の所有者が正当な事由がないのにまづ、消登録の申請をしないときは、まづ、消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならぬ。

(自動車の登録の検認)

第十五條 登録自動車の所有者は、陸運局長が定めて公示し、又は通知する期間内に第五項の検認を受けるために当該自動車及び自動車検査証を陸運局長に呈示しなければならぬ。

2 前項の陸運局長の公示又は通知は、不正な行為により自動車登録原簿に登録を受けた自動車の使用、登録自動車でない自動車の使用又は自動車登録番号標の不正な行使の事由が著しく多い場合において、運輸大臣が必要と認めてその旨を告示した場合に限り、行うことができる。

3 陸運局長は、第一項の呈示があつた場合において、自動車検査証が有効なものであること、当該自動車に打刻されている車台番号及び原動機番号が自動車登録原簿に記載されている車台番号及び原動機番号と同一であること及び自動車登録番号標に

記載されている自動車登録番号が自動車登録原簿に記載されている自動車登録番号と同一であることを検認したときは、自動車登録原簿に検認年月日及び検認済の旨を表示し、且つ、所有者に対し検認票を交付しなければならぬ。

4 第一項の呈示をすべき自動車の所有者は、同項の期間経過後は検認票を表示しなければ、当該自動車を自己又は他人の使用に供してはならない。

(実地審査の委嘱)

第十六條 第六條第一項の申請をする者又は前條第一項の呈示を

すべき自動車の所有者が、その申請又は呈示に係る自動車が当該陸運局長(「甲陸運局長」という。本條中同じ。)の管轄区域外に所存することによりその呈示が困難である場合、その他特にやむを得ない事由がある場合において、当該陸運局長の許可をうけたときは、第六條第一項又は前條第一項の自動車検査証及び自動車の呈示は、他の陸運局長(「乙陸運局長」という。本條中同じ。)に対する呈示をもつて代えることができる。

2 甲陸運局長は、前項の許可をしたときは、乙陸運局長にその旨を通報しなければならない。

3 乙陸運局長は、呈示を受けた自動車検査証及び自動車につき、第六條第一項の申請に係るものにあつては第七條第二号、第三号及び第五号までに掲げる場合に該当するかどうかを審査し、前條第一項の呈示に係るものにあつては同條第三項に準じて検査し、その結果を甲陸運局長に通報しなければならない。

4 甲陸運局長は、第一項の許可に係る自動車登録番号標の封印の取りつけを乙陸運局長に委任することができる。

(自動車登録番号標表示の義務)

第十七條 自動車は、第十條の規定により取りつけた自動車登録番号標及び第十五條第四項の規定により表示した検認票を見易いようにして置かなければ、これを使用してはならない。

(自動車登録番号標の廃棄等)

第十八條 登録自動車の所有者は、左の各号の一に該当するときは、直ちに当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、運輸省令で定める方法により、これを破壊し、若しくは廃棄し、又は陸運局長若しくは第二十三條の自動車登録番号標交付代行者に売却しなければならない。

一 第十三條第三項の規定により自動車登録番号の通知を受けたとき。

二 第十四條第一項の規定によりまつ、消登録を受けたとき。
三 第十四條第三項の規定によりまつ、消登録のあつた旨の通知を受けたとき。

2 登録自動車の所有者は、第七十二條の規定により自動車検査証を返納したときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について陸運局長の領置を受けなければならぬ。

3 前項の領置を受けた者が、第七十二條第四項の規定により自動車検査証の返付を受けたとき、又は有効な自動車検査証を有するに至つたときは、陸運局長は、遅滞なく、領置をした自動車登録番号標を返付しなければならない。

4 前項の自動車登録番号標の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取りつけ、陸運局長の封印の取りつけを受けなければならぬ。

(自動車登録原簿の保存等)
第十九條 自動車登録原簿は、第十三條第七項の規定により閉鎖した場合においては、その日から五年間、第十四條第一項又は

第三項の規定によりまつ、消登録をした場合においては、その日から二十年間これを保存しなければならない。

2 自動車登録原簿の登録に係る申請書及びその添付書類は、十年間保存しなければならない。

3 自動車登録原簿は、災害を避ける場合、その他やむを得ない場合を除き、これを陸運局又はその出張所から持ち出すことができない。

(自動車登録原簿の謄本)

第二十條 何人も、陸運局長に対し、自動車登録原簿の謄本の交付を請求することができる。

2 まつ、消登録を受けた自動車登録原簿の謄本であつて、当該自動車につき新規登録を申請する場合に提出するため請求するもの(以下「新規登録用謄本」という。)は、当該自動車一両につき、一通を限り、まつ、消登録を受けた者に交付する。

(自動車登録原簿の滅失)

第二十一條 自動車登録原簿の全部又は一部が滅失した場合における自動車登録原簿の回復に関して必要な事項は、政令で定める。

(自動車登録官)

第二十二條 運輸大臣は、運輸省の職員のうちから自動車登録官を任命し、本章に規定する登録に関する事務につき陸運局長を補助させるものとする。

2 自動車登録官の任命、服務及び研修について必要な事項は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)及びこれに基く人事院規則による外、運輸省令で定める。

(自動車登録番号標交付代行者)

第二十三條 自動車登録番号標の交付の業を行おうとする者は、事業場ごとに、運輸大臣の指定を受けなければならない。

(禁止行為等)

第二十四條 前條の規定により指定を受けた者(以下「自動車登録番号標交付代行者」という。)は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 第十條(第十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定により自動車登録番号標の交付を受けなければならない者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに自動車登録番号標を交付しないこと。
- 二 前号の者でない者に自動車登録番号標を交付すること。

2 運輸大臣は、自動車登録番号標交付代行者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、期限を定めてその事業の停止を命じ、又はその指定を取り消すことができる。

(自動車登録番号標の交付手数料)

第二十五條 自動車登録番号標交付代行者は、自動車登録番号標の交付につき收受する手数料については、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可は自動車登録番号標の交付に要する実費を考慮して、これをしなければならぬ。

3 自動車登録番号標交付代行者は、第一項の手数料について事業場において公衆の見易いように掲示しなければならない。

(標識)

第二十六條 自動車登録番号標交付代行者は、事業場において、公衆の見易いように、運輸省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

2 自動車登録番号標交付代行若以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

(車台番号等の打刻)

第二十七條 自動車の製作を業とする者でない者は、自動車の車台番号又は原動機番号を打刻してはならない。

2 自動車の製作を業とする者が自動車の車台番号又は原動機番号を打刻しようとするときは、その様式、番号、位置及び方法について運輸大臣の指定を受け、その範囲内において、これをしなければならない。

(輸入自動車等の打刻の届出)

第二十八條 自動車又はその部分の輸入を業とする者は、自動車又は自動車の原動機若しくは車枠を輸入したときは、その都度その車台番号及び原動機番号の様式、番号及び位置を輸入の日から二十日以内に運輸大臣に届け出なければならない。

(打刻の塗まつ等の禁止)

第二十九條 何人も、自動車の車台番号又は原動機番号の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機番号の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合、その他やむを得ない場合において、陸運局長の許可を受けたとき、又は次條の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

(職権による打刻等)

第三十條

陸運局長は、自動車に左の各号の一に該当するときは、その所有者に対し、車台番号若しくは原動機番号の打刻を受け若しくはその打刻を塗まつべきことを命じ又は自ら車台番号若しくは原動機番号の打刻を塗まつし若しくは打刻をすることができ

- 一 車台番号又は原動機番号の打刻を有しないとき。
- 二 当該自動車の車台番号又は原動機番号の打刻が他の自動車の車台番号又は原動機番号の打刻と類似のものであるとき。
- 三 当該自動車の車台番号又は原動機番号の打刻が識別を困難とするとき。

(譲渡証明書等)

第三十一條

自動車を譲渡する者は、左の事項を記載した譲渡証明書及び新規登録用謄本(まづ、消登録があつた自動車を譲渡する場合に限る。)を譲受人に交付しなければならない。

- 一 譲渡の年月日
- 二 車名及び型式
- 三 車台番号及び原動機番号
- 四 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

2 前項の譲渡証明書は、譲渡に係る自動車一両につき、二通以上交付してはならない。

3 自動車を譲渡する者は、当該自動車に関して既に交付を受けている第一項の譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなればならない。

(臨時使用の許可)

第三十二條 自動車の臨時使用の許可を受けた者は、第四條の規定

にかかわらず当該自動車を次條第四項の目的及び経路に限り、使用することができる。

2 前項の臨時使用の許可は、陸運局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(行政庁という。次條において同じ。)が行う。

(許可基準等)

第三十三條 前條の臨時使用の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、第六條第一項及び第六十二條第一項の呈示のための回送を行う場合、その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。

2 臨時使用の許可は終期を付してこれを行う。

3 前項の終期は五日後であつてはならない。但し、長期間を要する回送その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。

4 行政庁は、臨時使用の許可をしたときは、臨時使用許可証を交付し、且つ、臨時使用許可番号標を貸与しなければならない。

5 前項の臨時使用許可証には、臨時使用の目的及び経路並びに第二項の終期を記載しなければならない。

6 臨時使用の許可を受けた者は、第二項の終期が到来したときは、その日から五日以内に当該行政庁に臨時使用許可番号標を返納しなければならない。

(臨時使用許可番号標表示等の義務)

第三十四條 臨時使用の許可を受けた者は、当該自動車を使用しようとするときは、臨時使用許可番号標を表示し、且つ、臨時使用許可証を携帯しなければならない。

第十七條の規定は、臨時使用の許可に係る自動車には適用しない。

(対抗力)

第三十五條 登録を受けた自動車(二輪小型自動車及び軽自動車を除く。以下第四十條まで同じ。)の所有権の移転又は処分の制限は、自動車登録原簿にその旨の記載を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(推定力)

第三十六條 自動車の新規登録を受けた所有者は、当該自動車の真正な所有権を有するものと推定する。

(処分の制限の登録)

第三十七條 登録自動車に関して処分の制限(差押及び仮差押を除く。)の設定を受けた者は、自動車登録原簿にその旨の記載を受けることができる。これを変更したときも同様である。

(差押又は仮差押の登録)

第三十八條 執行吏又は収税官吏は登録自動車の差押又は仮差押をしたときは、自動車登録原簿にその旨の記載をすべきことを陸運局長に囑託しなければならない。これを変更したときも同様である。

(異議の登録)

第三十九條 登録自動車の所有権に關して異議を有する者は、登録を受けた所有者の同意又は仮処分命令に基き、自動車登録原簿にその旨の記載を受けることができる。

2 前項の規定による登録を受けた者は、確定判決に基き、異議に係る自動車について、消登録をすべきことを陸運局長に申し立てることができる。

3 陸運局長は、確定判決に基き、第一項の規定による異議の記載について、消登録をすることができる。

(民法の適用除外)

第四十條 民法(明治二十九年法律第八十九号)

第七十八條及び第九十二條から第九十四條までの規定は、登録自動車の所有権に關しては適用しない。

(省令への委任)

第四十一條 自動車登録原簿の様式、第十條の自動車登録番号標の様式、箇數、取りつけ位置及び取りつけ方法、封印の方法、第十條の検認票の表示方法、第三十一條の譲渡証明書、臨時使用許可証及び臨時使用許可番号の様式その他本章に規定する自動車の登録及び臨時使用の許可の実施のために必要な細目は、運輸省令で定める。

第三章 車両の保安基準

(自動車の種類)

第四十二條 自動車はその構造が左の各号に掲げる事項について、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 最低地上高
- 三 車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）
- 四 操向車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）に対する割合
- 五 操向車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- 六 最小傾斜角度
- 七 最小廻転半径

八 接地部及び最大接地圧

(自動車の装置)

第四十三條 自動車は、左の各号に掲げる装置について、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

- 一 原動機及び動力伝達装置
- 二 走行装置
- 三 操縦装置

- 四 制動装置
- 五 ばねその他の緩衝装置
- 六 燃料装置
- 七 車枠及び車体
- 八 乗車装置及び物品積載装置
- 九 前面ガラスその他の窓ガラス
- 十 消音器その他の騒音防止装置
- 十一 煤煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 十二 前照燈、番号燈、尾燈、車幅燈その他の燈火装置
- 十三 警音器その他の警報装置
- 十四 方向指示器その他の指示装置
- 十五 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 十六 速度計、走行距離計その他の計器
- 十七 消火器その他の防火装置
- 十八 内圧容器及びその附属装置

十九 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

(乗車定員又は最大積載量)
第四十四條 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

(重要保安装置の検定)

第四十五條 自動車は、第四十三條第九号及び第十二号から第十七号に掲げる装置のうち運輸省令で定める保安上特に重要と認めるもの(以下「重要保安装置」という。)については、その型式について、運輸大臣の行う検定に合格したものを備えつけなければ使用してはならない。

2 運輸大臣は、前項の検定においては当該重要保安装置が第四十三條の規定による技術上の基準に適合し、且つ、均一性を有するものであるときは、合格としなければならぬ。

3 重要保安装置の検定を受けた者は、その型式について検定に合格した重要保安装置(以下「検定合格装置」という。)を譲渡し、又はこれを自動車に取りつけるときは、これに検定合格標識を附さなければならぬ。

4 運輸大臣は、検定合格装置が第四十三條の規定による技術上の基準に適合しなくなり、若しくは均一性を有するものでなくなつたときは、検定の合格を取り消すことができる。この場合において、取消の際現に自動車に備えつけられた重要保安装置については、取消の効力は及ばない。

5 第三項の検定合格標識の様式その他重要保安装置の検定に関する手続的事項は、運輸省令で定める。

(自動車技術上の基準の特則)

第四十六條 陸運局長は、勾配、曲折、積雪、結氷、ぬかるみ、その他の路面の状況等により保安上危険な道路において主として使用する自動車の使用者に対し、当該自動車につき、第四十二條の規定による最低地上高、最小傾斜角度若しくは最小回転半径についての制限、第四十三條の規定による走行装置、前照燈、尾燈、車幅燈若しくは警告器についての制限又は第四十四條の規定による乗車定員若しくは最大積載量についての制限を附加することができる。

2 陸運局長は、自動車の使用につき、当該自動車の速度、当該自動車の用途、使用地の状況等保安上危険がないと認めるときは、自動車の使用者の申請により、その経路を指定し、第四十二條から第四十四條までに規定する技術上の基準について緩和することができる。

3 陸運局長は前二項の行為をするときは、予め運輸大臣の承認を受けなければならない。

(原動機付自転車の保安基準)

第四十七條 原動機付自転車は、左の各号に掲げる事項について、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 接地部及び接地圧
- 三 制動装置
- 四 前照燈及び反射器
- 五 警告器
- 六 騒音、煤煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

(軽車両の保安基準)

第四十八條 軽車両は、左に掲げる事項について、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 接地部及び接地圧
- 三 制動装置
- 四 車体
- 五 警告器

(技術上の基準の原則)

第四十九條 第四十二條から第四十四條まで、第四十七條及び前條の規定による技術上の基準(以下「保安基準」という。)は、車両

の構造、装置及び性能が使用に充分堪え、操縦その他の使用のため
の作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えない
ことを確保するものでなければならず、且つ、これにより使用者
に対し、自動車の使用について不当な制限を課することとなるも
のであつてはならない。

(故障の場合の特則)

第五十條 車両は、使用の中途において、保安基準のうち運輸省令
で定めるものを除く事項又は第四十五條第一項の規定に適合しな
くなつた場合においては、第四十二條から第四十五條まで、第四
十七條及び第四十八條の規定にかかわらず、五十キロメートル以
内に存する使用の本拠に帰るとき又は整備のためよりの整備施

設の所在地に行くときに限りこれを使用することができらる。

第四章 車両の整備

(仕業点検)

第五十一條 自動車の使用者は、一日一回、その使用の開始前にお
いて、運輸省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなけ
ればならない。

(整備勧告)

第五十二條 運輸大臣は、自動車の使用者に対し、運輸省令で定める技術上の基準に従い、整備をすべきことを勧告することができる。

(自動車整備記録簿)

第五十三條 自動車運送事業者は、事業の用に供する自動車について分解整備(原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置又は緩衝装置)を取りはづして行う自動車の整備(車輪のみを取りはづして行う整備を除く。)をいう。以下同じ。をしたときは、左の各号に掲げる事項を自動車整備記録簿に記載しなければならない。

一 整備を完了した年月日

二 整備の概要

三 第八十一條の自動車整備事業者が整備の工事をした場合にあつては、その氏名又は名称及び住所

(整備管理者の選任)

第五十四條 自動車を使用する者は、乗合旅客自動車運送事業者にあつては、自動車の使用の本拠ごとに、その他の自動車運送事業者にあつては、五両以上の自動車の使用の本拠ごとに、その他のものにあつては、十両以上の自動車の使用の本拠ごとに、自動車

の点検及び整備、自動車の整備記録簿の記載並びに自動車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者（以下「自動車運送事業者等」という。）は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

（整備管理者の資格）

第五十五條 左の各号の一に該当する者でなければ、前條の整備管

理者となることができない。

- 一 自動車の分解整備に関して、五年以上実務の経験を有する者
- 二 第五十九條の規定による自動車整備士技能検定のうち運輸省令で定める種類に合格した者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下単に「大学」という。）において、機械に関する学科を修得した者であつて、一年以上自動車の分解整備に関する実務の経験を有するもの
- 四 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校を含む。以下単に「高等学校」という。）において、機械に関する学科を習得した者であつて、三年以上自動車の分解整備に関する実務の経験を有するもの
- 五 運輸大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

2 第五十七條に規定する命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者は、整備管理者となることができない。

(選任届)

第五十六條 自動車運送事業者は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に陸運局長に、その旨を届け出なければならぬ。これを変更したときも同様である。

(解任命令)

第五十七條 陸運局長は、整備管理者が、この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反したとき又は整備管理者としての職務を遂行させることが不適当であると認めるときは、自動車運送事業者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができぬ。

(整備命令)

第五十八條 陸運局長は、自動車が保安基準に適合しなくなる虞がある状態又は適合しない状態にあるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなる虞がなくするため、又は保安基準に適合するために必要な最小限度の整備を命ずることができぬ。

2 陸運局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令に従わない場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動車の使用を停止し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限することができる。

3 陸運局長は、前項の処分に係る自動車が保安基準に適合するに至つたときは、直ちに同項の処分を取り消さなければならぬ。

4 前三項の規定は、原動機付自転車及び旅客軽車両について準用する。この場合において、「陸運局長」とあるのは、「都知事（特別区の区域に限る。）」又は「市町村長」と読み替えるものとする。

（自動車整備士の技能検定）

第五十九條 運輸大臣は、自動車の整備の向上を図るため、申請により自動車整備士の技能検定を行う。

2 前項の技能検定は、申請者が保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。

（自動車車庫に関する勸告）

第六十條 運輸大臣、自動車の使用者に対し、その用に供する自動車車庫に關し、運輸省令で定める技術上の基準によるべきことを勸告することができる。

第五章 車両の検査

(検査)

第六十一条 自動車は、保安基準に適合するかどうかについて陸運局長の検査を受け、自動車検査証の交付を受けなければ、これを使用してはならない。但し、第三十二条に規定する臨時使用の許可を受けた自動車については、この限りでない。

(申請)

第六十二条 前條の検査を受けようとする者は、陸運局長に対し、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し、且つ、当該自動車を呈示しなければならない。

一 第六條第一項第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号に掲

げる事項

- 二 乗車定員又は最大積載量
- 三 申請者の氏名又は名称及び住所
- 四 自動車登録原簿に登録されている自動車にあつては、自動車登録番号

2 第六條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(自動車検査証の交付)

第六十三条 陸運局長は、第六十一条の検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、左の各号に掲げる事項を記載し

た自動車検査証を当該使用者に交付しなければならぬ。

一 自動車検査証番号及び自動車登録原簿に登録されている自動車にあつては、自動車登録番号

二 車台番号及び原動機番号

三 有効期間

四 使用者及び所有者の氏名又は名称及び住所

五 使用の本拠の所在地

六 車名及び型式

七 普通自動車、小型自動車、軽自動車又は特殊自動車の別

八 長さ、幅及び高さ

九 車体の形状

十 原動機の型式

十一 動力伝達装置、操縦装置及び制動装置の型式

十二 燃料の種類

十三 燃料装置の型式

十四 原動機の総排気量及びサイクル又は定格出力

十五 事業用又は自家用の別

十六 用途

十七 特殊自動車にあつては、その種類

十八 第四十六條の規定による制限を附加し又は緩和をした自動車にあつては、その旨

十九 乗車定員又は最大積載量

二十 車両重量及び車両総重量

(自動車検査証の有効期間)

第六十四條 自動車検査証の有効期間は、一年とする。

2 陸運局長は、第六十三條、次條第一項又は第六十六條第三項の場合において、当該自動車が一年を経過しない前に保安基準に適合しなくなる虞があると認めるときは、前項の有効期間を一年未満に指定することができる。

3 第六十九條、第七十一條又は第七十三條の規定により自動車検査証の書換又は再交付をする場合にあつては、新たに交付する自動車検査証の有効期間は、従前の自動車検査証の有効期間の残存期間とする。

(継続検査)

第六十五條 陸運局長は、自動車検査証の有効期間満了後引続き当該自動車を使用しようとする者が、その有効期間満了前において、陸運局長の行う検査を受けた場合において、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証の有効期間を更新し、その旨を自動車検査証に記入しなければならない。

2 前項の規定による自動車検査証の記入に係る自動車については、第六十一條の規定を適用しない。

(臨時検査)

第六十六條 自動車の使用者は、陸運局長が定めて公示し、又は通知する期間内に、第三項の検査を受けるために、当該自動車及び自動車検査証を陸運局長に呈示しなければならぬ。

2 前項の陸運局長の公示又は通知は、自動車の構造、装置若しくは性能の不良に基く事故が著しく多い場合において、運輸大臣が必要と認めて、その旨を告示した場合に限り、行うことができる。

3 陸運局長は、第一項の呈示があつた場合においては、検査を行い、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証の有効期間を更新し、その旨を自動車検査証に記入しなければならない。

(分解整備検査)

第六十七條 前條第一項及び第三項の規定は、自動車の使用者が、第八十二條但書の許可を受けた場合において、分解整備を完了した場合に準用する。

(実地審査の委嘱)

第六十八條 第十六條第一項及び第二項の規定は、第六十一條、第六十五條、第六十六條、又は第六十七條の規定による検査を受けようとする場合に準用する。

2 前項において準用する第十六條第一項の乙陸運局長は、呈示を受けた自動車が保安基準に適合するかどうかを審査し、その旨を前項において準用する第十六條第一項の甲陸運局長に通報しなければならぬ。

5 甲陸運局長は、第一項において準用する第十六條の許可に係る自動車の自動車検査証についての有効期間の指定又は更新及びその記入を乙陸運局長に委任することができる。

(自動車検査証備付の義務)

第六十九條 自動車は、自動車検査証を備え付けなければ使用してはならない。但し、第三十二條に規定する臨時使用の許可を受けた自動車は、この限りでない。

(記載事項の変更等)

第七十條 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該事項の変更について、陸運局長が行う自動車検査証の記入を受けなければならぬ。但し、次條に規定する替換を受けなければならぬときは、この限りでない。

2 陸運局長は、前項の変更が左の各号の一に該当することにより保安基準に適合しなくなる虞があると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、検査を受けるべきことを命じ

なければならぬ。

- 一 原動機の型式を変更したとき。
- 二 自動車の長さ、幅又は高さを変更したとき。
- 三 乗車定員又は最大積載量を変更したとき。
- 四 燃料装置の型式を変更したとき。
- 五 動力伝達装置、操縦装置又は制動装置の型式を変更したとき。

第六十六條第一項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(自動車検査証の替換)

第七十一條 自動車の使用者は、当該自動車の使用の本拠の位置を当

該自動車検査証を交付した陸運局長の管轄区域内から他の陸運局長
(本條中「乙陸運局長」という。)の管轄区域内に変更したときは、
その日から十日以内に、乙陸運局長が行う自動車検査証の替換を受
けなければならぬ。

(検査証の返納)

第七十二條 陸運局長は、第六十六條第三項、第七十條第二項の検査
をした場合において、当該自動車保安基準に適合しないものであ
ると認めるときは、自動車の使用者に対し、理由を附した文書をも
つて、当該自動車検査証の返納を命ずることができる。

2 左の各号の一に該当する者は、直ちに当該自動車検査証を陸運局長に返納しなければならない。

一 第五十八條第二項の規定により自動車の使用の停止を命ぜられた者

二 無効な自動車検査証を所持する者

3 陸運局長は、前二項の規定により自動車検査証の返納があつたときは、当該自動車登録原簿に使用停止の旨を表示しなければならない。

4 陸運局長は、第一項の規定による返納の命令に係る自動車保安基準に適合するに至つたとき、又は第五十八條第三項の規定により

使用の停止の取消をしたときは、返納を受けた自動車検査証を返付しなければならない。

5 陸運局長は、前項の規定により自動車検査証の返付をしたとき、又は当該自動車の使用者が有効な自動車検査証を有するに至つたときは、第三項の表示をまつ消しなければならない。

(再交付)

第七十三條 自動車の使用者は、自動車検査証が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつたときは、その再交付を受けることができる。

(予備検査)

第七十四條 陸運局長は、自動車の所有者が予備検査を受け第四項の自動車予備検査証の交付を受けた場合において、当該自動車の使用者が使用の本拠を定めて申請したときは、その者に対し、第六十四條各号に掲げる事項を記載した自動車検査証を交付しなければならぬ。

2 前項の自動車検査証の交付は、第六十一條の規定により検査をしてなした自動車検査証を交付したものとみなす。

3 第六十二條第一項の規定は、予備検査を受けようとする者に準用する。この場合において、同項第一号中「第六号及び第七号」とあるのは「及び第七号」と読み替える。

4 陸運局長は、予備検査の結果、当該自動車保安基準に適合すると認めるときは、第六十三條第一号から第三号まで、第六号から第十七号まで、第十九号及び第二十号に掲げる事項を記載した自動車予備検査証を申請者に交付しなければならない。

5 第六十四條の規定は、自動車予備検査証について準用する。この場合において、同條第二項中「第六十三條、次條第一項」とあるのは「前項」と読み替える。

6 第六十六條の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と、「自動車検査証」とあるのは「自動車予備検査証」と読み替える。

7 第七十條の規定は、自動車予備検査証の記載事項について変更があつた場合に準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と読み替える。

8 第七十一條の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と、「使用の本拠の位置」とあるのは「所在地」と読み替える。

9 第七十二條第一項及び第二項第二号の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と、「自動車検査証」とあるのは「自動車予備検査証」と読み替える。

10 前條の規定は、自動車予備検査証について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と読み替える。

(自動車検査記録簿)

第七十五條 陸運局長は、自動車検査記録簿を備え、本章に規定する自動車の検査並びに自動車検査証及び自動車予備検査証の交付、記

入、番換、返納及び再交付に関する事項を記載しなければならない。

(原動機付自転車及び旅客軽車両の検査)

第七十六條 原動機付自転車又は旅客軽車両(軽車両運送事業者が旅客の運送の用に供する軽車両をいう。以下同じ。)は、保安基準に適合するかどうかについて、都知事(特別区の区域に限る。)又は市町村長(「市町村長等」という。本條中同じ。)の検査を受け、原動機付自転車検査証又は旅客軽車両検査証の交付を受けなければ、これを使用してはならない。

2 行政庁は、原動機付自転車検査証又は旅客軽車両検査証を交付す

るときは、あわせて、原動機付自転車番号又は旅客軽車両番号を指定しなければならない。

3 原動機付自転車又は旅客軽車両は、原動機付自転車番号又は旅客軽車両番号を記載した原動機付自転車番号標又は旅客軽車両番号標をその後面の見易い位置に表示しなければ、これを使用してはならない。

4 第六十四條第一項の規定は、原動機付自転車検査証及び旅客軽車両検査証について準用する。

(自動車検査官)

第七十七條 運輸大臣は、運輸省の職員のうちから自動車検査官を任命し、本章に規定する自動車の検査及び第五十八條の規定による処分に関する事務につき、陸運局長を補助させるものとする。

2 第二十二條第二項の規定は、自動車検査官に準用する。

(自動車の指定)

第七十八條 運輸大臣は、自動車の安全性の増進を図るため、申請により、自動車を、その型式について、指定する。

2 前項の指定は、申請に係る自動車が保安基準に適合し、且つ、均一性を有するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車
を譲渡する場合において、当該自動車が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し、これを譲受人に交付しなければならない。

4 運輸大臣は、その型式について指定を受けた自動車が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。

(省令への委任)

第七十九條 自動車検査証及び自動車予備検査の様式及び再交付の手續、第七十六條第一項の検査に関する手續的事項、原動機付自転車検査証及び旅客軽車両検査証の記載事項の変更及び返納に関する事項、前條第三項の検査の基準、同項の完成検査証の様式その他本章に規定する車両の検査を実施するために必要な細目は運輸省令で定める。

第六章 自動車分解整備事業

(自動車分解整備事業の種類)

第八十條 自動車分解整備事業（自動車の分解整備を行う事業をいう。以下同じ。）の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 普通自動車分解整備事業（電気自動車以外の普通自動車、四輪の小型自動車及び特殊自動車を対象とする自動車分解整備事業）
- 二 小型自動車分解整備事業（電気自動車以外の小型自動車を対象とする自動車分解整備事業）
- 三 電気自動車分解整備事業（軽自動車以外の電気自動車を対象とする自動車分解整備事業）

前項の普通自動車、小型自動車、軽自動車、特殊自動車及び電気自動車の別は自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として運輸省令で定める。

(認証)

第八十一條 自動車分解整備事業を営しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び事業場ごとに、陸運局長の認証を受けなければならない。

自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

3 自動車分解整備事業の認証には、条件を附し、又はこれを変更することができる。

4 前項の條件は、自動車分解整備事業の認証を受けた者（以下「自動車分解整備事業者」といふ。）の行う自動車の整備が適切に行はれるために必要とする最小限度のものに限り、且つ、当該自動車分解整備事業者に不当な競争を課することとならないものでなければならぬ。

（分解整備の禁止）

第八十二条 自動車分解整備事業者以外の者は、軽自動車以外の自動

車の分解整備をしてはならない。但し、自動車分解整備事業者に分解整備の工事を依頼することを困難とする場合その他やむを得ない場合において、陸運局長の許可を受けたときは、この限りでない。

（申請）

第八十三条 自動車分解整備事業の認証を受けようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び予定する事業場の位置を記載した申請書に、予定する事業場の平面図並びに第八十九条の検査主任者を選任すること、及び次条第一項第三号の技術上の基準に適合する器具を備えることを信じさせるに足る書面を添え、陸運局長に提出しなければならない。

2 前條第二項の業務の範囲を限定する認証を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、自動車の種類その他業務の範囲をあわせて記載しなければならぬ。

3 陸運局長は、自動車分解整備事業の認証を申請した者に対し前二項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書面の提出を求めることが出来る。

(認証基準)

第八十四條 陸運局長は、前條の規定による申請が左の各号に掲げる基準に適合するときは、自動車分解整備事業の認証をしなければな

らない。

- 一 申請者が第八十九條の検査主任者を選任することを信じさせるに足る理由があるものであること。
- 二 当該事業場の用地の大きさ及び形状が、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 当該事業場の器具が、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 四 申請者が、左に掲げる事由に該当しない者であること。
 - イ この法律に規定する罪を犯し一年以上の懲役の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ 第九十五條の規定による自動車分解整備事業の認証の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者
 - ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治

2 産者であつて、その法定代理人が前二号の一に該当するもの
ニ 法人であつてその役員（如何なる名称によるかを問はず、こ
れと同等以上の職權又は支配力を有するものを含む。）のうち
に前号の一に該当する者があるもの

2 前項第二号及び第三号の規定による技術上の基準は、自動車分解
整備事業の種類別に自動車の分解整備に必要な最低限度のものでな
ければならない。

（変更届等）

第八十五條 自動車分解整備事業者は、左の各号に掲げる事項につい
て変更が生じたときは、その事由が生じた日から三十日以内に、陸
運局長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業場の位置
- 三 事業場の用地の大きさ及び形状
- 四 事業場の器具のうち運輸省令で定める特に重要なもの

2 自動車分解整備事業者が左の各号の一に該当することとなつた場
合においては、当該各号に掲げる者は、その事由が生じた日から三
十日以内に、その旨を陸運局長に届け出なければならない。

- 一 自動車分解整備事業者が死亡したときは、その相続人
- 二 自動車分解整備事業者たる法人が解散したときは、その清算人
- 三 事業を廃止したときは、自動車分解整備事業者であつた者（自動車分解整備事業者たる法人が事業を廃止したときは、自動車分解整備事業者であつた者の役員）

（相続及び合併）

第八十六條 自動車分解整備事業者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、自動車分解整備事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により自動車分解整備事業者の地位を承継した者は、その事由の生じた日から三十日以内にその旨を陸運局長に届け出なければならぬ。

（事業の譲渡）

第八十七條 自動車分解整備事業者が、自動車分解整備事業を譲渡したときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前條第二項の規定は前項の場合に準用する。

(認証の失効)

第八十八條 第八十五條第二項第三号の規定により事業の臨止の届出があつたときは、自動車分解整備事業の認証は、その効力を失う。

(検査主任者の選任)

第八十九條 自動車分解整備事業者は、自ら検査主任者となる場合の外、第九十三條の検査及び第九十四條の分解整備記録簿の記載に関する事項を処理させるため、事業場ごとに、検査主任者を選任しなければならない。

2 検査主任者は、他の事業場の検査主任者となることができない。

(検査主任者の資格)

第九十條 検査主任者は、左の各号の一に該当する者でなければ前條の検査主任者となることができない。

- 一 自動車の分解整備に関して七年以上実務の経験を有する者
- 二 自動車整備士の技能検定のうち運輸省令で定める種類に合格した者
- 三 大学において機械に関する学科を修得した者であつて、三年以上自動車の分解整備に関する実務の経験を有するもの
- 四 高等学校において機械に関する学科を修得した者であつて、五年以上自動車の分解整備に関する実務経験を有するもの
- 五 運輸大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める者

(選任届)

第九十一条 自動車分解整備事業者は、検査主任者を選任したときは、その日から十五日以内に、陸運局長に、その旨を届け出なければならぬ。これを変更したときも同様である。

(標識)

第九十二条 自動車分解整備事業者は、事業場において、公衆の見易いように、運輸省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

2 自動車分解整備事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

(自動車分解整備事業者の検査)

第九十三条 自動車分解整備事業者は、分解整備を完了したときは、当該自動車保安基準に適合するかどうかについて検査をしなければならない。

(分解整備記録簿)

第九十四条 自動車分解整備事業者は、分解整備記録簿を備え、分解整備を完了した場合において前條の検査の結果当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、その都度、これに左に掲げる事項を

記載しなければならぬ。

- 一 自動車登録番号、車台番号及び原動機番号
- 二 分解整備の概要
- 三 前條の検査に合格した年月日
- 四 前條の検査を執行した検査主任者の氏名
- 五 分解整備工事の依頼者の氏名又は名称及び住所

2 分解整備記録簿は、一年間保存しなければならぬ。

(保安命令)

第九十五條 陸運局長は、第九十三條の検査に合格した自動車当該

自動車検査証の有効期間内において分解整備の不良に基く事故を起したとき、その他自動車の安全性を維持するため特に必要と認めるときは、自動車分解整備事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることが出来る。

- 一 検査主任者の解任
- 二 事業場の施設又は器具の改善

(事業の停止等)

第九十六條 陸運局長は、自動車分解整備事業者が、この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分、第八十一條第二項の規定による業務の範囲の限定又は同條第三項の規定により認証に附した条件に違反したときは、三箇月以内において期間を定めて

事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

(優良自動車整備事業者の認定)

第九十七條 運輸大臣は、自動車の整備の向上を図るため、申請により、自動車又はその部分の整備を業とする者について運輸省令で定める優良な施設、技術及び管理組織を有する事業場ごとに優良自動車整備事業者の認定を行う。

2 運輸大臣は、前項の認定を受けた者が同項に基く運輸省令で定める施設、技術及び管理組織を有しなくなつたと認めるときは、認定を取り消すことができる。

3 優良自動車整備事業者の認定を受けた者は、事業場において、公衆の見易いように、運輸省令で定める様式の標識を掲げなければならぬ。

4 優良自動車整備事業者の認定を受けた者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

第七章 雑則

(不正行使等の禁止)

第九十八條 何人も、自動車登録番号標、臨時使用許可証、臨時使用許可番号標、自動車登録原簿の謄本(登録用)、重要保安装置、検

定合格標識、自動車検査証、原動機付自転車検査証、原動機付自転車番号標、旅客軽車両検査証又は旅客軽車両番号標を偽造し、変造し、若しくは不正に行使し、又はこれらに紛らわしいものを不正に行使してはならない。

(使用休止等の届出)

第九十九條 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用を引続き三箇月以上止めたときは、その日から十五日以内にその旨を陸運局長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、自動車登録原簿に使用休止の旨を示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第百條 当該行政庁は第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者に、車両の所有若しくは使用又は事業に関し報告をさせることができる。

- 一 車両の所有者又は使用者
- 二 自動車登録番号標交付代行者
- 三 第二十三條の規定により指定を受けた者
- 四 第四十五條の規定により重要保安装置の型式について検定に合格した者又は第七十八條第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者
- 五 自動車分解整備事業者

六 優良自動車整備事業者の認定

2 当該行政庁は第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は車両の所在すると認める場所にその職員を派遣して、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による検査及び質問は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(告示の義務)

第百一條 運輸大臣は、第二十三條の指定、第二十四條第二項の事業の停止の命令若しくは指定の取消、第四十五條第一項の検定の合格の処分若しくは第四項の検定の合格の取消、第七十八條第一項の指定若しくは第四項の指定の取消又は第九十七條第一項の認定若しくは第二項の認定の取消をしたときは、その旨の告示をしなければならない。

(手数料の納付)
 第二百二條 左の表の上欄の者(四を除く。)は、それぞれ、一件につき、同表の下欄の金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

手数料を納付すべき者	金額
一 自動車の新規登録を受けようとする者	三百円
二 第十一條第一項の変更登録又は第十二條第一項の移転登録を受けようとする者	百円
三 第十三條第一項の登録換の申請をする者	百五十円
四 自動車臨時使用の許可を受けようとする者	百円
五 自動車登録原簿の謄本の交付を請求する者	五十円
六 重要保安装置の検定を受けようとする者	千円
七 自動車整備士の技能検定の申請をする者	三百円
八 第六十一條の検査の申請をする者	三百円
九 第六十五條第一項第六十七條第一項又は第七十條第二項の規定による検査を受けようとする者	百五十円
十 第七十條第一項又は第七十一條の規定(第七十四條第七項及び第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による自動車検査証の記入又は替換を受けようとする者	五十円
十一 自動車検査証又は自動車予備検査証の再交付を受けようとする者	五十円
十二 第七十四條第一項の自動車の予備検査を受けようとする者	三百円
十三 第七十八條第一項の指定を申請する者	三千円
十四 第九十七條第一項の規定による認定を申請する者	一千円

(聴問)

第三百三條 当該行政庁は、第二十四條第二項、第四十五條第四項、第七十八條第四項、第九十六條又は第九十七條第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し相当の期間を置いて予告をした上、公願による聴問をしなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

(訴願)

第四百四條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分不服があるときは、運輸大臣に訴願をすることができる。

(職権の委任)

第四百五條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令の定めるところにより、陸運局長に行わせることができる。

第八章 罰則

第四百六條 第九十八條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第一百七七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の行為により、第八〇、第八一條第一項、若しくは第三項但書第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條第二項、若しくは第三項、第十四條第一項、第十五條第三項、第二十三條、第二十七條第二項、第二十九條但書、第三十二條第二項、第四十五條第二項、第四十六條第二項、第六十三條（第七十四條第四項において準用する場合を含む。）、第六十五條第一項（第七十四條第六項及び第七十六條第一項において準用する場合を含む。）、第六十六條第三項（第六十七條、第七十條第三項及び第七十四條第六項において準用する場合を含む。）、第七十條第一項、第七十一

條、第七十三條又は第八十一條第一項の規定による登録、指定、認証その他の処分を受けた者

二 第二十七條又は第二十九條の規定に違反した者

2 前項の未遂罪は、罰する。

第一百八條 左の各号の一に該当する者は、三箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條、第十條第三項、第十五條第四項、第十八條第一項若しくは第二項、第六十一條、第七十二條第二項、第七十六條第一項又は第八十二條の規定に違反した者

二 第四十六條、第五十八條第一項若しくは第二項（第四項において準用する場合を含む。）又は第七十二條第一項の規定による処分に違反した者

2 前項の過失罪は、罰する。

第九九條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三條の規定による指定を受けないうて自動車登録番号標販売業を經營した者
- 二 第八十一條第一項の規定による認証を受けないうて自動車整備事業を經營した者
- 三 第八十一條第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

第一百十條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第一項、第十七條、第二十四條第一項、第十八條第四項、第三十四條第一項、第六十九條又は第七十六條第三項の規定に違反した者
- 二 第二十四條第二項、第九十五條又は第九十六條の規定による処分に違反した者

第一百一十條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第二十六條第二項、第五十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第七十條第一項、第七十一條、第八十九條、第九十二條第二項、第九十三條、第九十四條又は第九十七條第四項の規定に違反した者

二 第二十五條第一項の規定による認可を受けない手数料により自動車登録番号標を交付した者

三 第四十一條及び第七十九條に基く省令の規定に違反した者

四 第二十八條、第五十六條、第八十五條、第八十六條第二項（第八十七條第二項において準用する場合を含む。）、第九十一條第九十九條第一項又は第百條第一項の規定に基く届出又は報告を怠り、又は虚偽の事実を申告した者

五 第三十條第二項、第五十七條の規定による処分違反した者

六 第三十一條、第五十三條又は第九十四條第一項の規定による該渡証明書等に虚偽の記載をした者

七 第百條第二項の規定による検査を妨害し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第百十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第十五條第一項、第二十五條第二項、第二十六條第一項、第三十一條、第四十五條第一項若しくは第三項、第五十一條、第五十三條、第七十八條第三項、第九十二條第一項又は第九十七條第三項の規定に違反した者

二 第四十二條から第四十四條まで、第四十七條又は第四十八條の規定又はこれに基く省令の規定に違反した者

三 第四十五條第五項に基く省令の規定に違反した者

(両例規定)

第百十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する車両に関し、第百六條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第二十三條から第二十八條までの規定は、昭和二十七年一月一日から、第四十三條の規定は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十一号中「自動車及び旅客軽車両」を「自動車、

原動機付自転車及び旅客軽車両に改め、同号の次に次の五号を加える。

四十一の二 自動車登録番号標交付代行者の指定をすること。

四十一の三 自動車の車台番号及び原動機番号に關し、指定し、及び命令をすること。

四十一の四 自動車の重要保安装置の検定を行うこと。

四十一の五 自動車分解整備事業の認証し、及び自動車分解整備事業の業務に關し、必要な命令をすること。

第二十八條第一項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 自動車登録番号標交付代行者の指定に關すること。

十二 自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に關すること。

第二十八條第一項第十二号の次に次の八号を加える。

十二の二 自動車の重要保安装置の検定に關すること。

十二の三 自動車の整備及び車庫に關する勸告に關すること。

十二の四 自動車の使用に係る整備管理者に關すること。

十二の五 自動車、原動機付自転車及び旅客軽車両に關する整備命令及び検査に關すること。

十二の六 自動車整備士の技能検定に關すること。

十二の七 自動車分解整備事業の認証に關すること。

十二の八 優良自動車整備事業者の認定に關すること。

十二の九 前十号に掲げるものの外、自動車及び原動機付自転車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に關すること。

第五十一條第一項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 自動車登録番号標交付代行者の指定に關すること。

十三 自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に關すること。

第五十一條第一項第十三号の次に次の八号を加える。

十三の二 自動車の重要保安装置の検定に關すること。

十三の三 自動車の整備及び車庫に關する勸告に關すること。

十三の四 自動車の使用に係る整備管理者に關すること。

十三の五 自動車、原動機付自転車及び旅客軽車両に關する整備命

令及び検査に関すること。

十三の六 自動車整備士の技能検定に関すること。

十三の七 自動車分解整備事業の認証に関すること。

十三の八 優良自動車整備事業者の認定に関すること。

十三の九 前十号に掲げるものの外、自動車及び原動機付自転車の

保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関すること。

第五十四條を次のように改める。

(出張所)

第五十四條 運輸大臣は、第五十一條第一項第十号から第十三号の

九までに掲げる局務の一部を分掌させるため、所要の地に陸運局の出張所を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

(経過規定)

3 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号。以下「旧法」という。)第五十六條第一項の規定によりした自動車の登録は、昭和二十六年十二月三十一日までの間に限り、この法律の規定によりした自動車の新規登録とみなす。

4 車両規則(昭和二十二年運輸省令第三十六号。以下「旧令」という。)第三十二條の規定によりした臨時運転の許可は、この法律の規定によりした自動車の臨時使用の許可とみなす。

5 旧法第五十四條第一項の規定によりした自動車（原動機付自転車に相当する自動車を除く。）の検査、旧令第二十六條の規定によりした検査、原動機付自転車に相当する自動車の検査又は旅客軽車両の検査は、それぞれ、この法律第六十一條の規定によりした自動車の検査、第七十四條の規定によりした予備検査、第七十六條の規定によりした原動機付自転車の検査又は同條の規定によりした旅客軽車両の検査とみなす。

6 自動車整備士技能検定規則（昭和二十四年運輸省令第五十号）の規定によりした検定、旧令第二十六條の二の規定によりした自動車の指定又は自動車整備工場認定規則（昭和二十三年運輸省令第二十

七号）の規定によりした認定は、それぞれ、この法律の規定によりした自動車整備士の技能検定、第七十八條の規定によりした自動車の指定、又は第九十七條の規定によりした認定とみなす。

7 旧法第五十四條第三項の規定によりした自動車（原動機付自転車に相当する自動車を除く。）の車両番号の表示は、昭和二十六年十月三十一日までの間に限り、この法律の規定によりした自動車登録番号標の取りつけとみなす。

8 旧令第二十九條の規定によりした封印は、この法律第十條の規定によりした封印の取りつけとみなす。

9 旧法第五十四條第三項の規定によりした原動機付自転車に相当する自動車又は旅客軽車両の車両番号の表示は、この法律の規定によりした原動機付自転車番号標又は旅客軽車両番号標の表示とみなす。

10 旧令に基いて交付又は貸与を受けた臨時運転許可証、臨時車両番号標、自動車（原動機付自転車に相当する自動車を除く。一の車両検査証、第二十六條の規定による車両検査証、原動機付自転車の車両検査証又は旅客軽車両の車両検査証は、それぞれ、この法律の規定により交付又は貸与を受けた臨時使用許可証、臨時使用許可番号標、自動車検査証、自動車予備検査証、原動機付自転車検査証又は

旅客軽車両検査証とみなす。

11 この法律施行の際、現に自動車登録番号標の販売業を営業者は、第二十三條の規定による指定を受けなくても、その施行の日から六箇月を限り、自動車登録番号標交付代行者とみなす。その者がその期間内に指定を申請した場合において、その期間を経過したときは、指定があつた旨又は指定をしない旨の通知を受ける日までも同様である。

12 前項の規定により自動車登録番号標交付代行者とみなされた者は、その者が自動車登録番号標交付代行者とみなされなくなる日までの間に限り、第二十五條第一項の規定による認可を受けない手数料により自動車登録番号標を交付することができる。

13 この法律施行の際、現に存する自動車で検定合格装置を備えつけていないものは、昭和二十六年九月三十日までに陸運局長の確認を受け、確認票を携帯すれば、重要保安装置を交換するときまでの間に限り、これを使用することができる。

14 この法律施行の際、現に整備管理者の職務を有する者は、第五十

五條第一項の規定にかゝらず、その施行の日から六箇月を限り、第五十四條の規定により、整備管理者に選任されたものとみなす。

15 この法律施行の際、現に自動車分解整備事業を営む者は、第八十一條第一項の規定による認証を受けなくても、その施行の日から二箇年を限り、自動車分解整備事業者とみなす。その者がその期間内に認証を申請した場合において、その期間を経過したときは、認証があつた旨又は認証をしない旨の通知を受くる日までも同様である。

16 この法律施行の際、現に検査主任者の職務を有する者は、第九十條の規定にかゝわらず、その施行の日から一箇年を限り、第八十九條の規定により、検査主任者に選任されたものとみなす。

17 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

道路運送車両に関し、所有権の公証を行い、並びに安全性の確保及び整備技能の向上を図り、あわせて自動車分解整備事業の健全な発達を期することにより、公共の福祉を増進するため、道路運送車両の保安に関する規律を整備充実する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法案

昭和二六・二・一四
運輸省

道路運送車両法

目次

第一章 總則（第一條—第三條）
第二章 自動車の登録（第四條—第三十九條）
第三章 道路運送車両の保安基準（第四十條—第四十七條）
第四章 道路運送車両の整備（第四十八條—第五十八條）
第五章 道路運送車両の検査（第五十九條—第七十七條）
第六章 自動車の整備事業（第七十八條—第九十七條）
第七章 雜則（第九十八條—第一百六條）
第八章 罰則（第一百七條—第一百三條）
附則

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、道路運送車両に關し、所有權についての公証
を行い、並びに安全性の確保及び整備についての技術の向上を
図り、あわせて自動車の整備事業の健全な發達に資することにより、
公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転
車及び軽車両をいう。

第三條 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させるこ
とを目的として製作した用具で軌條若しくは架線を用いないもの
又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製
作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のもの
をいう。

3 この法律で「原動機付自転車」とは、運輸省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌條若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

4 この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌條若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い利用すること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

6 この法律で「道路」とは、道路法（大正八年法律第五十八号）による道路、道路運送法（大正八年法律第五十八号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

7 この法律で「自動車運送事業者」又は「軽車両運送事業者」とは道路運送法による自動車運送事業者又は軽車両運送事業者をいう。

（自動車の種別）

第三條 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車及び特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種別及び総排気量又は定格出力を基準として運輸省令で定める。

第二章 自動車の登録

（登録の一般的効力）

第四條 自動車は、自動車登録原簿に登録を受けたものでなければ

ば、これを運行の用に供してはならない。

第五條 登録を受けた自動車で軽自動車及び二輪の小型自動車以外のものの得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(自動車登録原簿)

第六條 自動車登録原簿は、陸運局長が設ける。

2 自動車登録原簿は、一両の自動車につき、一用紙を備える。
(新規登録の申請)

第七條 登録を受けていない自動車の登録を受けようとする場合には、その所有者は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する陸運局長に対し、左に掲げる事項を記載した申請書に、運輸省令で定める区分により、第三十三條に規定する譲渡証明書、第十二條第一項の新規登録用謄本、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて

提出し、且つ、第六十一條の規定により交付を受けた自動車検査証及び当該自動車を呈示しなければならぬ。

一 車名、型式及び形状

二 自動車検査証番号

三 車台番号

四 原動機番号

五 所有者の氏名又は名称及び住所

六 使用の本拠の位置

七 取得の原因

2 陸運局長は、前項の申請をする者に対し、同項に規定するものの外、車台番号又は原動機番号の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

5 第一項の申請をする場合において、その型式について第七十六條第一項の指定を受けた自動車にあつては、同條第三項の規

定に基く完成検査終了証（発行後六箇月を経過しないものに限る。）の提出をもつて当該自動車に代えることができる。

（新規登録の基準）

第八條 陸運局長は、前條の申請書を受理したときは、左の各号に該当する場合を除き、新規登録をしなければならぬ。

- 一 申請者が当該自動車の所有権を有するものと認められないとき。
- 二 呈示した自動車検査証が有効なものでないとき。
- 三 当該自動車に打刻されている車台番号及び原動機番号（完成検査終了証の提出をもつて当該自動車の呈示に代えた場合には、完成検査終了証に記載されている車台番号及び原動機番号）が申請書及び自動車検査証に記載されている車台番号及び原動機番号と同一でないとき。
- 四 その他その申請に係る事項に虚偽があると認めるとき。

（新規登録事項）

第九條 新規登録は、自動車登録原簿に第七條第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び新規登録の年月日を記載し、且つ、自動車登録番号を定め、これを自動車登録原簿に記載することによつて行う。

（自動車登録番号の通知）

第十條 陸運局長は、新規登録をしたときは、申請者に対し、自動車登録番号を通知しなければならない。

（自動車検査標の封印等）

第十一條 自動車の所有者は、前條の規定による自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を陸運局長又は第二十六條の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、これを当該自動車に取りつけた上、陸運局長の封印の取りつけを受けなければならない。

2 陸運局長は、その型式について第七十六條第一項の指定を受けた自動車であつて新規登録をうけたものについての前項の封印の取りつけを運輸省令で定める者に委託することができる。3 何人も、陸運局長又は前項の規定による委託を受けた者が封印の取りつけをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。但し、整備のため特に必要がある場合その他やむを得ない場合において、陸運局長の許可を受けたときは、この限りでない。

4 自動車の所有者は、自動車登録番号標又はその封印が滅失し、き損し、その識別が困難となり、又は第三十九條第二項の規定に基き運輸省令で定める様式に適合しなくなつたときは、陸運局長にこれらの取りはずしを受け、第一項の規定に準じて自動車登録番号標を取りつけ、又は陸運局長の封印の取りつけを受けなければならない。

(変更登録)

第十二條 自動車の所有者は、自動車登録原簿に記載されている形状、自動車検査証番号、車台番号、原動機番号、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、陸運局長の行う変更登録の申請をしなければならない。但し、次條の規定による移転登録、第十四條の規定による登録換又は第十五條の規定によるまつ消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

2 前項の変更登録のうち、車台番号又は原動機番号の変更に係るものについては、第八條第二号から第四号までの規定を、その他の変更に係るものについては、同條第二号及び第四号の規定を準用する。
(移転登録)

第十三條 新規登録を受けた自動車（以下「登録自動車」という。）について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、陸運局長の行う移転登録の申請をしなければならない。

2 前項の移転登録については、第八條第一号、第二号及び第四号の規定を準用する。

（登録換）

第十四條 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置について、当該自動車登録原簿を設ける陸運局長（本條中「甲陸運局長」という。）の管轄区域内から他の陸運局長（本條中「乙陸運局長」という。）の管轄区域内に変更があつたとき

は、その事由があつた日から十五日以内に、甲陸運局長に登録換の申請をしなければならない。

2 甲陸運局長は、前項の申請を受理したときは、当該申請書及び当該自動車登録原簿の謄本を、遅滞なく、乙陸運局長に送付しなければならない。この場合において甲陸運局長は、当該自動車登録原簿にその旨を表示しなければならない。

3 乙陸運局長は、前項の送付を受けた場合において、自動車の所有者が乙陸運局長の交付する自動車検査証を呈示したときは遅滞なく、当該自動車につき自動車登録番号を定め、自動車登録原簿に第九條の規定に準じて、登録換をし、且つ、申請者に対し、自動車登録番号を通知しなければならない。

4 第一項の申請の受理及び前項の登録換をする場合には、第八條第二号及び第四号の規定を準用する。

5 第十一條第一項の規定は、自動車の所有者が第三項の規定に

より自動車登録番号の通知を受けた場合に準用する。

6 乙陸運局長は、第三項の登録換をした場合には、その旨を甲陸運局長に通報しなければならない。

7 甲陸運局長は、前項の通報を受けた場合には、当該自動車登録原簿を閉鎖しなければならない。
(まつ消登録)

第十五條 登録自動車の所有者は、左に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、まつ消登録の申請をしなければならない。

- 一 登録自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）又は自動車の用途を廃止したとき。
- 二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存在したものでなくなつたとき。

2 前項の場合において、登録自動車の所有者がまつ消登録の申

請をしないときは、陸運局長は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

3 陸運局長は、前項の催告をした場合において、登録自動車の所有者が正当な理由がないのにまつ消登録の申請をしないときは、まつ消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならない。

第十六條 登録自動車の所有者は、当該自動車を選行の用に供することをやめたときはまつ消登録を申請することができる。
(自動車の登録の検認)

第十七條 登録自動車の所有者は、陸運局長が定めて公示し、又は通知する期間内に、第三項の検認を受けるために、当該自動車及び自動車検査証を陸運局長に呈示しなければならない。

2 前項の陸運局長の公示又は通知は、不正な行為により自動車登録原簿に登録を受けた自動車の選行、登録自動車でない自動

車の運行又は自動車登録番号標の不正な行使が著しく多い場合において、運輸大臣が必要と認め、その旨を告示したときに限り、行うことができる。

3 陸運局長は、第一項の呈示があつた場合において、左の各号に該当することを検認したときは、自動車登録原簿に検認年月日及び検認済の旨を表示し、且つ、所有者に対し検認票を交付しなければならぬ。

一 自動車検査証が有効なものであること。

二 当該自動車に打刻されている車台番号及び原動機番号が自動車登録原簿に記載されている車台番号及び原動機番号と同一のものであること。

三 自動車登録番号標に記載されている自動車登録番号が自動車登録原簿に記載されている自動車登録番号と同一のものであること。

4 第一項の呈示をすべき自動車は、同項の期間経過後は、これに検認票を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(実地審査の委嘱)

第十八條 第七條第一項の申請をする者又は前條第一項の呈示をすべき自動車の所有者が、その申請又は呈示に係る自動車が当該陸運局長(本條中「甲陸運局長」という。)の管轄区域外に所在することによりその呈示が困難である場合、その他特にやむを得ない事由がある場合において、甲陸運局長の許可をうけたときは、第七條第一項又は前條第一項の自動車検査証及び自動車の呈示は、他の陸運局長(本條中「乙陸運局長」という。)に対する呈示をもつて代えることができる。

2 甲陸運局長は、前項の許可をしたときは、乙陸運局長にその旨を通報しなければならない。

3 乙陸運局長は、呈示を受けた自動車検査証及び自動車につき、

第七條第一項の申請に係るものにあつては第八條第二号から第四号までに掲げる場合に該当するかどうかを審査し、前條第一項の呈示に係るものにあつては同條第三項に準じて検査し、その結果を甲陸運局長に通報しなければならない。

4 甲陸運局長は、第一項の許可に係る自動車登録番号標の封印の取りつけを乙陸運局長に委任することができる。

(自動車登録番号標等の表示の義務)

第十九條 自動車は、第十一條第一項又は第四項の規定により取りつけた自動車登録番号標及び第十七條第四項の規定により表示した検認票を見易いようにして置かなければ、これを運行の用に供してはならない。

(自動車登録番号標の廃棄等)

第二十條 登録自動車の所有者は、左の各号の一に該当するときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、

運輸省令で定める方法により、これを破壊し、若しくは廃棄し、又は陸運局長若しくは第二十六條の自動車登録番号標交付代行者に売却しなければならない。

一 第十四條第三項の規定により自動車登録番号の通知を受けたとき。

二 第十五條第一項又は第十六條の規定によりまつ消登録を受けたとき。

三 第十五條第三項の規定によりまつ消登録のあつた旨の通知を受けたとき。

2 登録自動車の所有者は、第七十條第一項又は第二項の規定により自動車検査証を返納したときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について陸運局長の領置を受けなければならない。

3 前項の領置を受けた者が、第七十條第四項の規定により自動

車検査証の返付を受けたとき、又は有効な自動車検査証を有するに至つたときは、陸運局長は、遅滞なく、領置をした自動車登録番号標を返付しなければならない。

4 前項の自動車登録番号標の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取りつけ、陸運局長の封印の取りつけを受けなければならない。

(自動車登録原簿の保存等)

第二十一条 自動車登録原簿は、閉鎖した場合においては、その日から五年間まつ消登録をした場合においては、その日から二十年間これを保存しなければならない。

2 自動車登録原簿の登録に係る申請書及びその添付書類は、十年間保存しなければならない。

3 自動車登録原簿は、災害を避ける場合、その沷やむを得ない場合を除く外、これを陸運局又はその出張所から持ち出すこと

ができない。

(自動車登録原簿の謄本)

第二十二条 まつ消登録を受けた自動車登録原簿の謄本であつて、当該自動車につき新規登録を申請する場合に提出するために請求するもの(以下「新規登録用謄本」という。)は、当該自動車一両につき、一通を限り、まつ消登録を受けた者に交付する。

2 何人も、陸運局長に対し、新規登録用謄本以外の自動車登録原簿の謄本の交付を請求し、又は利害の關係ある部分に限り自動車登録原簿の閲覧を請求することができる。

(自動車登録原簿の滅失)

第二十三条 自動車登録原簿の全部又は一部が滅失した場合における自動車登録原簿の回復に關して必要な事項は、政令で定める。

(自動車登録官)

第二十四條 運輸大臣は、運輸省の職員の中から自動車登録官を任命し、本章に規定する登録に関する事務につき陸運局長を補助させるものとする。

2 自動車登録官の任命、服務及び研修について必要な事項は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及びこれに基く人事院規則による外、運輸省令で定める。

（自動車登録番号標交付代行者）

第二十五條 自動車登録番号標を登録自動車の所有者に交付する業を行おうとする者は、事業場ごとに、運輸大臣の指定を受けなければならぬ。

（禁止行為等）

第二十六條 前條の規定により指定を受けた者（以下「自動車登録番号標交付代行者」という。）は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 第十一條（第十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定により自動車登録番号標の交付を受けなければならぬ者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに自動車登録番号標を交付しないこと。

二 前号の者以外の者に自動車登録番号標を交付すること。

2 運輸大臣は、自動車登録番号標交付代行者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分違反したときは、三箇月以内において期間を定めてその事業の停止を命じ、又はその指定を取り消すことができる。

（自動車登録番号標の交付手数料）

第二十七條 自動車登録番号標交付代行者は、自動車登録番号標の交付につき收受する手数料については、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、自動車登録番

号標の交付に要する実費を考慮して、これをしなければならぬ。

3 自動車登録番号標交付代行者は、第一項の手数料について、事業場において公衆の見易いように掲示しなければならない。

4 第二十條第一項の規定により購入する自動車登録番号標の代価については、第一項及び第三項の規定を準用する。

（標識）

第二十八條 自動車登録番号標交付代行者は、事業場において、公衆の見易いように、運輸省令で定める様式の標識を掲げなければならぬ。

2 自動車登録番号標交付代行者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

（車台番号等の打刻）

第二十九條 自動車の製作を業とする者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機番号を打刻してはならない。

3 自動車の製作を業とする者が自動車の車台番号又は原動機番号を打刻しようとするときは、その様式、番号、位置及び方法について運輸大臣の指定を受け、その範囲内において、これをしなければならない。

（輸入自動車等の打刻の届出）

第三十條 自動車又はその部分の輸入を業とする者は、自動車又は自動車の車台若しくは原動機を輸入したときは、その都度その車台番号及び原動機番号の様式、番号及び位置を輸入の日から二十日以内に運輸大臣に届け出なければならない。

（打刻の塗まつ等の禁止）

第三十一條 何人も、自動車の車台番号又は原動機番号の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機番号の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合、そ

の他やむを得ない場合において、陸運局長の許可を受けたとき、又は次條の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

(職権による打刻等)

第三十二條 陸運局長は、自動車に左の各号の一に該当するときは、その所有者に対し、車台番号若しくは原動機番号の打刻を受け、若しくはその打刻を塗まつべきことを命じ、又は自ら車台番号若しくは原動機番号の打刻を塗まつし、若しくは打刻をすることができらる。

一 車台番号又は原動機番号の打刻を有しないとき。

二 当該自動車の車台番号又は原動機番号の打刻が他の自動車の車台番号又は原動機番号の打刻と類似のものであるとき。

三 当該自動車の車台番号又は原動機番号の打刻が識別困難なものであるとき。

(譲渡証明書等)

第三十三條 自動車を譲渡する者は、左に掲げる事項を記載した譲渡証明書及び新規登録用謄本(まづ、消登録があつた自動車を譲渡する場合に限る。)を譲受人に交付しなければならない。

一 譲渡の年月日

二 車名、型式及形状

三 車台番号及び原動機番号

四 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

2 前項の譲渡証明書は、譲渡に係る自動車一両につき、二通以上交付してはならない。

3 自動車を譲渡する者は、当該自動車に關して既に交付を受けている第一項の譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しななければならない。
(臨時運行の許可)

第三十四條 自動車は、臨時運行の許可を受けたものである場合には、第四條の規定にかかわらず、これを次條第五項の目的及び経路に限り、運行の用に供することができる。

2 前項の臨時運行の許可は、陸運局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長「行政庁」という。次條において同じ。が行う。

（許可基準等）

第三十五條 前條の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、第七條第一項及び第六十條第一項の呈示のための回送を行う場合、その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。

2 臨時運行の許可は、有効期間を付して行う。

3 前項の有効期間は、五日を超えてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。

4 行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。

5 前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第二項の有効期間を記載しなければならない。

6 臨時運行の許可を受けた者は、第二項の有効期間が満了したときは、その日から五日以内に当該行政庁に臨時運行許可番号標を返納しなければならない。

（臨時運行許可番号標表示等の義務）

第三十六條 臨時運行の許可に係る自動車は、臨時運行許可番号標をこれに表示し、且つ、臨時運行許可証を携帯する者でなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 第十九條の規定は、臨時運行の許可に係る自動車には適用しない。

（異議の申立）

第三十七條 本章の規定により陸運局長の行う登録について不服がある者は、当該陸運局長に異議の申立をすることができる。
（異議の決定）

第三十八條 陸運局長は、前條の異議の申立について理由があることを認めるときは、異議に係る登録について更正をし、且つ、その旨を申立人及び自動車登録原簿に記載されている利害関係人に通知しなければならない。

2 陸運局長は、前條の異議の申立について理由がないと認めるときは、理由を附した文書でその旨を申立人に通知しなければならない。

（命令への委任）

第三十九條 自動車登録原簿の記載、登録の更正に関する事項その他の登録の実施のために必要な事項は、政令で定める。

2 自動車登録番号標、その封印、検認票、譲渡証明書及び臨時運行の許可に關する細目的事項は、運輸省令で定める。

第三章 道路運送車両の保安基準

（自動車の構造）

第四十條 自動車、その構造が、左の各号に掲げる事項について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 最低地上高
- 三 車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乘車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）
- 四 車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）に対する割合
- 五 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合

- 六 最大安定傾斜角度
- 七 最小回轉半径
- 八 接地部及び接地圧

（自動車の設置）

第四十一條 自動車は、左の各号に掲げる装置について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 原動機及び動力伝達装置
- 二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 三 操縦装置
- 四 制動装置
- 五 ばねその他の緩衝装置
- 六 燃料装置
- 七 車わく及車体

- 八 連結装置
- 九 乗車装置及び物品積載装置
- 十 前面ガラスその他の窓ガラス
- 十一 消音器その他の騒音防止装置
- 十二 煤煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 十三 前照燈、番号燈、尾燈、制動燈、車幅燈その他の燈火装置
- 十四 警音器その他の警報装置
- 十五 方向指示器その他の指示装置
- 十六 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 十七 速度計、走行距離計その他の計器
- 十八 消火器その他の防火装置
- 十九 内圧容器及びその附属装置
- 二十 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

（乗車定員又は最大積載量）

第四十二條 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

（重要保安装置の検定）

第四十三條 自動車は、第四十一條第十号及び第十三号から第十八号に掲げる装置のうち運輸省令で定める保安上特に重要と認めるもの（以下「重要保安装置」という。）については、運輸省令で定める期日以後は、その型式について、運輸大臣の行う検定に合格したものを備えつけなければ運行の用に供してはならない。

2 運輸大臣は、前項の検定においては、当該重要保安装置が第四十一條の規定による保安上の技術基準に適合し、且つ、均一性を

有するものであるときは、合格としたければならない。

3 重要保安装置の検定を受けた者は、その型式について検定に合格した重要保安装置（以下「検定合格装置」という。）を譲渡し、又はこれに自動車を取りつけるときは、これに検定合格標識を附さなければならぬ。

4 運輸大臣は、検定合格装置が第四十一條の規定による保安上の技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、検定の合格を取り消すことができる。この場合において、運輸大臣は、取消の際現に自動車に備えつけられた重要保安装置及び取消の日までに製作された重要保安装置について、取消の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

5 第三項の検定合格標識の様式その他重要保安装置の検定に関する細目的事項は、運輸省令で定める。
（自動車の保安上の制限の附加）

第四十四條 陸運局長は、こう配、曲折、ぬかるみ、積雪、結氷その他の路面の状況等により保安上危険な道路において主として運行する自動車の使用者に対し、当該自動車につき、第四十條の規定による同條各号についての制限、第四十一條の規定による走行装置、制動装置、灯火装置若しくは警報装置についての制限又は第四十二條の規定による乗車定員若しくは最大積載量についての制限を附加することができる。

2 陸運局長は、前項の行為をするときは、予め運輸大臣の承認を受けなければならない。

一 原動機付自転車の保安基準

第四十五條 原動機付自転車は、左の各号に掲げる事項について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 長さ、幅及び高さ

二 接地部及び接地圧

三 制動装置

四 車体

五 前照燈及び後部反射器

六 警音器

七 消音器

一 軽車両の保安基準

第四十六條 軽車両は、左に掲げる事項について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 長さ、幅及び高さ

二 接地部及び接地圧

三 制動装置

四 車体

五 警音器

（保安上の技術基準の原則）

第四十七條 第四十條から第四十二條まで、第四十六條及び前條の規定による保安上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が運行に充分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、運行人その他に危害をえないことを確保するものでなければならず、且つ、これにより、製作者に対し自動車の製作について、使用者に対し自動車の使用について不当な制限を課することとなるものであつてはならない。

第四章 道路運送車両の整備

（仕業点検）

第四十八條 自動車を運行する者は、一日一回、その運行の開始前において、運輸省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならぬ。

（整備勧告）

第四十九條 運輸大臣は、自動車の使用者に対し、運輸省令で定める技術上の基準に従い整備をすべきことを勧告することができる。

（自動車整備記録簿）

第五十條 自動車運送事業者は、事業の用に供する自動車について分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置）を取りはずして行う自動車の整備又は改造であつて運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。一をしたときは、左の各号に掲げる事項を自動車整備記録簿に記載しなければならぬ。

- 一 分解整備を完了した年月日
- 二 分解整備の概要

三 第七十九條の自動車分解整備事業者が整備の工事をした場合に於ては、その氏名又は名称及び住所
（整備管理者の選任）

第五十一條 乗車定員十一人以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、乗車定員十人以下の自動車を使用する自動車運送事業者にあつては、五両以上の自動車の使用の本拠ごとに、その他の自動車の使用者は、十両以上の自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、整備管理者を選任しなければならない。
2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者一以下「大型自動車使用者等」という。一は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。
（整備管理者の資格）

第五十二條 左の各号の一に該当する者でなければ、前條の整備管理者となることができない。

- 一 自動車の分解整備に關して、五年以上実務の経験を有する者
- 二 第五十六條の規定による自動車整備士技能検定のうち運輸省令で定める種類に合格した者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下単に「大学」という。）において、機械に關する学科を修得した者であつて、一年以上自動車の分解整備に關する実務の経験を有するもの
- 四 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校を含む。以下単に「高等学校」と

という。一において、機械に関する学科を習得した者であつて、三年以上自動車分解整備に関する実務の経験を有するもの
五 運輸大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

二 第五十四條に規定する命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者は、整備管理者となることができな

(選任届)

第五十三條 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に、陸運局長にその旨を届け出なければならぬ。これを変更したときも同様である。

(解任命令)

第五十四條 陸運局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反したとき、又はその

者に整備管理者としての職務を遂行させることが不適當であると認めるときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる。

(整備命令)

第五十五條 陸運局長は、自動車が保安基準に適合しなくなる虞がある状態又は適合しない状態にあるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなる虞がなくなるため、又は保安基準に適合するために必要な最小限度の整備を命ずることができる。

二 陸運局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令に従わな

い場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動車の使用を停止し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限することができる。

三 陸運局長は、前項の処分に係る自動車が保安基準に適合する処

に至つたときは、直ちに同項の処分を取り消さなければならぬ。

(自動車整備士の技能検定)

第五十六條 運輸大臣は、自動車の整備の向上を図るため、申請により、自動車整備士の技能検定を行う。

2 前項の技能検定は、申請者が保安基準その他の自動車の整備に關する知識及び技能を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。

3 自動車整備士の技能検定の種類、試験課目、受験手続その他技能検定の実施細目は、運輸省令で定める。

(自動車車庫に關する勸告)

第五十七條 運輸大臣、自動車の使用者に対し、その用に供する自動車車庫に關し、運輸省令で定める技術上の基準によるべきことを勧告することができる。

(原動機付自転車等の整備命令)

第五十八條 第五十五條の規定は、原動機付自転車及び旅客軽車両(軽車両運送事業者が旅客の運送の用に供する軽車両をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、「陸運局長」とあるのは、「都知事(特別区の区域に限る。一又は市町村長」とみ替えるものとする。

第五章 道路運送車両の検査

(新規検査)

第五十九條 自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する陸運局長の行う検査を受け、自動車検査証の交付を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。但し、第三十四條に規定する臨時運行の許可を受けた自動車については、この限りでない。

(新規検査の申請)

第六十條 前條の検査を受けようとする者は、陸運局長に対し、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し、且つ、当該自動車を呈示しなければならぬ。

一 第七條第一項第一号、第三号から第六号までに掲げる事項
二 乗車定員又は最大積載量

三 申請者の氏名又は名称及び住所

四 登録自動車にあつては、自動車登録番号

2 第七條第三項の規定は、前項の場合に準用する。
(自動車検査証の交付)

第六十一條 陸運局長は、第五十九條の検査の結果、当該自動車が保安基準に適合し、且つ、申請者が当該自動車を使用する権利を有すると認めるときは、左の各号に掲げる事項を記載した自動車検査証を申請者に交付しなければならぬ。

一 自動車検査証番号及び登録自動車にあつては、自動車登録番

号

二 車台番号及び原動機番号

三 自動車検査証の有効期間

四 使用者及び所有者の氏名又は名称及び住所

五 使用の本拠の位置

六 車名及び型式

七 普通自動車、小型自動車、軽自動車又は特殊自動車の別

八 長さ、幅及び高さ

九 車体の形状

十 原動機の型式

十一 動力伝達装置、操縦装置、制動装置、燃料装置及び連結装置の型式

十二 燃料の種類

十三 原動機の総排気量及びサイクル又は定格出力

十四 自動車運送事業の用に供するかどうかの別
十五 用途

十六 特殊自動車にあつては、その種類

十七 けん引自動車又は被けん引自動車にあつては、被けん引自動車又はけん引自動車の自動車登録番号（自動車登録番号がな
い場合には自動車検査証番号）

十八 第四十四條の規定により制限を附加した自動車であつては、
その旨

十九 乗車定員又は最大積載量

二十 車両重量及び車両総重量

（自動車検査証の有効期間）

第六十二條 自動車検査証の有効期間は、一年とする。

2 陸運局長は、前條、次條第一項又は第六十四條第三項の場合に
おいて、当該自動車が一年を経過しない前に保安基準に適合しな

くなる虞があると認めるときは、前項の有効期間を一年未満に定
めることができる。

3 第六十八條、第六十九條又は第七十一條の規定により自動車検
査証の書換又は再交付をする場合にあつては、新たに交付する自
動車検査証の有効期間は、従前の自動車検査証の有効期間の残存
期間とする。

（継続検査）

第六十三條 陸運局長は、自動車検査証の有効期間満了後引続き当
該自動車を使用しようとする者が、その有効期間満了前において、
陸運局長の行う検査を受けた場合において、当該自動車が保安基
準に適合し、且つ、申請者が当該自動車を使用する権利を有する
と認めるときは、当該自動車検査証の有効期間を更新し、その旨
を自動車検査証に記入しなければならない。

2 第五十九條の規定は、前項の規定により自動車検査証の有効

期間の更新を受けた自動車については、適用しない。

（臨時検査）

第六十四條 自動車の使用者は、陸運局長が定めて公示し、又は通知する期間内に、第三項の検査を受けるために、当該自動車及び自動車検査証を陸運局長に呈示しなければならぬ。

2 前項の陸運局長の公示又は通知は、自動車の構造、装置若しくは性能の不良に基く事故又は自動車の不正な使用が著しく多い場合において、運輸大臣が必要と認めてその旨を告示したときに限り、行うことができる。

3 陸運局長は、第一項の呈示があつた場合において、検査を行い、当該自動車が保安基準に適合し、且つ、呈示をした者が当該自動車を使用する権利を有すると認めるときは、当該自動車検査証の有効期間を更新し、その旨を自動車検査証に記入しなければならぬ。

4 前條第二項の規定は、前項の規定により自動車検査証の有効期間の更新を受けた自動車について準用する。

（分解整備検査）

第六十五條 自動車（軽自動車を除く。）の分解整備をしたときは、自動車の使用者は、当該自動車及び自動車検査証を呈示して陸運局長の検査を受けなければならない。但し、第七十九條の自動車分解整備事業者において分解整備の工事をし、且つ、第九十一條の検査をしたときは、この限りでない。

2 前條第三項及び第四項の規定は、前項の呈示があつた場合及び自動車検査証の有効期間の更新を受けた自動車に準用する。

（実地審査の委嘱）

第六十六條 第十八條第一項及び第二項の規定は、第五十九條、第六十三條から前條まで又は第六十八條第二項の規定による検査を受けようとする場合に準用する。

2 前項において準用する第十八條第一項の乙陸運局長は、呈示を受けた自動車が保安基準に適合するかどうかを審査し、その旨を前項において準用する第十八條第一項の甲陸運局長に通報しなければならぬ。

3 甲陸運局長は、第一項において準用する第十八條の許可に係る自動車の自動車検査証についての有効期間の指定又は更新及びその記入を乙陸運局長に委任することができる。

(自動車検査証備付の義務)

第六十七條 自動車は、自動車検査証を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。但し、第三十四條に規定する臨時運行の許可を受けた自動車については、この限りでない。

(記載事項の変更等)

第六十八條 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、當

該事項の変更について、陸運局長が行う自動車検査証の記入を受けなければならぬ。但し、次條に規定する書換を受けなければならぬ場合は、この限りでない。

2 陸運局長は、前項の変更が左の各号の一に該当することにより保安基準に適合しなくなる虞があると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、検査を受けるべきことを命じなければならぬ。

- 一 原動機の型式を変更したとき。
- 二 自動車の長さ、幅又は高さを変更したとき。
- 三 乗車定員又は最大積載量を変更したとき。
- 四 動力伝達装置、操縦装置、制動装置、燃料装置又は連結装置の型式を変更したとき。

3 第六十四條第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の場合及び自動車検査証の有効期間の更新を受けた自動車に準用する。
(自動車検査証の書換)

第六十九條 自動車の使用者は、当該自動車の使用の本拠の位置を当該自動車検査証を交付した陸運局長の管轄区域内から他の陸運局長（本條中「乙陸運局長」という。）の管轄区域内に変更したときは、その日から十五日以内に、乙陸運局長が行う自動車検査証の書換を受けなければならぬ。

（検査証の返納）

第七十條 陸運局長は、第六十四條第三項、第六十五條又は第六十八條第二項の検査をした場合において、当該自動車が保安基準に適合しないものであると認めるときは、自動車の使用者に対し、理由を附した文書をもつて、当該自動車検査証の返納を命ずることが出来る。

2 左の各号の一に該当する者は遅滞なく、当該自動車検査証を陸運局長に返納しなければならない。

一 第五十五條第二項の規定により自動車の使用の停止を命ぜら

れた者

二 無効な自動車検査証を所持する者

3 陸運局長は、前二項の規定により自動車検査証の返納があつたときは、当該自動車登録簿に使用停止の旨を表示しなければならぬ。

4 陸運局長は、第一項の規定による返納の命令に係る自動車が保安基準に適合するに至つたとき、又は第五十五條第三項の規定により使用の停止の取消をしたときは、返納を受けた自動車検査証を返付しなければならない。

5 陸運局長は、前項の規定により自動車検査証の返付をしたとき、又は当該自動車の使用者が有効な自動車検査証を有するに至つたときは、第三項の表示をまつて返納しなければならぬ。

（再交付）

第七十一條 自動車の使用者は、自動車検査証が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつたときは、その再交付を受けることが

できる。

（予備検査）

第七十二條 陸運局長は、その所有者が検査を受け第四項の自動車予備検査証の交付を受けた自動車について、使用者が使用の本換の位置を定めて申請したときは、その者に対し、第六十一條各号に掲げる事項を記載した自動車検査証を交付しなければならぬ。

2 前項の自動車検査証の交付は、第五十九條の規定により検査をしてなした自動車検査証の交付とみなす。

3 第六十條第一項の規定は、第一項の検査を受けようとする者に準用する。この場合において、第六十條第一項第一号中「第三号から第六号まで」とあるのは「第三号から第六号まで」と読み替える。

4 陸運局長は、第一項の検査の結果、当該自動車保安基準に適

合すると認めるときは、第六十一條第一号から第三号まで、第六号から第十六号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる事項、当該自動車の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該自動車の所在する位置を記載した自動車予備検査証を申請者に交付しなければならぬ。

5 第六十二條の規定は、自動車予備検査証について準用する。この場合において、同條第二項中「前條、次條第一項」とあるのは「前項」と読み替える。

6 第六十四條及び第六十五條の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と、「自動車検査証」とあるのは「自動車予備検査証」と読み替える。

7 第六十八條の規定は、自動車予備検査証の記載事項について変更があつた場合に準用する。この場合において、「使用者」

とあるのは「所有者」と読み替える。

8 第六十九條の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と、「使用の本拠の位置」とあるのは「所在する位置」と読み替える。

9 第七十條第一項及び第二項第二号の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と、「自動車検査証」とあるのは「自動車予備検査証」と読み替える。

10 前條の規定は、自動車予備検査証について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と読み替える。
(自動車検査記録簿)

第七十三條 陸運局長は、自動車検査記録簿を備え、本章に規定する自動車の検査並びに自動車検査証及び自動車予備検査証の交付、

記入、書換、返納及び再交付に関する事項を記載しなければならぬ。

(原動機付自転車及び旅客軽車両の検査)

第七十四條 原動機付自転車又は旅客軽車両は、保安基準に適合し、且つ、申請者が当該道路運送車両を使用する権利を有するかどうかについて、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する都知事(特別区の区域に限る。)又は市町村長の検査を受け、原動機付自転車番号又は旅客軽車両検査証の交付を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 原動機付自転車又は旅客軽車両は、原動機付自転車番号又は旅客軽車両番号を記載した原動機付自転車番号標又は旅客軽車両番号標をその後面の見易い位置に表示しなければ、これを使用してはならない。

3 第六十二條第一項の規定は、原動機付自転車検査証及び旅客軽車両検査証について準用する。

（自動車検査官）

第七十五條 運輸大臣は、運輸省の職員のうちから自動車検査官を任命し、本章に規定する自動車の検査及び第五十五條の規定による処分に関する事務につき、陸運局長を補助させるものとする。

2 第二十四條第二項の規定は、自動車検査官に準用する。
（自動車の指定）

第七十六條 運輸大臣は、自動車の安全性の増進を図るため、申請により、自動車を、その型式について、指定する。

2 前項の指定は、申請に係る自動車が保安基準に適合し、且つ、均一性を有するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車を譲渡する場合において、当該自動車が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し、これを譲受人に交付しなければならぬ。

4 運輸大臣は、その型式について指定を受けた自動車が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、運輸大臣は、取消の日までに製作された自動車について取消の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

（省令への委任）

第七十七條 自動車検査証及び自動車予備検査証の様式及び再交付の手續、第七十四條第一項の検査の手續、原動機付自転車検査証及び旅客軽車両検査証の記載事項及び返納に関する事項、前條第三項の検査の基準、同項の完成検査終了証の様式その他本章に規

定する道路運送車両の検査の実施細目は、運輸省令で定める。

第六章 自動車の整備事業

（自動車分解整備事業の種類）

第七十八條 自動車分解整備事業（軽自動車以外の自動車の分解整備を行う事業をいう。以下同じ。）の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 普通自動車分解整備事業（電気自動車・電動機を原動機とする自動車をいう。以下同じ。）以外の普通自動車、四輪の小型自動車及び特殊自動車を対象とする自動車分解整備事業）
- 二 小型自動車分解整備事業（電気自動車以外の小型自動車を対象とする自動車分解整備事業）
- 三 電気自動車分解整備事業（電気自動車を対象とする自動車分解整備事業）

（認証）

第七十九條 自動車分解整備事業を営しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び第九十一條の検査を行う事業場ごとに、陸運局長の認証を受けなければならない

- 2 自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。
 - 3 自動車分解整備事業の認証には、条件を附し、又はこれを変更することができる。
 - 4 前項の条件は、自動車分解整備事業の認証を受けた者（以下「自動車分解整備事業者」という。）が行う自動車の分解整備が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、且つ、当該自動車分解整備事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。
- （申請）

第八十條 自動車分解整備事業の認証を受けようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び予定する事業場の位置を記載した申請書に、第八十六條の検査主任者を選任すること及び次條第一項第二号の技術上の基準に適合する設備を備えることを信じさせるに足る書面を添え、陸運局長に提出しなければならぬ。

2 前條第二項の業務の範囲を限定する認証を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、自動車の種類その他業務の範囲をあわせて記載しなければならぬ。

3 陸運局長は自動車分解整備事業の認証を申請した者に対し、前二項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要を書面の提出を求めることができる。

（認証基準）

第八十一條 陸運局長は、前條の規定による申請が左の各号に掲げ

る基準に適合するときは、自動車分解整備事業の認証をしなればならぬ。

一 申請者が、第八十六條の検査主任者を選任することを信じさせるに足る理由があるものであること。

二 当該事業場の設備が、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものであること

三 申請者が、左に掲げる者に該当しないものであること。

イ この法律に規定する罪を犯し一年以上の懲役の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第九十四條の規定による自動車分解整備事業の認証の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

ハ 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員一如何なる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。一のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

2 前項第二号の規定による技術上の基準は、自動車分解整備事業の種類別に自動車の分解整備に必要な最低限度のものでなければならぬ。

(変更届等)

第八十二条 自動車分解整備事業者は、左の各号に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から三十日以内に、陸運局長に届け出なければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業場の位置
- 三 事業場の設備のうち運輸省令で定める特に重要なもの

2 自動車分解整備事業者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その事由が生じた日から三十日以内に、その旨を陸運局長に届け出なければならぬ。

- 一 自動車分解整備事業者が死亡したときは、その相続人
- 二 自動車分解整備事業者たる法人が合併及び破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- 三 自動車分解整備事業者たる法人が合併により解散したときは、その役員であつた者
- 四 自動車分解整備事業者たる法人が破産により解散したときは、その破産管財人
- 五 事業を廃止したときは、自動車分解整備事業者であつた者一自動車分解整備事業者たる法人が事業を廃止したときは、自動車分解整備事業者であつた者の役員一

（相続及び合併）

第八十三條 自動車分解整備事業者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、被相続人の死亡後三十日以内にその協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、自動車分解整備事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により自動車分解整備事業者の地位を承継した者は、その事由の生じた日から三十日以内にその旨を陸運局長に届け出なければならぬ。

（事業の譲渡）

第八十四條 自動車分解整備事業者が自動車分解整備事業を譲渡したときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（認証の失効）

第八十五條 第八十二條第二項第五号の規定により事業の廃止の届出があつたときは、自動車分解整備事業の認証は、その効力を失う。

（検査主任者の選任）

第八十六條 自動車分解整備事業者は、自ら検査主任者となる場合の外、第九十一條の検査及び第九十二條の分解整備記録簿の記載に関する事項を処理させるため、第九十一條の検査を行う事業場ごとに、検査主任者を選任しなければならない。

2 検査主任者は、他の事業場の検査主任者となることができぬ。

（検査主任者の資格）

第八十七條 左の各号の一に該当する者でなければ、前條の検査主

任者とたることができなない。

一 自動車の分解整備に關して七年以上実務の経験を有する者
二 自動車整備士の技能検定のうち運輸省令で定める種別に合格した者

三 大学において機械に關する学科を修得した者であつて、三年以上自動車の分解整備に關する実務の経験を有するもの

四 高等学校において機械に關する学科を修得した者であつて、五年以上自動車の分解整備に關する実務の経験を有するもの
五 運輸大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認めるもの

2 第八十九條に規定する命令により解任され、解任の日から二年を経過したい者は、検査主任者となることができなない。
(一選任用)

第八十八條 自動車分解整備事業者は、検査主任者を選任したとき

は、その日から十五日以内に、陸運局長に、その旨を届け出なければならなない。これを變更したときも同様である。
(一検査主任者の解任)

第八十九條 陸運局長は、検査主任者が第九十一條の検査を執行した自動車が保安基準に適合してない場合、その他その者にその職務を遂行させることが自動車の安全性を維持するため不適當であると認める場合は自動車分解整備事業者に対し、検査主任者の解任を命ずることができらる。
(一標識)

第九十條 自動車分解整備事業者は、事業場において、公衆の見易いように、運輸省令で定める様式の標識を掲げなければならなない。
2 自動車分解整備事業者以外の者は、前項の標識又これに類似する標識を掲げてはならなない。

(自動車分解整備事業者の検査)

第九十一条 自動車分解整備事業者は、分解整備を完了したときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて検査をしなければならぬ。

(分解整備記録簿)

第九十二条 自動車分解整備事業者は、分解整備記録簿を備え、前條の検査をしたときは、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 自動車登録番号、車台番号及び原動機番号
 - 二 分解整備の概要
 - 三 検査の年月日
 - 四 検査を執行した者の氏名
 - 五 分解整備の工事の依頼者の氏名又は名称及び住所
- 2 分解整備記録簿は、その記載の日から一年間保存しなければならぬ。

(保安命令)

第九十三条 陸運局長は、自動車分解整備事業者の事業場の設備が第八十一条第一項第二号の規定による技術上の基準に適合しないときは、当該自動車分解整備事業者に対し、その設備を基準に適合させるべきことを命ずることができる。

(事業の停止等)

第九十四条 陸運局長は、自動車分解整備事業者が、左の各号の一に該当するときは、三箇月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基き命令又はこれらに基く処分違反したとき。
- 二 第七十九条第二項の規定による業務の範囲の限定又は同條第三項の規定により認証に附した條件に違反したとき。

三 第八十一条第一項第三号イ、ハ又はニに掲げる者となつたとき。

(優良自動車整備事業者の認定)

第九十五条 運輸大臣は、自動車の整備の向上を図るため、申請により、自動車又はその部分の整備又は改造を業とする者について、優良な設備、技術及び管理組織を有する事業場ごとに、優良自動車整備事業者の認定を行う。

2 優良自動車整備事業者の認定を受けた者は、事業場において、公衆の見易いように、運輸省令で定める様式の標識を掲げなければならぬ。

3 優良自動車整備事業者の認定を受けた者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

4 運輸大臣は、第一項の認定を受けた者が同項に基く設備、技術及び管理組織を有しなくなつたと認めるときは、認定を取り消す

ことができる

5 第一項の認定の種類、認定の基準その他認定の実施細目は、運輸省令で定める。

(自動車整備振興会)

第九十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立される法人であつて、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いるものは、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進するため、事業者団体法(昭和二十三年法律第百九十一号)の定めるところに従い、左に掲げる事業を行うことを目的とするものでなければならぬ。

一 自動車整備振興会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。

二 必要な調査研究を行い、統計を作製し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくはあつ旋する

こと。

- 三 講演又は講習を行うこと。
 - 四 自動車の整備に關して相談に應ずること
- 第九十七條 前條の法人以外の者は、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いてはならない。

第七章 雜則

(登録自動車に対する強制執行等)

第九十八條 登録自動車で軽自動車及び二輪の小型自動車以外のも
のに対する強制執行については、地方裁判所が執行裁判所として、
これを管轄する。

2 前項の強制執行に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

3 前二項の規定は、登録自動車の競売に準用する。

(不正行使等の禁止)

第九十九條 何人も、行使の目的をもつて自動車登録番号標、臨時

運行許可番号標、重要保安装置の検定合格標識、原動機付自転車
番号標、又は旅客自動車番号標を偽造し、若しくは変造し、又は
造若しくは変造に係るこれらの物を使用してはならない。

(保安基準の規定の準用)

第一百條 第四十條から第四十二條までの規定は、道路以外の場所に
おいて使用する自動車であつて多数の人員の輸送を行うものその
他政令で定める保安上特に重要なものの使用について準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第一百一條 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要がある
と認めるときは、左の各号に掲げる者に、道路運送車両の所有者若
しくは使用又は事業に關し報告をさせることができる。

- 一 道路運送車両の所有者又は使用者
- 二 自動車登録番号標交付代行者
- 三 第二十九條第二項の規定により指定を受けた者

- 四 第四十三條の規定により重要保安装置の型式についての検定に合格した者
- 五 第七十六條第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者
- 六 自動車分解整備事業業者
- 七 優良自動車整備事業業者の認定を受けた者
- 二 当該職員は、第一條の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができらる。
- 三 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならぬ。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（告示の義務）

第二百二條 運輸大臣は、第二十五條の指定、第二十六條第二項の事業の停止の命令若しくは指定の取消、第四十三條第一項の検定の合格の処分若しくは第四項の検定の合格の取消、第七十六條第一項の指定若しくは第四項の指定の取消又は第九十五條第一項の認定若しくは第四項の認定の取消をしたときは、その旨の告示をしなければならない。

（手数料の納付）

第二百三條 左の表の上欄の者（四を除く。）は、それぞれ、一件につき、同表の下欄の金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納付すべき者	
	金額

一	自動車の新規登録を受けようとする者	二百円
二	第十二條第一項の変更登録又は第十三條第一項の移転登録の申請をする者	百円
三	第十四條第一項の登録換の申請をする者	百円
四	道運局長が行う臨時運行の許可を受けようとする者	五十円
五	自動車登録原簿の謄本の交付又は自動車登録原簿の閲覧を請求する者	五十円
六	重要保安装置の検定を受けようとする者	三千円
七	自動車整備士の技能検定の申請をする者	三百五十円
八	第七十六條第一項の指定を申請する者	八千円
九	第九十五條第一項の規定による認定を申請する者	三千円

(總聞)

第百四條 当該行政庁は、第二十六條第二項、第四十三條第四項、第五十四條、第七十六條第四項、第八十九條、第九十四條又は第九十五條第四項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告をした上、公開による總聞をしなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 總聞に際しては、当該処分に係る者及び利害關係人に対して、当該事案について、証拠を提出し、意見を述べべる機会を与えなければならぬ。

(一 訴願)

第百五條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分に不服がある者は、運輸大臣に訴願をすることができる。

(職権の委任)

第百六條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、陸運局長に行わせることができる。

第八章 罰則

第百七條 第九十九條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 詐偽その他不正の手段により、第十七條第三項、第二十九條第二項、第三十一條但書、第三十四條第二項、第六十一條、第六十三條第一項、第六十四條第三項（第六十八條第三項及び第七十二條第六項において準用する場合を含む。）、第六十五條第二項、第七十一條又は第七十二條第四項の規定による検認、許

可その他の処分を受けた者

二 第二十九條第一項又は第三十一條の規定に違反した者

第百九條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四條、第十一條第三項、第二十條第一項、第二項若しくは第四項第三十六條第一項、第五十九條、第七十條第二項又は第七十四條第一項の規定に違反した者

二 第五十五條第二項（第五十八條において準用する場合を含む。）又は第七十條第一項の規定による処分を違反した者

第百十條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一條第一項、第十七條第四項、第十九條、第二十九條第二項、第六十七條又は第七十四條第二項の規定に違反した者

- 二 第十二條第一項、第十三條第一項若しくは第二項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者
 - 三 第二十五條の規定による指定を受けないうて自動車登録番号標を登録自動車の所有者に交付する業を行つた者
 - 四 第二十六條第二項又は第九十四條の規定による事業の停止命令に違反した者
 - 五 第三十二條の規定による命令に違反した者
 - 六 第七十九條第一項の規定による認証を受けないうて自動車分解整備事業を経営した者
 - 七 第七十九條第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者
- 第百十一條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六條第一項、第二十八條第二項、第三十三條、第四十八條、第五十條、第五十一條、第六十四條第一項、第六十五條、第六十八條第一項、第六十九條、第八十六條、第九十條第二項、第九十一條、第九十二條、第九十五條第三項、第九十七條又は第百條において準用する第四十條から第四十二條までの規定に違反した者
- 二 第二十七條第一項の規定による認可を受けない手数料により自動車登録番号標を交付した者
- 三 第三十八條、第五十三條、第八十二條、第八十三條第二項（第八十四條第二項において準用する場合を含む。）、第八十八條又は第百一條第一項の規定に基く届出又は報告を怠り、又は虚偽の事実を申告した者
- 四 第三十三條第一項、第五十條又は第九十二條第一項の規定による譲渡証明書等に虚偽の記載をした者

五 第三十九條及び第七十七條の規定に基く命令の規定に違反した者

六 第五十四條の規定による命令に違反した者

七 第百條において準用する第四十條から第四十二條までの規定に違反した者

八 第百一條第二項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第百十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する車両に関し、第百八條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督

が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

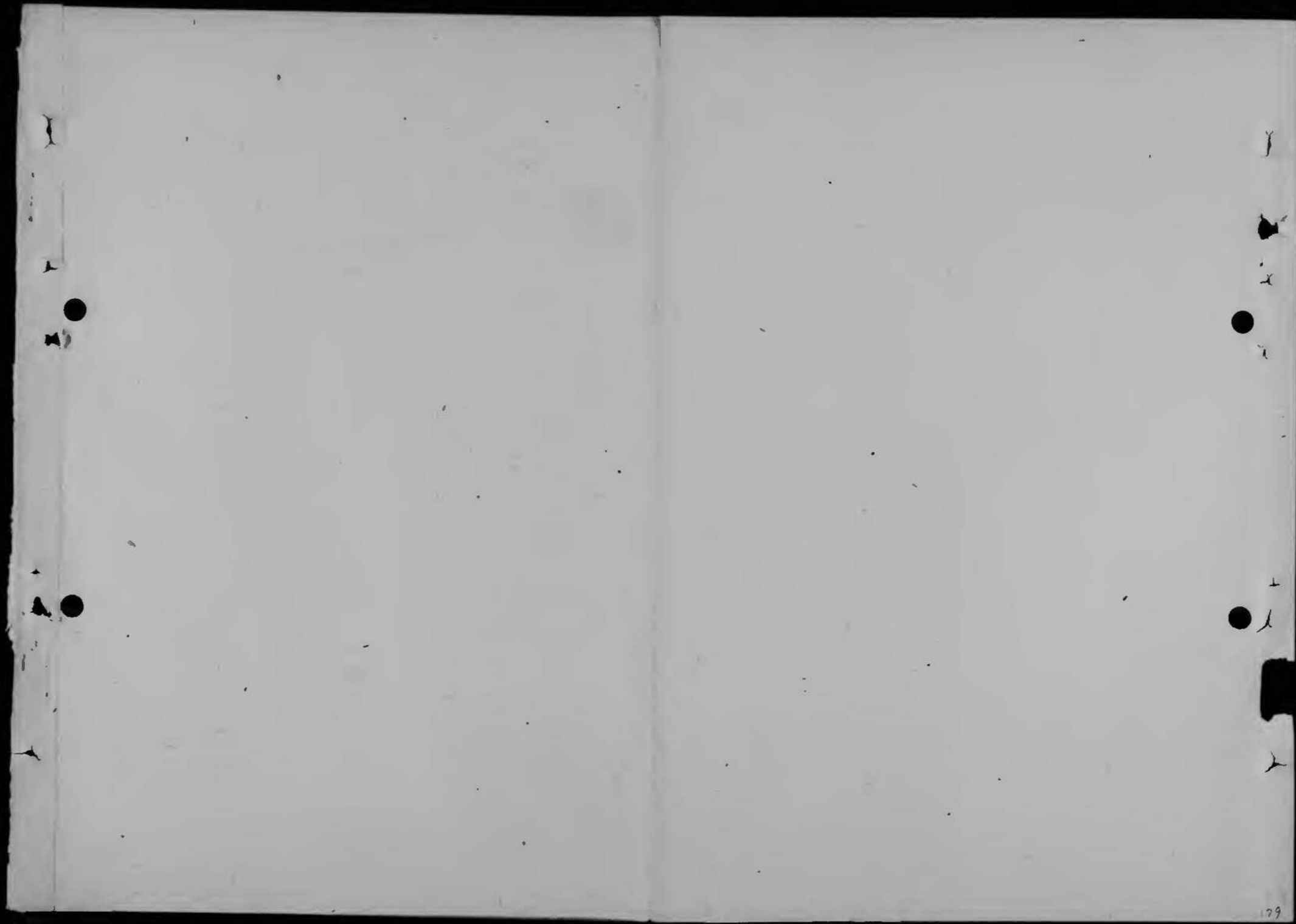
第百十三條 第十七條第一項、第二十七條第三項、第二十八條第一項、第四十三條第三項、第七十六條第三項、第九十條第一項又は第九十五條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、第五條及び第九十八條第一項の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

理由

道路運送車両に関し、所有権についての公証を行い、並びに安全性の確保及び整備についての技術の向上を図り、あわせて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進するため、道路運送車両の保安に関する規律を整備充実する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



昭和二十六年三月 日

道路運送車両法案及び道路運送
車両法施行法案説明資料

運 輸 省

内 容

第一	道路運送車両法案及び道路運送車両法施行法案提出理由説明	一
第二	道路運送車両法案要綱	三
第三	道路運送車両法施行法案要綱	九
第四	道路運送車両法案及び道路運送車両法施行法案の 引用條文及び参照條文	一一
第五	道路運送車両法案及び道路運送車両法施行法案參考資料	八一

第一、道路運送車両法案及び道路運送車両法施行法案提出理由説明

道路運送車両法案及び道路運送車両法施行法案の提出理由について御説明申し上げます。

最近における自動車の發達は、極めて顕著なものがありまして、自動車車両は三十、萬兩を越え、戦前の最高兩数を遙かに凌駕致すとともに、その行動は、益々長距離且つ高速度化して参つておりますが、その反面、車両の老朽化、車両整備の不完全等による車両事故が増大し、又自動車登録においても虚偽の申請が次第に増加している実情であります。

現在、道路運送車両の保安につきましては、道路運送法に規定されてありますが、その詳細は大部分同法に基く省令によつて規定しておりますので行政の民主化を徹底致します爲に省令で規定している事項を法律に規定するとともに、最近の車両事情に即応するため諸外國の例にならい若干内容を改正した上、單行法として道路運送車両法案を提出致した次第であります。

以下簡単に内容を改正した要旨について申し上げます。

第一に自動車の登録制度を整備充実致しまして自動車の実態把握及び盗難予防の徹底を期しますとともに、この制度を利用して、自動車を目的とする私法関係の安全の確保に資したことであります。

第二に車両の構造及び装置につきましまして、保安上必要な最低限度の技術基準を設定致しますとともに車両検査制度を整備充実しまして車両の保安を強化することにより、その安全性の確保に資したことであります。

第三に、自動車使用者の自主的自車両整備に必要な体制の確立を期しますとともに、自動車整備事業を認証して、その健全な發達を図ることによりまして車両検査と相まつて、自動車保安の完璧を期したことであります。

なお本法案による検査登録制度を利用して自動車の動産抵当制度を実施する爲に別に自動車抵当法案を提出致しました。

以上が道路運送車両法案の概要であります。この法律を施行するための経過措置

を規定する必要があるしますので道路運送車両法施行法案を同時に提出致した次第であります。

以上によりましてニ法案の提出理由につきまして御説明を終わりますが、最近の車両事情に鑑みまして、この両法律の制定は、緊急を要するものと考えますから何卒充分御審議の上述かに可決されるようお願い致します。

第二 道路運送車両法案要綱

一 主旨

最近における自動車の発達に極めて顕著でその車種、用途、型式は多様多岐にわたり、自動車車両数も増加の一途を辿り（現在三十八万余両）、その行動は益々頻繁化し、長距離且つ高速度化しつつある。一方車両の老朽化と車両整備の低下は、車両事故の累増を招来せしめ、又現下の社会経済事情に基づく登録事故の増加は自動車の実態把握と流通の安全とを阻害するおそれがある。

現在、道路運送車両の保安については、道路運送法に規定されているが、その詳細は同法に基く車両規則、自動車整備工場認定規則及び自動車整備士技能検定規則に委任されている。

今回道路運送法の全面改正に伴い車両保安法規の統一を図り、且つ、実情に即して現行規定の不備欠陥を是正するとともに、車両保安行政の民主化を徹底するため同法から分離し、新たに「道路運送車両に關し、その実態把握及び所有権についての公証を行い、並びに安全性の確保及び整備についての技術の向上を図り、あわせて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進すること」を目的とする單行法を制定しようとするものである。

1. 自動車の登録（第二章）

- (1) 自動車の実態把握及び盗難予防の徹底を期するための現行登録制度（旧法第五十六条、車両規則第四十条、第四十四条）を整備充実し、登録を自動車運行の要件とし登録の手続を明確にする（第四條、第六條、第十六條）。

- (2) 自動車を目的とする私法関係における安全確保の手段として、登録に所有権の得喪の対抗力を附与する等自動車の取扱を不動産に準じたものとする（オ五条）。
- (3) 登録の目的及び性質の重要性からその真正を確保するための、前各条の例にならぬい、必要な場合に登録の検認を行うこととする（オ十七条）。
- (4) 自動車の登録の表示の真正を期するため、現行の車両番号標の表示を自動車登録番号標の表示に性格を改め、且つ、番号標は陸運局長又はその指定代行者が交付することとする（オ十一条、オ十九条、オ二十条、オ二十五条）。
- (5) 自動車の同一性の確保を期するため、車台番号及び原動機番号の打刻について、より明確にする（オ二十九条、オ三十二条）。

2. 車両の保安基準（オ三章）

- (1) 車両の安全性を確保するため現行の自動車の構造、装置及び性能に関する規定（車両規則オ五条、オ二十三条）を整備充実して、車両の構造及び装置については保安上必要な最低限度の技術基準（保安基準）を定め、整備及び検査のよりどころを明示する（オ四十条、オ四十五条）。

内 二

- (2) 保安上の技術基準は、あくまで自動車の製作又は使用について不当な制限を課するものでないことを明らかにする（オ四十七条）。

3. 車両の整備（オ四章）

- (1) 保安基準の励行を図り自動車の保安及び使用効率の向上を期するため、現行規定（旧法オ五十五条、車両規則オ三十五条、オ三十九条及び自動車整備基準（告示））を整備充実し、技術基準に従って自動車の仕業点検を行い、且つ、整備の技術基準を示して、これによる整備を勧告し得ることとする（オ四十七条、オ四十八条）。
- (2) 乗車定員十一人以上の自動車（バス型車両）の使用者、自動車運送事業者又は十両以上の自動車使用者は、整備管理者を選任することとし、これに技術的良心による整備励行の責任をもちしめ、もって自動車の自主的整備の確保を裏付けるものとする（オ五十条外）。

(3) 整備技能の向上を図るため、現行整備士技能の任意検定制度（自動車整備士技能検定制則―省令）を法制化し、明確にする（オ五十五条）。

4. 車両の検査（オ五章）

(1) 自動車の保安を強化するとともに、その同一性を確認するため、自動車の現行検査制度（旧法オ五十四条、車両規則オ二十四条―オ三十四条）を整備充実し明確にする（オ五十八条―オ七十条）。

(2) 自動車の保安及び使用効率の向上並びに使用者等の利便増進に資するため、現行自動車の型式指定制（自動車の指定に関する省令）を法律事項とするとともに、使用前の自動車に対し予備検査を受け得る途を開く（オ七十五条、オ七十一条）。

5. 自動車の整備事業（オ八章）

(1) 自動車（軽自動車を除く。）の分解整備事業若しくは若ける分解整備が保安基準に適合したものであることを確保し、その完成検査の適正化及び分解整備事業の健

全な発達を図るため、保安上必要最低限度の基準により事業を認証し、且つ、検査主任者を置くこととする（オ七十八条、オ八十五条）。

(2) 現行自動車整備事業の認定制度（自動車整備工場認定規則―省令）を法制化し、整備技術及び整備設備の質の向上を図る（オ九十四条）。

6. その他

(1) 登録自動車（軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。）に対する強制執行及び競売について、不動産に準ずる取扱をするよう規定する（オ九十七条）。

(2) 原動機付自転車を自動車の範囲から分離独立させ、これに対する法規制を緩和し、軽車両とともに、その実情に即応させる（オ四十四条、オ四十五条、オ七十三条）。

(3) 重要処分、聴聞制及び告示制を明記し、行政民主化の徹底を期する（オ百一条、オ百三条）。

(4) 自動車の登録等の手数料徴収について規定し、受益者負担の適正化及び国の財

源確保を図る（オ百二条）。

第三、道路運送車両法施行法案要綱

一、主旨

道路運送車両法の実施のため、関係法令を廃止又は改正するとともに、自動車の登録、道路運送車両の検査等に肉する経過的措置等を定めようとするものである。

二、要目

- 1 道路運送車両法（以下「法」という。）の実施に伴い、道路運送車両の保安に關する規律を内容とする現行車両規則等が不要となるので、これらを廃止する（オ一条）。
- 2 法の実施に伴い、運輸省設置法の内容を整理する（オ二条）。
- 3 旧道路運送法に基く自動車の登録であつて、法により従来の動産としての取扱から不動産的取扱へと切り換えられることとなる自動車を対象とするものについては、

内三

登録内容の再確認によりその真正を期するため、切換日（昭和二十七年四月一日）前までに、法に基く登録に切換えさせる（オ三条）。

- 4 旧道路運送法に基いて行われた自動車の登録であつて法においても動産として取り扱われる自動車を対象とするもの、道路運送車両の検査、自動車の指定等の処分は、法に基く相当処分とみなす（オ四条―オ十六条）。

- 5 法の実施を實情に即応させ、且つ、円滑にするため、自動車分解整備事業の認証等について必要な猶予期間を設ける（オ十七条―オ二十二条）。

第四 道路運送車輛法及道路運送車輛法施行法案の引用条文及び参照条文

- 一 道路運送法
- 二 車輛規則
- 三 自動車整備士技能検定規則
- 四 自動車整備工場認定規則
- 五 道路法
- 六 民法
- 七 事業者団体法
- 八 道路運送法案
- 九 自動車~~法~~当法案
- 十 運輸百設置法

第七條 (自動車検査官)

第一項 当該行政方は、所部の官吏更員の中から車輛検査官を命じ、第八章の規定による職員の行状を補助させることができる。

第五十四條 (重機の検査) 自動車及び旅客の運送の用に供する軽車輛 (以下旅客運送機と云ふ) は、命令の定めるところにより、使用に當する構造、装置及び性能を有するかどうかについて、行政方の検査を受けなければならぬ。
行政方は、前項の検査の結果、車輛が使用に當すると認めるときは、命令の定めるところを除いて、車輛検査証を交付し、且つ、車輛番号を指定しなければならぬ。

第一項の規定する車輛は、命令の定めるところにより、車輛検査証を備へ付す。指定された車輛番号を表示したものでなければ、これを使用してはならぬ。
自動車検査証及び車輛番号の指定の届期前日、命令でこれを定める。
自動車検査証の書換、再交付及び返納に關して必要な事項は命令でこれを定める。
第五十五條 (車輛の整備) 自動車及び旅客運送車輛については、命令の定めるところを遵守する。

行政方は、前項の規定する車輛が使用に當しないと認めるときは、必要の整備を命ずることが出来る。
行政方は前項の規定による命令に従わぬ者に当該車輛の使用を制限し、若しくは禁止し、又は車輛検査証の提出若しくは返還を命じ、又は車輛番号の指定を取らざることかできる。

第五十六條 (自動車の登録) 自動車を所有する者は、当該自動車につき行政官庁の登録を受けなければならぬ。

行政官庁は、前項の登録を申請した者が当該自動車の真正の所有者であると認めるときは、命令の定めるところにより、登録をした後その者に自動車登録証を交付しなければならぬ。

自動車を運搬するには、当該自動車の自動車登録証を携帯しなければならぬ。
本條に定めるものの外、登録並びに自動車登録証の書換、再交付及び返納に關する事項は、命令でこれを定める。

第五十八條（罰則）左の各号の一に該当する者は、これを五十圓以下の罰金に処す

一 及二（省略）

三 第四十二條又は第五十六條第一項の規定に違反した者

第五十九條（罰則）左の各号の一に該当する者は、これを三十日以下の拘留又は科料に処する。

一 一（省略）

六 第五十四條第五項又は第五十六條第四項の規定に基いて発する命令に違反し

た者

七 第五十大條第三項の規定に違反した者

第六十條（罰則）左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は千圓以下の罰金に処する。

一 第五十四條第三項の規定に違反した者

二 外

二、第五十五條第三項の規定による処分を違反した者

過失により前項第一号の罪を犯した者は、これを拘留又は科料に処する。

第六十一條（罰則）左の各号の六及び七は、これを拘留又は科料に処する。第六十一條（罰則）左の各号の六及び七は、これを拘留又は科料に処する。第六十一條（罰則）左の各号の六及び七は、これを拘留又は科料に処する。第六十一條（罰則）左の各号の六及び七は、これを拘留又は科料に処する。

二、車輛規則（昭和二十二年度運輸省令第百三十六号）

第一章 總則

第一條（この省令の適用）車輛の検査、整備及び巻線については、道路運送法の規定による外、この省令の規定のるところによる。

第二條（定義）この省令で車輛重量とは、車輛が運行に必要で整備した状態における重量をいい、車輛総重量は、車輛重量 最大積載量及び五十五斤に乘車定員を乗じた重量

重の総和をいう。

第三條（車両の範囲）道路運送法第二條第二項の車輛には「ゼリー」を含み、架線又は軌條により運行する車輛を含まない。

自動車によりけん引する車輛は、自動車とする。

第三條之二（自動車の種類）自動車を含めて軽自動車、小型自動車、普通自動車及び特殊自動車の四種とし、この分類は別表で定める。

第四條（規定、適用除外）左の場合に属する車輛には、道路運送法第八條の規定は、これを適用しない。

一、ロードローラー、ブルドーザー、農耕作業用自動車との地運輸入臣の指定する特殊自動車

二、小売車、二輪自動車との地運輸入臣の指定する旅客運車

第五條（自動車の基本原則）車輛は「堅牢」で使用に充分耐えるものでなければならぬ。自動車の構造及び装置は、探査に使用し作業能率の向上に資するものでなければならぬ。

車輛の各種装置の性能は、衝突と運転の支障とならぬよう探検されなければならぬ。

第二章 自動車

第一節 構造、装置及び性能

第六條（寸法及び重量）自動車は、長さ十二米、幅二、五米高さ三、五米、車輛総重量二十噸を超えてはならない。但し、特に運輸大臣の許可を受けたものは、この限りでない。

第七條（安定性）自動車の操向車輛にかゝる車輛重量及び車輛総重量の割合は、各々どの

二割以上を占めなければならない。但し、制車付二輪自動車にあつては、側車の車輪にかゝる車輛重量及び車輛総重量の割合は、各々どの三分の一以下でなければならぬ。

前項の場合に於ける車輛総重量の操向車輛又は側車の車輪にかゝる算定については、

車輪は、定位置にあるものとし、蒸気又は積荷の重量は、客室の床面又は荷台に平均にかゝるものとして計算する。

自動車は、空車の場合に於いて、これを右に三十五度まで傾けても轉覆しないもの
にしなければならない。但し、側車附二輪自動車に於ては、この傾斜角度は、これを二
十五度とする。

却懸府縣知事は、自動車の運送その他の使用地の状況等により、運送上の危険がないと
認めるときは、当該自動車につき、前項本文の傾斜角度を緩和することをできる。

第八條（制動装置）自動車には右の條件を具備した制動装置を備えなければならない。

- 一、独立に作用する二系統以上の制動装置を備えること。但し、制動力の不足に液体圧
力を用いる自動車を除いて、空車重量二トン未満の自動車（「被けん引自動車」と除
く）、最高時速二十軒未満の自動車又は重量二トン未満の「被けん引自動車」と除
く）は、これを一系統とし、車頭重量二トン未満の「被けん引自動車」又は「空
車重量二トン未満の被けん引自動車」に於てはこれを省略しても妨げない。
- 二、制動装置（二系統以上の制動装置を備える場合に於てはうち一系統）は、後車輪
を含む半軸以上の車輪を制動すること。

三、制動装置は、すべて左右の車輪に對して平等に作用する構造とすること。

四、制動装置（二系統以上の制動装置を備える場合に於ては主制動装置）は、乾燥し
た平坦な路面で最高時速八十軒以上の自動車に於ては時速五十軒のとき二十二米
以下、最高時速三十五軒以上八十軒未満の自動車に於ては時速三十五軒のとき十
四米以下、最高時速二十五軒以上三十五軒未満の自動車に於ては時速二十五軒の
とき十米以下及び最高時速二十五軒未満の自動車に於ては時速十五軒のとき五米
以下の停止距離を有すること。

五、制動装置（二系統以上の制動装置を備える場合に於てはうち一系統）は、運転者
が運転席に居る位ととき当該自動車を停止状態に保持することの出来る構造とすること。
且し、二輪自動車に於ては、この限りでない。

「被けん引自動車」の制動装置は、「けん引自動車」の運転席から操作できる構造
としなければならない。但し、制動する為東京府を乗車させる場合にはこの限りで
ない。

第九條（最小回転半径）自動車は、最小回転半径は、最外側の車輪の「わだかまし」について測定し、十二米以内でなければならぬ。

都道府県知事は、特に申請があった場合において相当の事由があると認めるときは、特定の自動車を限つて前項の最小回転半径に明する制限を緩和することができる。

第十條（タイヤ等の他の接地部の構造及び性能）自動車のタイヤ、無限軌道その他の接地部は、道路を破壊しない構造及び性能を有しなければならぬ。

第十一條（接地圧）自動車の接地圧については、左の制限に従わなければならない。

- 一、空転入りゴムタイヤ又は接地部の厚さ二十五ミリ以上の固形ゴムタイヤを有する自動車の接地圧は、タイヤの接地部の幅一センチメートル当たり百五十斤を越えないこと。
- 二、前項に規定するタイヤ以外をタイヤを有する自動車及びタイヤ又は無限軌道の何れをも有しない自動車の接地圧は、タイヤ又はその他の接地部の幅一センチメートル当たり五十斤を越えないこと。
- 三、無限軌道を有する自動車の接地圧は、無限軌道の接地面積一平方センチメートル当たり三斤を越えないこと。

等しいこと。

前項の接地圧は、車両総重量で算定する。

第十二條（騒音、悪臭その他の防止）自動車は、運転に際して甚だしい騒音を発し、又は悪臭のあつたる若しくは有害なガスが立ち上り、健康を多量に害及しない構造としなければならぬ。

自動車は、これに取り付けられた燃大類により、運転の支障とならぬ構造としなければならぬ。

第十三條（運転席）自動車の運転席は、充分な視野を有し、且つ運転操作の支障とならぬ構造でなければならぬ。

自動車の運転に際し操作を必要とする装置は、運転者が容易に操作できる構造でなければならぬ。

第十四條（前照燈）自動車には、左の条件を具備した前照燈を備えなければならぬ。

及び三輪自動車にあつてはこれを一個とし、「放け人引自動車」にあつてはこれを省
略しても妨げない。

二、五十米の前方にある交通上の障害物を明瞭に認めることができる光度を有すること。
但し、軽自動車及び長距離運送二十斤未満の自動車にあつては、この光度は、十五米
でよいとする。

三、照射光線は、自動車、進行する方向を正射し、その主要光線は、前方二十五米で地
上へ一米を起さざること。

四、前照灯又は照射光線の方向を上下にする装置を有すること。但し、軽自動車にあ
つては、この限りでない。

第十四条(番号燈) 自動車、後部には、夜間二十米の距離において後面の車輛番号を明瞭
に認めること、この口の色の番号燈を備へなければならない。但し、軽自動車にあつて
は、この限りでない。
番号燈は、運転席からの距離で二口の圓筒又は前照燈と運動して点滅する構造でなく

水すなわらない。

第十四条(二、尾燈) 自動車の後面には、相当の光度を有する赤色の尾燈を備へなければ
ならない。但し、軽自動車、重機の後面に赤色又は紅色を備へたものは、この限りでない。

第十四条(三、制動燈) 自動車の後面には、制動装置(二系統以上の制動装置を備へる場
合にあつては主制動装置)の操作を表示する赤色又は橙色の制動燈を備へなければなら
ない。但し、軽自動車及び二十斤未満の自動車はこれを有略することができる。

第十五条(車幅燈) 自動車は、制動の外側に車幅燈を備へなければならない。
但し、前照燈の位置が不適当と認めるときは、その位置の変更を命じ、又
は車幅燈を備へべきことを命ずることができる。

第十六条(警告器) 自動車には、「放け人引自動車」を除いて、適当の音響を発する警告器
を備へなければならない。

第十七条(速度計) 速度計(自動車の構造の必要箇所)に速度計及び走行距離計を備へなければなら
ない。但し、軽自動車、長距離運送二十斤未満の自動車及び「放け人引自動車」にあつては

この限りではない。

第十八条（指示器）自動車は、前部ガラスに、「被けん引自動車」を除いて拂拭器を備へなければならぬ。

第十九条（方向指示器及び後照鏡）運搬台車を有する自動車には、方向指示器を備へなければならぬ。

第二十條（盲人車）危険物、入江物等を運送する自動車若しくは乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車には、告示の定めるところにより、盲人車を備へなければならぬ。

第二十一条（後照鏡）自動車は、「被けん引自動車」を除いて、後照鏡を備へなければならぬ。

第二十二条（緊急自動車）消防自動車、警察自動車、急務自動車その他緊急の用に供する自動車は、運搬台車の指定するもの（以下緊急自動車と略する。）には前部から明瞭に識別できる赤色の警光燈及び容易に判別できる警音器を備へなければならぬ。

緊急自動車以外の自動車は、前項の警光燈及び警音器と同一又は類似の燈火又は警音器を備へなければならぬ。

緊急自動車以外の自動車には赤色、白色又は青色の色と類似の色を用いて緊急自動車と識別の困難な塗装をしてはならぬ。

第二十条の二（特殊構造車及び特殊用途車の構造、装置）制動装置等に圧縮気体を使用する自動車、圧縮ガス若しくは液化ガスを燃料とする自動車、燃料装置としてアセチレンガス発生装置を使用する自動車、爆発性液体を運送するタンク自動車、圧縮ガス若しくは液化ガスを運送する自動車、又は火薬類を運送する自動車は、本章の規定による外、別に定めるところにより特別の構造、装置及び性能を有するものにならなければならない。

第二十一条（特別の構造、装置等）都道府県知事は、常に危険な地区を通行する自動車又は危険物を運送する自動車については、その構造若しくは装置につき特別の制限を設け、若しくは必要の変更を命じ、又は必要の装置を設けべきことを命ずることとする。

と特別の装置を設くべきことを命ずることができる。

第二十三條（乗車設備）自動車運送事業者がこれに準ずる者以外の者の乗車に供するたの設備は左の條件を具備しなければならない。

一 良好な換氣を得られ、且つ、排吐ガス、煤煙、雨水の類の侵入しない構造の車室と相すること。

二 座席は、高さ二百五十センチ以上四百五十センチ以下、奥行四百センチ以上、幅一人に一メートル以上とすること。但し、補助座席の寸法は、奥行二百五十センチ、幅一人につき三百センチ超えることとできる。

三 五席は、幅員三百センチ以上の道路に限り、これを設けること。

立席を設ける場合は、車室の高さは、これを千八百センチ以上とし、且つ車室内の適當な箇所に扶手、所り帯等の他体を支えるのに適當な施設を設けること。

立席の面積は一人につき、面積が二平方メートル以上とする。座席が道路に面する場合は、座席の前面は二百五十センチの向はこれを道路とみなさないこと。

五ノ外

四 乗降口には、扉又はこれに準ずる安全装置を設けること。

乗車定員十人以上の自動車に於ては、乗降口の補助乗員は六百センチ以上とすること。

第二十三條の二（乗車用旅客自動車）は、旅客自動車運送事業者、用を供する自動車は、前各條の規定による外、左の條を具備しなければならない。

一 採光及び換氣は良好な状態に保持すること。

二 送氣入りゴムタイヤを採用すること。

三 座席は、旁めて乗心地のよい構造とし、座席の数は、旅客定員の三分の一以上とする。但し、都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

四 客室には、適當な室内照明を設けること。

乗車定員十人以上の自動車の室内照明は、客室の床面積一平方メートル当り五燭光以上とし、且つ、室内を均等に照らすこと。

五 床面積の面は二百センチ以上の自動車の乗降口には、着り止のふた踏段を設けること。

踏段一段の高さ日、四百センチ以下とし、乗車定員十人以上の自動車については、奥行三百センチとすること。

乗車定員十人以上の自動車の乗降口には、乗降用梯子を設けること。

六、運送の状況に應じ、運送の物品を積載改修を設けること。

第二十三條之三（非常口）坐差の長さか、五センチ以上であり、且つ、乗車定員三十人以上の自動車には、その座席も異動した非常口も設けなければならない。

一、非常口の設置は、車体の右側で後部軸の後方又は車体、後面とするこゝ、但し、構造上当該位置に設けることかできない自動車で運送局長の許可を受けた場合は、二つ限りでない。

二、非常口は、有効幅員四百センチ以上、有効高さ千二百センチ以上とし、非常口の下縁と床面との間には段がつかないようとすること。

三、非常口には、臨時修繕に閉鎖することかでき、且つ、火災、衝突その他の非常時に際して直ちに内外からかき、その他の特別の器具を用いないで開放できる外開きの

とびらを設けること。

第二節 検査

第二十四條（自動車検査の実施）自動車の自動車検査は、採用者の申請に因り、自動車はまたる採用地を管轄する都道府県知事がこれを行う。

商品として自動車所持する者は、自動車所持地を管轄する都道府県知事に申請して自動車検査を受けることかできる。

第二十五條 前條の規定により自動車検査を申請する者は、申請に際し、当該自動車を、正当の権限に基いて使用し、又は所持することか証する書面を提出し、且つ、自動車の乗車定員又は最大積載量を申告しなければならない。

都道府県知事は、前項の場合において、申請が正当の権限を有しないと認められたときは、自動車検査を拒否しなければならない。

都道府県知事は、必要あると認めるときは、第一項の申告にか、わらず、乗車定員又は最大積載量を指定することかできる。

車輛検査証及び車輛番号標の様式は、次条第一号様式及び第二号様式に規定するところによる。

第二十六條 商品として車輛検査を受けた自動車には、車輛番号は、これを指定しない。商品として車輛検査に合格した自動車を使用しようとするときは、使用者は、当該自動車に正当な状態に基いて使用するものと認める書面を添付し、その旨を使用者が登録する都道府県知事に申請して車輛番号の指定を受け、車輛検査証に規定事項の記入を受けなければならない。

第二十七條の二(指定自動車)運輸大臣の指定する自動車の新造車で、その製作を業とする者、又は組立を業とする者において行う完成検査に合格したもののについては、都道府県知事は、その自動車に第二十四條の車輛検査に合格したものとみなすことができる。運輸大臣は、指定した自動車について、その指定を取消することができる。指定及び指定の取消は、別に定めるところによる。

第二十七條の三(車輛検査証及び車輛番号の指定の有効期間)

車輛検査証及び車輛番号の指定の有効期間は、この旨令に別段の定めのある場合を除いて、これを一年とする。

都道府県知事は、特別の事由ある自動車については、前項の有効期間を短縮することができる。

第三十條 第二項の規定により車輛検査証の書換を受けた場合においては、新車輛検査証は、旧車輛検査証の有効期間内に限り、その効力を有する。

第二十八條(検査済みの車)運輸大臣の指定した自動車を使用しようとする者は、有効期間満了前に車輛検査を申請することができる。

都道府県知事は、検査の結果前項の自動車を使用中に支障がないと認めるときは、新に車輛検査証を交付し、且つ、車輛番号を指定しなければならない。

第二十九條(車輛番号標)車輛番号標は、自動車の前面及び後面の見易い箇所にこれを表示し、後面の車輛番号標は、縦書きの封印を受けなければならない。但し、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び「改けん引自動車」にあつては、前面の車

臨時登録は、これを有するものがござらぬ。

第三十條（使用者及び使用地の変更）自動車の使用者が変更したときは、後の使用者は、当該自動車を正当な係に基いて使用することを証する書面を添え、変更後十日以内に、その主たる使用地を管轄する都道府県知事に届け出て、重新検査証に所定事項の記入を受けなければならぬ。

自動車の使用者は、主たる使用地を変更したときは、変更後十日以内に後の使用地を管轄する都道府県知事に届出でて、重新検査証の書式及び車輛番号の指定を受けなければならぬ。

第三十一條（構造・装置等の変更）自動車の使用者は、この各号に規定する場合に於て、重新検査を受けなければならぬ。

- 一、原動機の型式を変更したとき。
- 二、車輛の長さを著しく変更したとき。
- 三、重量変更又は最大積載量を変更したとき。

四、燃料の種類を変更するための燃料装置の構造を変更したとき。

五、制動装置、振動装置、駆動装置又は駆動装置の構造を著しく変更したとき。

前條及び前項に規定する場合を除いて、重新検査に記載する事項につきこれを変更したときは、運輸省が自動車の主たる使用地を管轄する都道府県知事に届け出て、所定事項の記入を受けなければならぬ。

第三十二條（臨時運転）重新検査、改定検査及び送附のための臨時に自動車を運転しようとする者は、その所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

都道府県知事は、自動車の臨時運転を許可するときは、臨時運転許可証を交付し、且つ、臨時車輛番号と貸与する。

第一項の目的を以て運転する自動車は、臨時運転許可証を備え付け、且つ、貸与を受けた臨時車輛番号を所定の箇所に表示しなければ、これを運転してはならぬ。

臨時運転許可証及び臨時車輛番号の様式は、夫々第三号様式及び第四号様式に規定するとする。

臨時車輛番号標の貸与期間は、五日を超えてはならない。若し、特に都道府県知事の許可を受けたときはこの限りでない。

自動車の臨時運転の許可を受けた者は、その許可期間が満了したときは、遅滞なく当該都道府県知事に臨時運転許可證及び臨時車輛番号標を返納しなければならない。

第三十三條 (臨時検査) 都道府県知事は必要があると認めるときは、臨時に自動車の検査を行うことができる。

都道府県知事は、必要があると認めるときは、車輛検査証を交付し、且つ、車輛番号を指定し、又は既に交付した車輛検査証につき、その有効期間を短縮し、又は必要事項の記入をすることが出来る。

第三十四條 (車庫検査証の交付及び返納) 自動車の使用者は車輛検査証を添付し、又は付されたときは主たる使用地を管轄する都道府県知事に届出てもか再交付を受けることが出来る。

自動車の使用者は、その番号に規定する場合においては、遅滞なく車輛検査証を主たる使用地を管轄する都道府県知事に返納しなければならない。

一 自動車の使用を廃止したとき。

二 自動車の使用停止又は禁止を命ぜられたとき。

三 車輛の検査証の書換を受けたとき。

四 車輛検査証の再交付を受けた者が車輛検査証を所持するとき。

五 車輛検査証の有効期間が満了したとき。

都道府県知事は、自動車の使用の停止期間が満了したときは、前項第二号の規定により返納させた車輛検査証を自動車の使用者に返付しなければならない。

第三節 整備

第三十五條 (排氣設備及び二千五百ワット) 自動車は、日々の排氣前後及び走行二千五百ワットを必要とし、又は同一箇月を越えないことにより運輸大臣の定める基準により、その各部を点検し、必要箇所に、適切且給油をしなければならない。

自動車は、常に清潔にこれを保持しなければならない。

第三十六條 (七千五百ワット) 自動車運送事業の用に供する自動車(以下「事業用自動車」



このうち、走行七千五百斤を超えないこと又は期間三箇月を超えないことに運輸大臣の定める基準により、その要部を整備しなければならぬ。

第三十七條（三万斤整備）
重商用自動車は、走行三万斤を超えないこと又は期間一年六箇月を超えないことにその要部を解体し、運輸大臣の定める基準により、これを整備しなければならぬ。但し、新造自動車にあつては、この場合における走行斤又は期間は、これを夫々四万五千斤又は二箇年迄延長することができる。

都道府県知事は、使用の状況により必要があるとき、前項の走行斤又は期間を短縮することができる。

第三十八條（重運搬）
自動車運送業者は、前二項の規定により整備をしたときは、その必要費用、三月日ごとの他必要事項を車歴簿に記載しなければならぬ。

前項の規定は、臨時の必要により修理又は改造をした場合にこれを準用する。

第三十九條（自家自動車の整備）
自家用自動車を使用する者は、努めて前二條の規定の趣旨に従い、自動車の整備を圖らなければならぬ。

第四節 登録

第四十條（登録の実施）
自動車の登録は、その主たる使用地を管轄する都道府県知事がこれを執行する。

自動車登録を申請しようとする者は、車輛検査証及び当該自動車を正当な源泉に基づいて所有することを証する書面を提出しなければならぬ。

自動車登録簿及び登録証の様式は、夫々第八号様式及び第七号様式に規定するところによる。

臨時運搬の許可を受けず運搬する自動車については、登録はこれを行わぬ。

第四十一條（登録事項の変更）
自動車を所有する者は、登録簿に記載する事項につき、これを変更したときは、その変更後十日以内に登録を受けた都道府県知事に届け出て、所定事項の記入を受けなければならぬ。

前項の場合に於ける変更が自動車の主たる使用地の変更に関するものであるときは、新使用地を管轄する都道府県知事に登録を申請しなければならぬ。

前項の場合における對使用地を管轄する都道府県知事は、当該自動車の登録をしたときは、旧使用地を管轄する都道府県知事に、通知しその登録に對し必要事項を通報しなげなければならない。

前項の場合において、通知を受けた都道府県知事は、当該自動車の登録を抹消しなげなければならない。

第四十二條（登録証の再交付）自動車所有する者は、自動車登録証を失失し、又は損傷したときは、登録を受けた都道府県知事に申請してその再交付を受けることができる。

第四十三條（登録の抹消）自動車所有する者は、その使用を廃止したときは、遅滞なくその登録を受けた都道府県知事に登録の抹消を申請しなければならない。

道路運送法の規定により自動車の使用を禁止したとき又は車両検査の有効期間が満了し一箇月を経過しても第二十八條の車輛検査を受けないときは、都道府県知事は、その登録を抹消しなげなければならない。

第四十四條（登録証の返納）この各号の一に該当するときは、自動車を所有する者は、遅滞なく自動車登録証をその登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

一、自動車の使用を廃止したとき、

二、自動車の使用の禁止を命ぜられたとき、

三、車輛検査の有効期間満了後一箇月を経過したとき、

四、自動車登録証の再交付を受けた場合において旧自動車登録証を所持するとき、

前項第一号乃至第三号の場合に於て自動車登録証の返納をした者の申請があるときは、都道府県知事は、その申請者に対し、返納の事実を證する書面を交付しなければならない。

第三章 商業用旅客自動車

第四十五條（構造、装置及び性能）旅客自動車運送事業の用に供する旅客自動車（以下旅客用自動車という。）の構造及び装置は、第五條の規定による外、左の各号により定めなければならない。

一、車輛の幅は二米、高さは三米を越えないこと。
 二、適當の制動装置を備へること。但し、人力車及び「ゼリ」を除く。
 三、雨水の道の車室内と侵入しない構造とすること。
 市業用旅客自動車には、第十條、第十一條、第十二條の二、第十六條、第二十一條、第二十二條及び第二十三條第二号乃至第四号、並に第二十三條の二第一号、第二号、第五号及び第六号の規定を準用する。
 二の場合において、第二十一條及び第二十二條中、「市道行旅和事」とあるのは、「部の区」長又は市町村長（以下市町村長等といふ。）と読み替へるものとする。
 第四十六條（検査）市業用旅客用自動車^板の検査は、使用の申請者に因り、当該車輛の主たる使用地を管轄する市町村長等これを行う。
 車輛検査と申請する者は、申請に際し、車輛の重量又は最大積載量を申告しなければならぬ。
 車輛検査標は、車輛の後面の見易い箇所にこれを表示しなければならぬ。

八ノ内

車輛検査に記載する事項につきこれを変更したときは、運輸局長は、運輸局長の主たる使用地を管轄する市町村長等に届け出て所定事項の記入を受けなければならぬ。
 車輛検査及び車輛番号標の様式は、次々第八号様式及び第九号様式に規定するものとす。

市業用旅客自動車に、第二十五條第三項、第二十七條第一項及び第二項、第二十八條、第三十三條並びに第三十四條の規定を準用する。二の場合においてこれらの規定中「市道行旅和事」とあるのは「市町村長等」と読み替へるものとする。

第四十七條（整備）市業用旅客自動車には、第三十五條の規定を準用する。

この省令は、道路運送法附則第一條第一項の規定施行の日から、これを施行する。
昭和十六年鉄道省令第三五号旅客自動車運送業設備規程及び今年鉄道省告示第十二号へ
旅客自動車運送業設備規程第三條、規程、依ル車体規格ニ列スル件ハ、これを廢止す
る。

この省令施行の際現に使用中の自動車で、制動機、駆動機、走行駆動機、掃拭器又は方
向指示機の備のないものは、この省令發一ヶ月は、これを備え付けぬいでも使用すること
ができる。

この省令施行の際現に使用中の自動車につき昭和八年内務省令第二十三号自動車取調令
により交付した車輛登録証又は同令により指示した車輛番号は、天々この省令による自動
車の車輛検査及び車輛登録又は車輛番号とみなす。

この省令施行の際現に自動車取締令により交付した一時運取許可證及び同令により發
した一時運取許可證返却は、天々この省令による自動車の臨時運取許可證及び臨時車輛番号

標とみなす。

警察用私營自動車は、この省令發の日から六箇月内は、車輛検査を受けぬいでもこ
れを使用することができる。

附 則 (五二四、七八一、四三六)

この省令は、公稱の日から施行する。

二行程式の發動機を用いる自動車でその載荷容積百立方メートル未満のもの、四行程式の發
動機を用いる載荷容積百五十立方メートル未満のもの又は電動機を用いる自動車でその定容出
力七五ワット未満のものは、この省令施行の日から三ヶ月間は、自動車の検査及び登
録を受けぬいでも、これを使用することができる。

この省令施行の際、現に使用中の自動車で有人又は無人は後照鏡、備之の旨のもの、こ
の省令施行の日から一ヶ月間は、これを備えぬいでも使用することができる。

この省令施行の際、現に交付されてゐる車輛検査證は、この省令の規定にかゝらぬ
旨として効力を有する。

附 則（昭和二五、八、三七、運輸令四六）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年八月一日からの適用する。
この省令施行の際現に北海道において使用中の自動車の車輛番号等は、第一條の規定にかかわらず、なおその前の此を適用することができる。

特定自動車運送事業の特定の運送業者及び取扱取扱入日物品の種類の変更に対し、この省令施行の際、既に事業計画変更の認可を受け、又は認可申請中のものについては、旧規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭二五、七、二六一運輸令五六）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令施行の際現に使用中の二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車で制動装置の備えのないもの並びに貸切旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員十人以上の自動車で前大器の備えのないものについては、この省令施行の日から三箇月間は、それぞれ制動装置前大器を備え付けなくてもこれらの自動車を使用することができる。

この省令施行の際、現に使用中の自動車の新製造車は、奥行二百五十センチ、幅一人につき三百センチ前後のないものにあつては、この省令施行の日から三箇月間は、当該自動車を適用することができる。

附 則（昭二五、一、二二ヒ運輸令九七）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第二十三條の三の規定は、昭和二十六年四月一日から施行し、同日以降の新造車について適用する。

この省令施行の際、現に使用中の自動車で後寫鏡の備えのないものは、昭和二十六年二月三十一日まで、これを備えなくても使用することができる。

別表 (省略)
様式 (省略)

三、自動車整備士技能検定規則（昭和二十四年運輸省令第五十号）

第一条 自動車の整備作業を行う者は、この省令の定めるところにより、その技能について運輸大臣の検定を受けることが出来る。

第二条 この省令で、自動車整備作業とは、自動車又はその部分品の構造、装置及び性能を良好且つ安全な状態に保守、修理及び再生する作業をいう。

第三条 自動車の整備作業を行う者の技能の検定は、左の十一種につきそれぞれ一級、二級及び三級に分けて行うものとする。

- 一、自動車シマシー整備士
- 二、自動車ガソリンエンジン整備士
- 三、自動車ディーゼルエンジン整備士
- 四、自動車ディーゼル機関整備士
- 五、電気自動車電機整備士
- 六、小型四輪ガソリン自動車整備士

- 七 三輪自動車整備士
- 八 二輪自動車整備士
- 九 自動車電装整備士
- 十 電気自動車蓄電池整備士
- 十一 自動車機工整備士

第四條 前條に規定する一級の検定を受けようとする者は、左に掲げる要件の一を有する者でなければならぬ。

- 一 自動車の整備作業に關する実務経験が満七年以上の者
- 二 旧制甲種工業学校以上の卒業者及び運輸大臣が、これと同等以上の学力を有すると認めたる者で、自動車の整備作業に關する実務経験が満五年以上の者
- 三 二級整備士の資格を有する者

第五條 第三條に規定する二級の検定を受けようとする者は、左に掲げる要件の一を有する者でなければならぬ。

- 一 自動車の整備作業に關する実務経験が満五年以上の者
- 二 旧制甲種工業学校以上の卒業者及び運輸大臣が、これと同等以上の学力を有すると認めたる者で、自動車の整備作業に關する実務経験が満三年以上の者
- 三 三級整備士の資格を有する者

第六條 第三條に規定する三級の検定を受けようとする者は、左に掲げる要件の一を有する者でなければならぬ。

- 一 自動車の整備作業に關する実務経験が満三年以上の者
- 二 旧制甲種工業学校以上の卒業者及び運輸大臣が、これと同等以上の学力を有すると認めたる者で、自動車の整備作業に關する実務経験が満二年以上の者

第七條 運輸大臣は、本三條の検定試験を、運輸大臣の命じ、又は委嘱した検定委員に行わせる。

第八條 前條の検定試験は、実地試験及び学科試験とし、才一次試験及び才二次試験に分けて行う。

2 第一次試験に合格しなければ、第二次試験を受けることができない。

第九條 実地試験及び学科試験は、告示で定める検定基準により、これを行う。

2 実地試験又は学科試験に合格した者は、申請により二年以内限り、当該試験を免することができる。

第十條 検定は、毎年一回施行し、その場所、期日その他の細目については告示で定める。但し、運輸大臣が必要と認めるときは、臨時に検定を施行することができる。

第十一條 検定を受けようとする者は、検定申請書（第一号様式）二通及び名刺版大の写真（最近三箇月以内の撮影したもの）一葉を添え、その所居する工場の所在地（所居する工場のない者は現住地）を管轄する陸運局を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

第十二條 運輸大臣は、検定申請者が資格若しくは履歴を偽り、又は試験に際して不正の行爲があると認めるときは、その検定試験を受けさせないことができる。

第十三條 運輸大臣は、検定試験の合格者に検定合格證書（第二号様式）を交付し、そ

の氏名を公示する。

第十四條 運輸大臣は、検定合格者が、左に掲げる事項の任一に該当すると認めるときは、検定の合格を取消し、検定合格證書の返付を命じ、その氏名を公示する。

一 資格若しくは履歴を偽って検定に合格したとき。

二 試験に際して不正の行爲があつたとき。

三 自動車整備上重大な事故を犯したとき。

2 前項の規定により検定の合格を取消された者は、その日から二箇年向検定を受けることができない。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行前に三輪自動車整備技術者教育委員会が行つた検定試験に合格した者は、第三條第七号の三級の検定試験に合格したものとみなす。

様式（省 表）

四 自動車整備工場認定規則（昭二十三年運輸省令第二十七号）

五二

第一條 自動車整備事業を行う者は、この省令の定めるところにより、その工場について運輸大臣の認定を受けることができる。

第二條 この省令で自動車整備工場とは、自動車再生工場及び自動車重整備工場をいい、自動車再生工場とは、中古自動車を解体してあらたな自動車を再生する作業を行う工場を、自動車重整備工場とは、自動車の要部を解体し自動車修理用機械を使用して、これを整備する作業を行う工場をいう。

第三條 自動車整備工場の認定は、左に掲げる区分に従い、別に定める基準に適合するかどうかについてこれを行う。

- 一 自動車再生工場（以下再生工場という。）
- 二 自動車重整備工場（以下重整備工場という。）
 - ノ 一級重整備工場
 - ニ 二級重整備工場

2 前項の基準は、告示で、これを定める。

第四條 自動車整備事業を行う者が、第一條の規定により運輸大臣の認定を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。但し、重整備工場の認定を受けようとする者にあつては、第九号及び第十号に規定する事項の申請は、これを必要としない。

- 一 申請者の氏名又は名称及びその住所
- 二 工場名及びその所在地
- 三 認定を受けようとする第三條の規定による区分
- 四 実施している整備作業範囲
- 五 整備用及び検査用の主要設備及び機器
- 六 工場の概観及び設備配置を記入した平面図
- 七 主任技術者の履歴
- 八 工員の構成及びその技能程度

九 再生しようとする自動車の名称及び型式並びにその特定の部名
十 再生基準

二 前項の申請書には左に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

一 工場の経歴

二 主要受注先

三 主要部品の購入先

四 整備作業の一部を他の工場に委託する場合において、その作業種目及びその作業を委託する工場名

五 一箇月平均車種別、自動車整備実績

六 貸借対照表、財産目録、損益計算書及び事業費概算書

第五條 運輸大臣は、再生工場又は重整備工場の認定を行ったときは、認定書を交付し、この二場名及び所在地を告示する。

第六條 再生工場又は重整備工場の認定を受けた者は、その工場にその旨を表示しな

ればならない。

第七條 再生工場又は重整備工場の認定を受けた者は、毎月その自動車の整備実績を運輸大臣に届け出なければならない。

二 運輸大臣は、必要があるときは、認定を受けた者に対し、自動車の整備事業に関する、必要報告を求め、又は当該官吏をして工場その他の場所に立ち入り、検査をさせることができる。

三 前項の場合には、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第八條 再生工場又は重整備工場の認定を受けた者は、第四條による申請書の記載事項に著しい変更を生じたときは、遅滞なくその理由及び変更事項を書面で運輸大臣に届け出なければならない。

第九條 運輸大臣は、再生工場又は重整備工場の認定を受けた工場が認定の基準に適合しないと認めるときは、認定を取消することができる。

二 運輸大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは認定書の返付を命じ、その

工場名及び所在地を告示する。

第十條 再生工場之認定を受けた者は、その工場で再生した車台及び原動機は、その再生工場之記号及び再生一連番号を表示しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

五 道路法（大正八年法律第五十八号）

第一條（道路の意義）本法に於て道路と称するは一般交通の要に供する道路にして行政廳に於て第二章に依る認定を爲したるものを謂う。

六 民法（明治二十九年法律第八十九号）

第三十四條（公益法人の設立）祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、其他公益に關する社団又は財團にして營利を目的とせざるものは主務官庁の許可を得て之を法人と爲すことを得。

七 事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）

第四條（評価活動）事業者団体は、左に掲げる活動に限り、これを行うことができ。

一 統計資料の自由意志による提供を受けること及び特定の事業者の事業に關する情報又は状態を明示することなくその資料を總括して公刊すること。

二 構成事業者の事業の経営に役立ち、且つ、その属する事業分野における技能及び能率を向上せしむるよう技術、科学又は將來の市場に關する情報を公刊すること。

三 構成事業者の間に、公爾的且つ無差別的に、研究又は技術若しくは科学に關する情報の自發的交換を促進すること。（第五條第三項の規定により、自然科学の研究を実施するための施設を所有し、又は經營することの認可を受けられた場合において、当該施設の所有又は經營から生ずる諸利益を構成事業者に対し、公爾的且つ無差別的な條件で利用させることを含む。）

四 新製品の品質の改善、規格の改良又は生産若しくは配分の能率の向上に對する寄与を、適當な政府機関、工業標準調査会その他一般に認められた有力な商品標準化の機関又は研究機関に自由意志により協力することのみによつて行うこと。

- 五 啓発若しくは宣伝をし、又は構成事業者の雇する事業分野の利害に關係のある事項について、当該団体の立場を明らかにする決議を行うこと。
- 六 構成事業者の全部又は一部から委任を受けた場合、委任された权限の範囲内において労働組合と団体交渉を行うこと。
- 七 外国に及びる通関のため必要がある場合において、社団法人である商工会議所が輸出品の原産地証明をすること。
- 八 構成事業者その他の者と外国の事業者との間の事業に關する紛争を仲裁し、又は解決すること。
- 九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）以下私的独占禁止法という。第七十一条その他の規定による公正取引委員会の職務の遂行に協力すること。
- 十 前各号に掲げるものの外、公正取引委員会の認可した行為。
- 2 公正取引委員会は、前項第十号の規定による認可の申請があつた場合において、當

三の外

該行為が私的独占禁止法の規定及び第五條第一項各号の規定に違反しないと認めるときは、これを認可することができる。

- 3 公正取引委員会は、前項の規定による認可の申請に關し必要な規則を定めることができる。

第五條（禁止行為） 事業者団体は、左の各号の一二該當する行為をしてはならない。

- 一 原材料若しくは注文の割当その他の方法による生産若しくは配分の統制をし、又はその統制に着手すること及び原材料、商品若しくは施設の割当に關する原案若しくは計画を政府のために作成し、又はこれを政府に提出すること。
- 二 私的独占禁止法第四條第一項各号の一二該當する事項を内容とする協定若しくは契約又は同法第六條第一項各号の一二該當する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約をし、又はこれに参加すること。
- 三 構成事業者その他の構成事業者、構成事業者の物資、資金その他の経済上の利益を供給する者、構成事業者の顧客若しくは構成事業者の競争者との間の取引を不当に

六。

拘束し、若しくは拘束する虞れがあり、若しくはこれらの者の間の対価を統制し、若しくは統制する虞れがある契約その他の合意をし、又はこれに参加すること
四、将来の対価、将来の販売条件若しくは顧客の分類に関する情報の流布その他いかなる方法をもつてするかを問わず、統制し、又は決定し、その他対価に影響を与えるための行爲をすること。

五、一定の事業分野における現任若しくは将来の事業者の数を制限し、又はその制限に着手すること。
六、特定の事業者を公認し若しくは推薦する表若しくは特定の事業者を排斥するため
の表の配布、特定の事業者の事業内容、経理若しくは信用の状態を誤り伝える情報
の流布その他の方法により、特定の事業者の利益又は不利益を与えること。

七、構成事業者に対し、その販売、価格、取引条件、注文、在庫、生産、工業設備能
力、経理、事業活動若しくは事業上の便益に関する報告の提出を強要し、又は構成
事業者の承諾なくその事業内容について助言し、監査し、若しくは調査すること。

八、構成事業者の機能若しくは活動を制限し、又はその制限に着手すること。

九、営業用の施設を所有し、若しくは経営し、又は株式（社員の特分を含む。以下同
じ。）若しくは社債を所有すること。

十、自然科学に関する研究を実施するための施設を所有し、又は経営すること。但し
、公正取引委員会の認可を受けてこれを所有し、又は経営する場合は、この限りで
はない。

十一、持許権を所有し、若しくは支配し、又は特許発明の実施の許諾若しくは共同利
用のための譲渡その他の便宜を供すること。

十二、構成事業者その他の者のために融資をすること。

十三、購買、販売、生産、製造、加工、包装、荷扱、保管、輸送、配分その他の営業
に従事すること。

十四、構成事業者その他の者のために、取引の代理人となり、又は取引上の契約をす
ること。

六一

十五 構成事業者その他の者のために集金を行うこと。

十六 構成事業者その他の者の間の紛争を仲裁し、若しくは解決し、又はその仲裁若しくは解決に着手すること。但し、第四條第一項第八号に掲げる場合を除く。

十七 不当に立法又は政府の政策に影響を与えること。

十八 注文者その他の者の依頼を受けることその他の方法により、公私の注文の入れ札に参加し、これを規制し、又はこれに影響を与えること。

2 事業者団体はいかなる名義をもつてするかを問わず、前項の禁止又は制限を免れる行爲をしてはならない。

3 公正取引委員会は、第一項第十号但書の規定による認可の申請があつた場合において、当該団体が左の各号に掲げる要件を備えておるときには、これを認可しなければならない。

一 構成事業者の居する事業分野における総ての事業者の当該団体への加入が、不当な条件により制限されず、且つ、その資力が應じて可能であるような公正無差別な

条件で開放されていること。

二 当該団体の構成事業者が比較的少数の有力な事業者に限られていることななく、又は議決権の行使、事業活動、当該施設の有若しくは経営から生ずる諸利益が比較的少数の有力な事業者により支配されていないこと。

三 当該団体の構成事業者が当該施設の所有又は経営から生ずる諸利益を当該団体に対する出資又は寄附金の多寡、事業規模の大小等にかかわらず利用することができること。

4 第一項第十号に規定する事項（但書を除く）に關し、持株会社整理委員会は、相当の理由があるとして認めるときは、過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第百七号）の規定に基く決定指令又はその変更をもつて、期間を限り、前項各号に規定する條件についてその例外の定をなすことができる。第一項第十号に規定する事項をその内容に含む過度経済力集中排除法の規定に基く決定指令又はその変更は同号但書に規定する認可となるものとする。

5 公正取引委員会は、第一項第十号但書の規定による認可の申請に対し必要な規則を定めることができる。

八 道路運送法（昭和二十六年法律第 号）

第二條（定義）

第四項第一号 自己の名をもつてする自動車運送事業者（自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）による貨物運送の取次、又は運送貨物の自動車運送事業者からの受取

第八項 この法律で「自動車道」とは、もつぱら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道をいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者がもつぱらその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

第九十六條（事業に關する届出）軽車両運送事業を經營しようとする者は、運輸省令

で定める事項を行政方に届け出なければならない。軽車両運送事業を經營する者（以下「軽車両運送事業者」という。）が、届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

九 自動車抵当法（昭和二十六年法律第 号）

第十六條（抵当権者に対する通知）陸運局長は、抵当自動車について道路運送車両法による抹消登録をしたときは、遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。同法第十六條の規定による申請を受理したときも同様である。

第十七條（抵当権の実行）抵当権者は、前條後段の通知を受けたときは、その自動車に対して、直ちに、その権利を実行することができる。

2 前項の規定により抵当権を実行しようとするときは、抵当権者は、前條後段の通知を受け取れた日から三箇月以内は、その手続をしなければならない。

3 陸運局長は、前項の規定により抵当権の実行の手続をすることができる期間内及び抵当権の実行の終るまでの期間内は、第一項の自動車について抹消登録をすることが

できない。

競争を許す決定が確定したときは、第一項の自動車について道路運送車両法第十六條の規定による申請がなかつたものとみなす。

十 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）

第三條（運輸省の任務）運輸省は、左に掲げる事項に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 水運
- 二 陸運
- 三 港湾
- 四 船舶及び鉄道車両その他の陸運機噐（自動車の製造を除く。）
- 五 船員
- 六 運輸に関連する観光
- 七 気象

八 倉庫業

九 海上の安全及び治安の確保

十 海難の審判

十一 航空

第四條（運輸省の権限）運輸省は、この法律で規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基づき命令を含む）に従つてなされなければならない。

- 一 豫算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行爲をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。

- 六 船員の任免及び賞罰を行い、その他船務の人事を管理し、並びに船員を訓練すること。
- 七 船員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 船員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に關する統計、調査資料を領布し、刊行し、又は販売すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 十二 運輸券の公印を制定すること。
- 十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可若しくは認可を与え、又はその許可若しくは認可を取消すこと。
- 十四 所掌事務に關し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。
- 十五 水上運送事業者に対し、航路、航路区域又は船舶を指定して航海を命じ、制限し、又は禁止すること。

- 十五の二 定期航路事業を免許し、助成し、及び定期航路事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。
- 十六 船舶の製造、改造、修繕、引揚及び解体を許可し、且つ、必要な命令をすること。
- 十六の二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に關する技術の改善を助成すること。
- 十六の三 船舶の製造及び修繕の用に供する施設の新設、拡張及び移転を許可すること。
- 十七 船舶の積量を測定し、及び船舶を登録すること。
- 十八 船員に係る労務協約を、他の同種の船員及び使用者に適用することを決定すること。
- 十九 船員に係る労務爭議につき船員中労務委員会及び船員地方労務委員会（以下「船員労務委員会」という。）に調停を請求すること。

- 二十 船員又は船舶所有者に対し、公認、許可、審査、仲裁、恒検又は質問を行い、及び必要な処分をすること。
- 二十一 法令又は労務協約に抵触する船員の就業規則の変更を命ずること。
- 二十二 船員手帳を交付し、及び船員原簿を管理すること。
- 二十三 船費の最低賃金を定めること。
- 二十四 船員の職業紹介事業、労務供給事業及び募集を許可し、又は制限すること。
- 二十五 港灣（港灣施設をもつばら国の他の行政機関の管理に属するものを除く。）を含む。以下第四十九号を除き本條中同じ。）及び航路の建設、改良、保存若しくは管理を行い、又はこれらを行う者に対し認可を与え、若しくは助成すること。
- 二十六 港灣の使用料の徴収に關し、認可すること。
- 二十七 港灣運送に關し、事業設備の新設、拡張、改良、譲渡、譲受、賃借又は使用方法につき必要な命令をすること。
- 二十八 港灣内の公有水面の埋立、干たぐ及び使用を免許すること。

七〇

- 二十九 倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）による倉庫証券の発行を許可し、及び事業計画、営業規則又は保管料率の変更を命ずること。
- 三十 日本国有鉄道を監督すること。
- 三十一 国有鉄道調停委員会に対し、調停を請求し、又は公共企業体仲裁委員会に対し仲裁を請求すること。
- 三十二 内閣総理大臣に対し公共企業体仲裁委員会の委員の罷免を請求すること。
- 三十三 日本国有鉄道の役員又は職員で司法警察職員として職務を行う者を指名する者を定め、及びこれらの者が司法警察職員として行う職務を監督すること。
- 三十四 地方鉄道及び軌道を免許し、又は特許し、並びに地方鉄道及び軌道の業務に關し、許可し、又は認可すること。
- 三十五 鉄道財団及び軌道財団につき、抵当権の設定を認可し、且つ、これを登録すること。
- 三十六 地方鉄道及び軌道の係員の取制及び資格を定めること。

七一

三十七 専用鉄道及び索道を免許し、及び無軌條電車を特許すること。

三十八 自動車運送事業及び自動車道事業を免許し、及び自動車運送事業及び自動車道事業の業務に關し許可し、又は認可すること。

三十九 軽車両運送事業者に対し、事業計画、運送條件又は運送約款の変更を命じ、その他必要な命令をすること。

四十 道路運送法（昭和二十二年法律第九十一号）の目的に適合するよう自家用自動車の使用を調整すること。

四十一 自動車及び旅客軽車両の整備を命じ、又はその検査及び登録をすること。

四十二 通運事業を免許し、及び通運事業の業務（附帯業務を含む）に關し、許可し、又は認可すること。

四十二の二 通運計算事業を認可し、及び通運計算事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。

四十三 水上運送事業における運賃及び船舶のよう船料に關し、必要な命令をすること。

と。

四十四 鉄道、軌道、索道、無軌條電車、自動車運送事業、自動車道事業、通運事業及び通運計算事業における運賃又は料金は關し、認可し、又はその変更を命ずること。

四十五 気象電報を集め、気象無線報を受信すること。

四十六 気象及び海況の予報、気象資料の通報、地震、地動、津波及び火山に關する通報を發すること。

四十七 船舶を指定して気象の観測をさせること。

四十八 地上気象及び地震の観測のうち簡易なもの及び気象事業に關係のある朝せきの観測を政府機関、地方公共団体、個人又は会社その他の団体に委託すること。

四十九 委託により、港湾（港湾施設を含む。以下同じ）及び海面の工事を施行すること。

五十 船員の労務爭議に關し、あつては、調停し、及び仲裁すること。

- 五十一 港、湾、海峡その他の日本国沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法令の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、必要な措置をとること。
- 五十二 海難の審判を行うこと。
- 五十二の二 国内航空運送事業を免許し、及び国内航空運送事業の業務に關し、許可し又は認可すること。
- 五十二の三 航空保安施設を建設し、保存し、運用し及び管理すること。
- 五十二の四 所掌事務を遂行するにために必要な特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。
- 五十三 前各号に掲げるものの外、法律へこれに基く命令を念むるに基き運輸省に届させられた権限。

第二項省略

第二十八條 (自動車局の事務) 自動車局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 自動車運送事業に關する免許、許可又は認可に關すること。

- 二 自動車運送事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
- 三 通運事業(附帯業務を含む。以下同じ。)及び通運計算事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
- 四 前三号に掲げる事業の運賃及び料金に關すること。
- 五 軽車両運送事業の發達、改善及び調整に關すること。
- 六 道路運送に關する輸送の計画、調整及び並行に關すること。
- 七 自家用自動車の使用の調整に關すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、道路運送に關する事業、通運事業及び通運計算事業の發達、改善及び調整に關すること。
- 九 自動車の流通及び消費の増進、改善及び調整並びに軽車両及び自動車用代燃装置の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 十 自動車の登録に關すること。
- 十一 自動車及び旅客軽車両の整備及び検査に關すること。

- 十二 自動車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関すること。
- 十三 自動車燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関すること。
- 十四 自動運送事業の補償に関すること。
- 十五 自動車局の所掌に係る事業の財務及び労務に関すること。
- 2 自動車局においては前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一 軽車両運送事業の運賃及び料金に関すること。
 - 二 自動車局の所掌に係る事業に従事する者の労務物資に関すること。
 - 三 自動車の割当に関すること。
 - 四 自動車用タイヤ、チューブ（新車用のものを除く。）の割当及び監査に関すること。
 - 五 自動車用石油製品の割当及び監査に関すること。
 - 六 道路運送事業及び通運事業の用に供する指定生産資材等並びに自動車、軽車両及び自動車用代燃装置その他の道路運送及び通運事業の用に供する機械器具に関すること。

指定生産資材等（自動車の製造に関するものを除く。）の割当及び監査に関すること。

3 業務部においては、第一項第一号から第八号まで及び第二項第一号に掲げる事務を、整備部においては、第一項第九号から第十三号まで及び第二項第二号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

第三十一条（運輸技術研究所） 運輸技術研究所は、左に掲げる事項に関する設計、

- 試験、調査及び研究を行う機関とする。
- 一 船舶、船舶用機関及び船舶用品に関すること。
- 二 港湾、航路及び港湾内運河並びに港湾内の公有水面の埋立及び干拓に関すること。
- 三 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する施設及び車両、信号保安装置その他の陸運機悉に関すること。
- 四 自動車の使用並びに軽車両及び自動車代燃装置に関すること。
- 2 運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号

に掲げる事項に関する設計、試験、調査及び研究をすることができらる。

3 運輸技術研究所は、東京都に置き、その支所を大阪市及び八幡市に置く。

4 運輸技術研究所に、次長三人を置く。

5 次長は、運輸技術研究所の長を助けて所務を整理する。

6 運輸技術研究所及びその支所の内部組織は、運輸省令で定める。

第五十一條 (所掌事務) 陸運局は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

一 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車に関する免許、特許、許可又は認可に關すること。

二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の運轉及び運轉並びにこれらの施設及び車両の整備に關すること。

三 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の安全保安に關すること。

四 地方鉄道及び軌道の係員の取制、服務、資格及び懲戒に關すること。

五 自動車運送事業に關する免許、許可又は認可に關すること。

六 自動車運送事業に關する免許、許可又は認可に關すること。

七 通運事業及び通運計算事業に關する免許、許可又は認可に關すること。

八 軽車両運送事業の發達、改善及び調整に關すること。

九 道路運送に關する輸送の計画、調整及び監査に關すること。

十 自家用自動車の使用の調整に關すること。

十一 自動車の登録に關すること。

十二 自動車及び旅客軽車両の整備及び検査に關すること。

十三 自動車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に關すること。

十四 自動車用燃料油脂の使用に關する技術上の改善に關すること。

十五 鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産(自動車の製造を除く)流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

十六 倉庫業(臨港倉庫業を除く)の發達、改善及び調整に關すること。

- 十七 所掌事務に係る事業の運賃及び料金に関すること。
 - 十八 所掌事務に関する財務に関すること。
 - 十九 所掌事務に係る事業の労務に関すること。
 - 二十 所掌事務に関する買収及び補償に関すること。
 - 二十一 前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、道路運送事業、通運事業、通運計算事業その他陸運の発達、改善及び調整に関すること。
 - 二十二 運輸に關して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること（海運局の所掌に属するものを除く。）
 - 二十三 運輸に關して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること（海運局の所掌に属するものを除く。）
 - 二十四 観光宣伝に関すること。
- 第二項省略

中 寄

第五 道路運送車輛法案及び道路運送車輛法施行法案参考資料

- 一 自動車の種類
- 二 原動機付自動車の種類
- 三 輕車輛の範圍
- 四 自動車の車輛数
 - 一 自動車数推移表
 - 二 車種別自動車数（昭和二十五年十二月末現在）
 - 三 業種別自動車数（昭和二十五年十二月末現在）
- 五 昭和二十五年年度登録・検査関係
 - 一 登録関係件数
 - 二 検査関係件数
 - 三 車両検査場設置図
 - 四 道路運送車両法施行に伴う手数料歳入見込額書

- 六、自動車指定月別件数表
- 七、自動車産廃士技能検定実績
- 八、昭和二十五年重大事故原因別比率（民間事業用自動車）
- 九、重大事故月別件数一覧表（民間事業用自動車）
- 十、死傷者月別一覧表（民間事業用自動車）
- 十一、昭和二十五年事業用自動車重大事故月別結果別一覧表（国営自動車を含む。）
- 十二、昭和二十五年事業用自動車重大事故月別原因別一覧表（国営自動車を含む。）
- 十三、自動車産廃工場数（昭和二十五年九月末現在）
- 十四、自動車産廃認定工場一覧表（昭和二十六年三月現在）

一、自動車の種類

種 類	電動機 の 大 き さ		車 輪 の 大 き さ			参 考
	四行程式	二行程式	長 さ	幅	高 さ	
特殊自動車以外 の二輪自動車、原動機 出力が車内の大きさから おいて下表に該当 しないもの	一五〇 以下	一〇〇 以下	二五米 以下	二〇米 以下	二〇米 以下	バイクモーター 軽オートバイ スクーター
二輪自動車及び特殊 自動車以外の自 動車で原動機出力 車内の大きさから 下表に該当するもの	三五〇 以下	二〇〇 以下	三〇米 以下	一三米 以下	三〇米 以下	軽オートバイ 軽三輪自動車(軽タック)
二輪自動車、側車付二 輪自動車及び三輪自 動車で軽自動車及び 特殊自動車ではないもの	三五〇 以下	二〇〇 以下	三〇米 以下	一三米 以下	三〇米 以下	軽オートバイ サイドカー オート三輪車

八四

種 類	電動機 の 大 き さ		車 輪 の 大 き さ			参 考
	四行程式	二行程式	長 さ	幅	高 さ	
軽自動車及び特殊 自動車以外の自動 車で原動機出力が車 内の大きさから 下表に該当するもの	一五〇 以下	一〇〇 以下	二五米 以下	二〇米 以下	二〇米 以下	小型四輪車 例 タットサン トヨペット 等
普通自動車 軽自動車、小型自 動車及び特殊自 動車でないもの						一般の四輪及び六輪の トラック、バス、乗用車
特殊自動車						トレーラーバス トレーラートラック ブルトリーザ 等

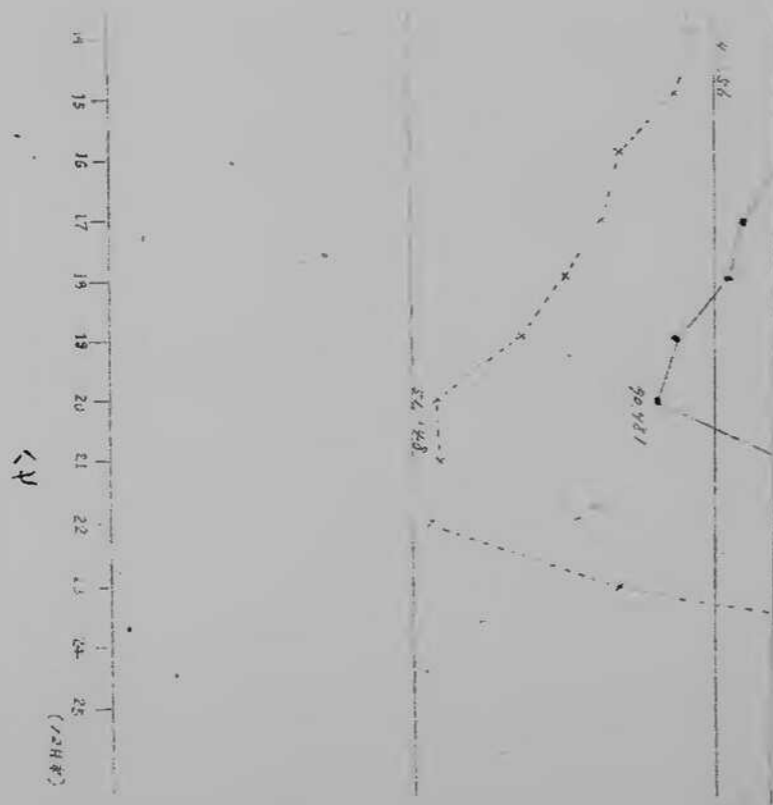
八五

二、原動機付自転車の範囲

- ノ 電動機 — 〇、八馬力以下のもの
- ニ 内燃機 — ニサイクル — 六〇立方センチ以下のもの
- 四 サイクル — 九〇立方センチ以下のもの

三、軽車両の範囲

- 一、軽車両（オリエンスを含む）
 - 二、旅客軽車両（小児車を除く）
 - 三、貨物軽車両 — 牛馬等畜力により運行するもの。
 - 四、特殊軽車両 — 人又は物品の運搬を目的としない軽車両で車両の寸法及び重量のいづれかが左に該当するもの。
- 長さ四米以上 幅一五米以上 高さ五米以上 車両重量二トン以上



（寸法表）

四 自動車の車両推移数
1. 自動車数

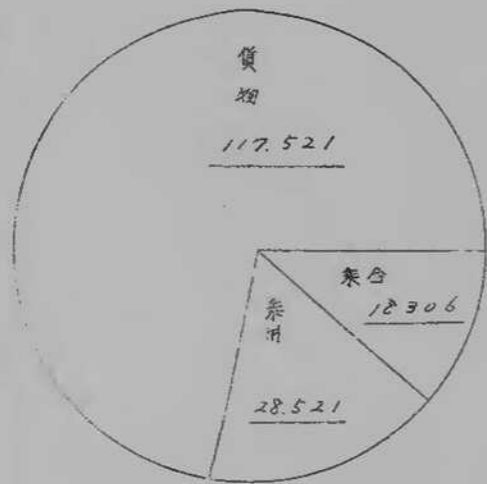
車両数
x 10,000



四 自動車の車両推移数
1. 自動車数

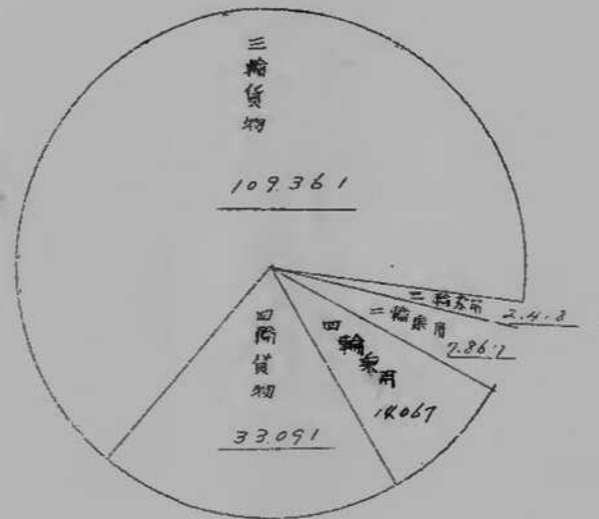
裏面白紙

普通車



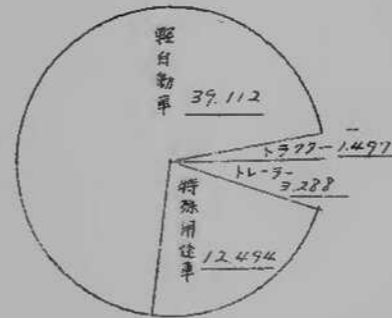
164,348

小型車



166,804

其他



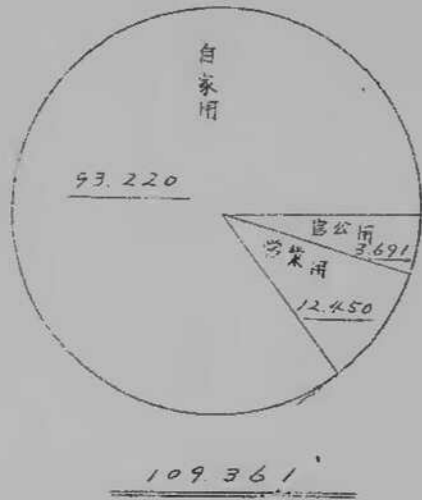
56,391

總計

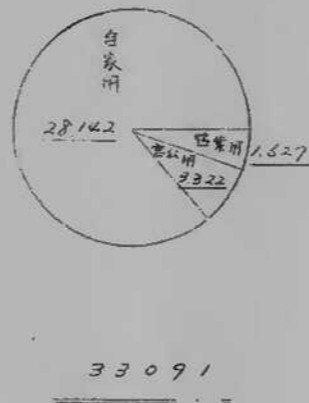
387,543 両

二、車種別自動車数 (昭和二十五年十二月末現在)

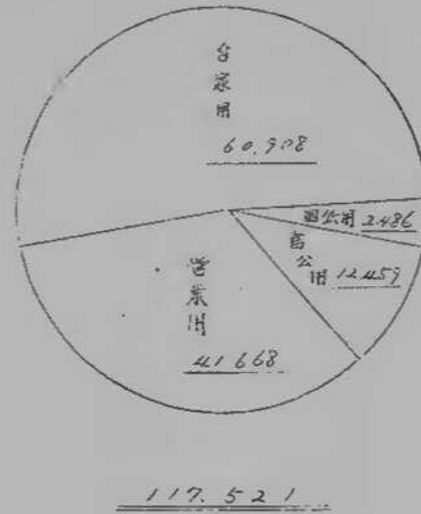
小型三輪貨物



小型四輪貨物



普通貨物

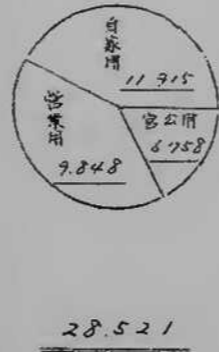


三 業態別自動車数 (昭和二十五年十二月末現在)

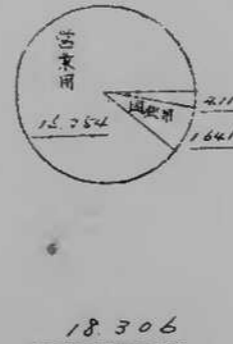
小型四輪乗用



普通乗用



乗台



八九

総計 387,543両

五、昭和二十五年年度登録、検査関係

1 登録関係

	(車種別)	(件数)	(備考)
新規登録	150,100		
変更登録	37,740		
移転登録	63,960		
登録抹消	7,848		
新規登録用謄本の発行	41,880		
封印件数	252,252		

合、指定自動車、車種変更及び輸入
に伴うもの。

2. 検査関係

(事項別)

(件数)

(備考)

新	規	檢	査	一五〇〇六〇	各	再検査	除指定自動車
延	延	候	査	四一三九三〇	各	再検査	
構造	変更	検査		三二六四四			
昭	野	検	査	一一八八〇			
検査	証	文	付	一七四九六〇	各	再検査分	

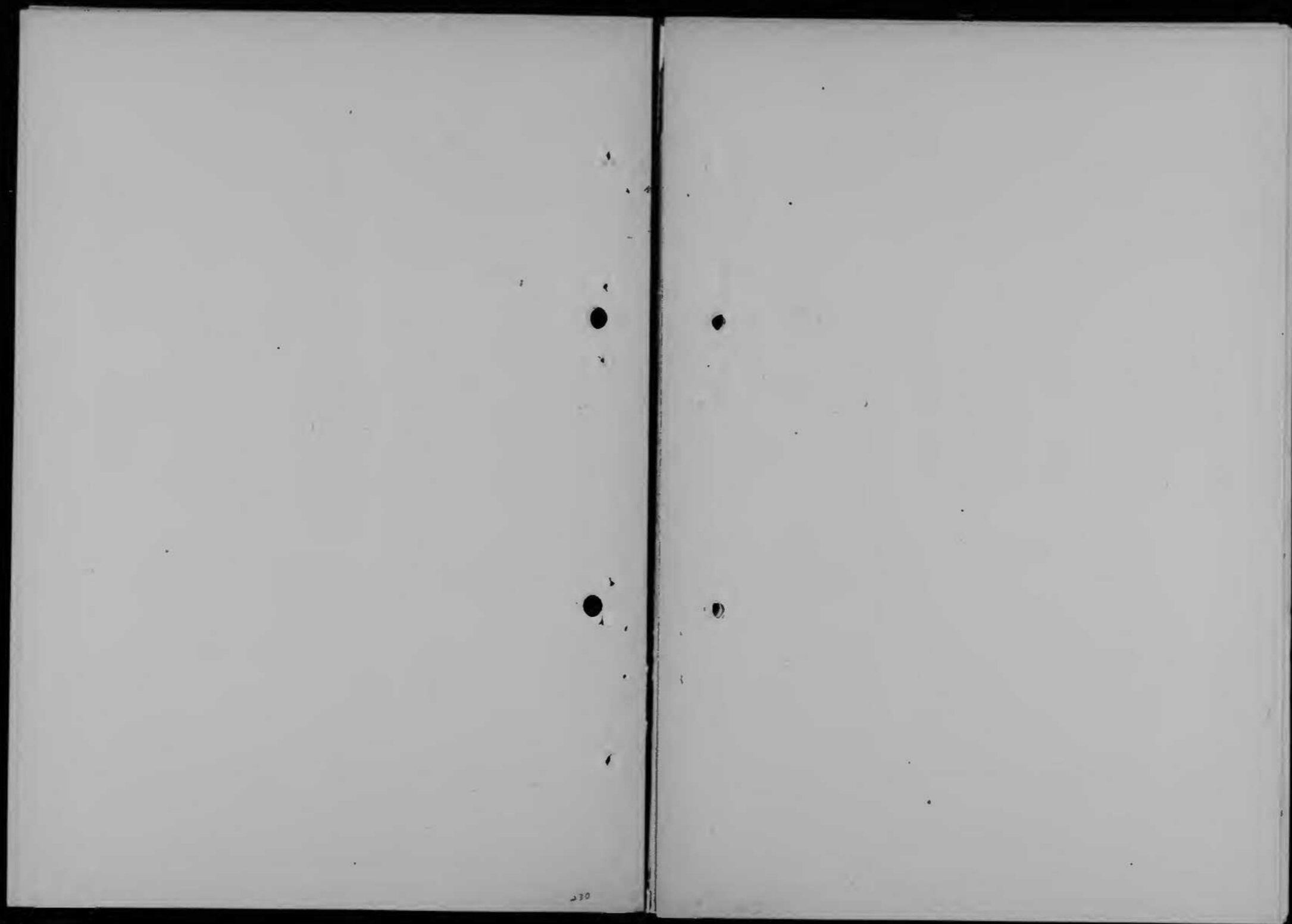
三 車輛検査場配置圖

府県名	検査場
東京	品川、立川
神奈川	横浜
埼玉	手野
群馬	前橋
千葉	千葉
茨城	宇都宮、佐野、日光、太田、水戸
栃木	宇都宮、日光、太田、水戸
山梨	甲府、日下、吉田
長野	名石、尾、豊橋、河崎、半田、一宮
新潟	新潟、長岡、伊東
富山	富山、高岡、金沢
石川	金沢
福井	敦賀
岐阜	岐阜、津
愛知	名古屋、豊田、大府
三重	津、桑名、四日市
滋賀	大津
京都	京都、山崎、福知山、坂部、宇治、園部、水原、丹波
大阪	大阪
和歌山	和歌山
奈良	奈良
徳島	徳島
香川	高松
岡山	岡山
広島	広島
山口	山口
愛媛	松山
高松	高松
長門	長門
大分	大分
熊本	熊本
鹿儿岛	鹿儿岛
宮崎	宮崎
鹿児島	鹿児島
福岡	福岡



昭和二十六年度新設検査場
 整備強化検査場

裏面白紙



四、道路運送車両法施行に伴う手数料歳入見込調査

項 目	単 位 (円)	推 定 件 数	合 計 金 額 (円)
1 新規登録 (第六條)	小型	六一三〇〇	六一三〇〇〇〇
	普通	六一三〇〇	一二、二六〇〇〇〇
2 変更登録、移転登録 (第十一條、第十二條)	小型	七二、五〇〇	三、六二五〇〇〇
	普通	七二、五〇〇	七、二五〇、〇〇〇
3 登録換 (第十三條)	小型	一九〇〇〇	九五〇、〇〇〇
	普通	一九〇〇〇	一九〇〇、〇〇〇
4 臨時運転許可 (第三三條)		一一八、五〇〇	五、九二五〇〇〇
5 原本閲覧及不交付 (第二十條)		二三八、五〇〇	一、一九二五、〇〇〇

九四

項 目	単 位 (円)	推 定 件 数	合 計 金 額 (円)
6 整備士技能検定 (第五十七條)		六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
7 自動車の指定 (第七十七條)		一五〇	一、二〇〇、〇〇〇
8 整備事業者の認定 (第九十六條)	再生、整備工場	一三〇	三、六〇〇、〇〇〇
	経整備工場	六〇〇	九〇〇、〇〇〇
			四、五〇〇、〇〇〇

九五

昭和二十五年 自動車指定月別件数表

計	軽 二 輪	小 型 二 輪	小 型 三 輪	四 輪		普 通		特 殊		計	月
				乗 用	貨 物	乗 合	貨 物	トラクタ (六人前)	トラクタ (六人前)		
五〇	五		八	二	四	一六	一五				四月
一八	三	二	四	一	一	六	一				五月
三六	二		八	一	三	一三	五	一	三		七月
一八	一			二		一	四				九月
三			一			二					十月
九			二			六	一				十一月
四	一				一	二					昭和二十六年 一月
一二	二	一	二			七					三月
一五〇	一四	三	二五	六	九	六三	二六	一	三		合計

九六

七、自動車整備士技能検定実績
実施せるもの

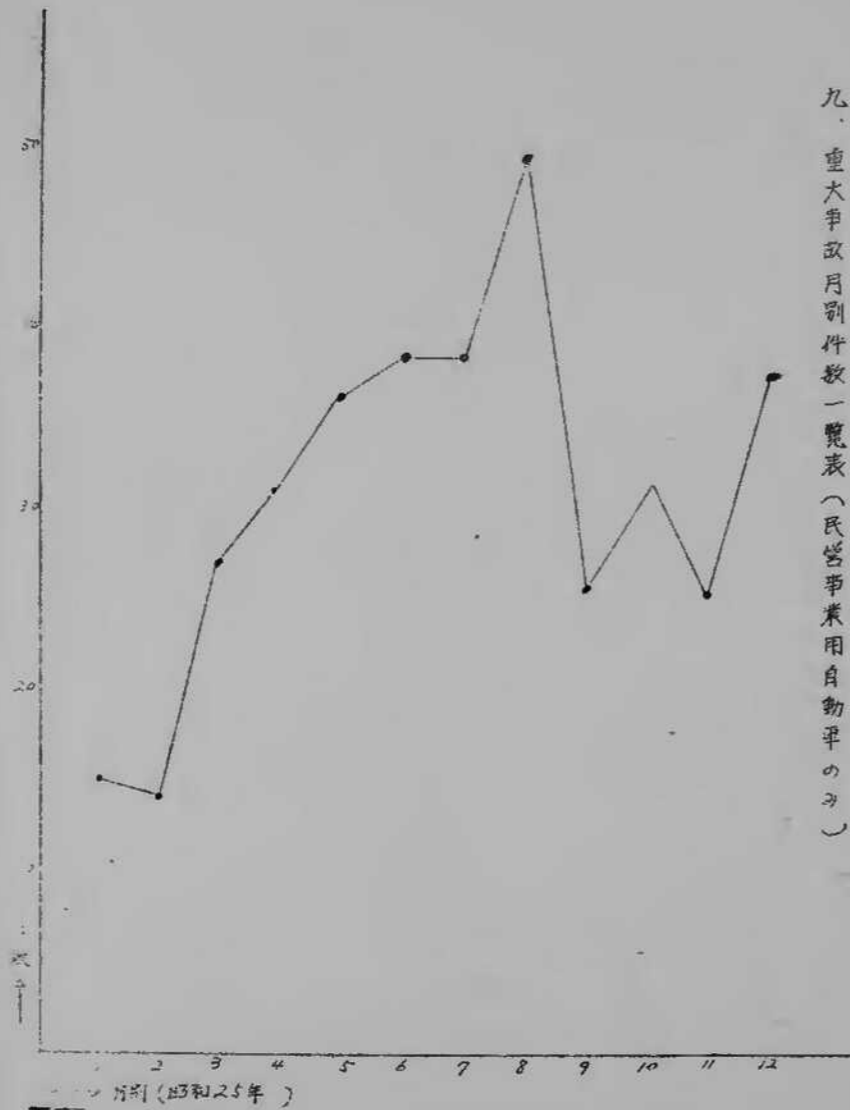
整備士	受験者数	合格者数(%)	実施年月
小型三輪自動車 三級	二八三二	一、七四八(七八%)	二四年七月
〃 〃 二級	六九〇	三二四(四七%)	二五年三月
〃 〃 三級	九五五	六五一(六八%)	〃
小型二輪自動車 二級	九五	三八(四〇%)	〃
〃 〃 三級	一三八	九九(七二%)	〃
普通自動車シヤシー 三級	一一九九二	七、五七九(六六%)	二五年八月
普通自動車ガソリンエンジン 三級	一、五六七八	一〇、七七〇(七一%)	〃
計	三三、三ハ〇	二一、二〇九(六六%)	

九八

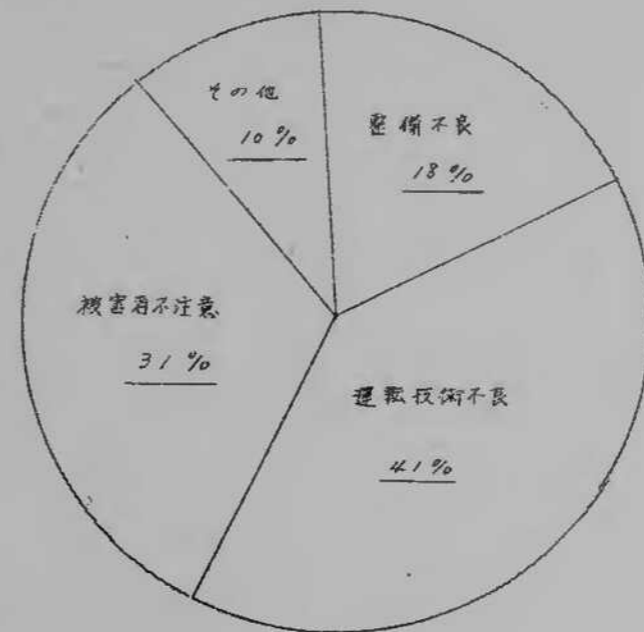
(二) 実施中のもの

整備士	受験者数	学科試験合格者数(%)	実施年月
自動車ガソリンエンジン 三級	二、六三五	一九〇六(七二%)	二六年三月
自動車ガソリンエンジン 二級	一、一三四	五〇二(四四%)	〃
小型四輪自動車 三級	七六〇	五四四(七二%)	〃
電気自動車蓄電機 三級	四五五	三五〇(七二%)	〃
〃 〃 二級	二七八	一九三(六九%)	〃
自動車電機装 三級	一、〇八六	七三五(六八%)	〃
自動車機工 三級	三三二	二一六(六五%)	〃
計	六、六八〇	四、四四六(六七%)	

九九



九、重大事故月別件数一覽表 (民営事業用自動車のみ)



八、昭和二十五年重大事故原因別比率 (民営事業用自動車)

5
甲

十一、昭和二十五年事業用自動車重大事故月別結果別一覽表（国营自動車を含む）

計	月別												項別
	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
八六六五九	八五一〇	八九五	一〇七	二二五	二二	五	五	五	四	二	八	七	死者
六五九	六一〇	八五	一〇七	二二五	二二	五	五	五	四	二	八	七	重傷
九四四	九二四	八五	八三	二二四	二二	二	一〇	九	一	五	三	二	中等
一七四	一七三	六三	八二	六三	三	五	三	九	一	一	一	二	軽傷
六	五	一	二	一	四	四	三	四	一	四	一	一	無傷
七四	一			九	一	一	一	一	一	一		一	不明
三三	三		一六	一	一〇	一	七	二	一	二			不明
六	一		一					一					不明
二二	一		三		一		二	二	二	一			不明
一七三									二七				不明
二二八	一一八	一一〇	七三	三三	一八	一四	一七	一六	一四	一四	三	五	死者
八三八	八二一	一〇一一	三三	三三	二〇	六六	七六	一六	九四	一〇	一一	五	重傷
三七六	一三七	一一五	三三	三三	六四	六五	九三	二六	二二	四	二	一	中等
二八三	一三七	一一五	三三	三三	四九	三八	三八	二〇	三一	二七	一四	一五	軽傷
三三	二九	一一二	一九	三三	一四	一一	一一	二〇	二九	一一	一〇	一三	不明
八七〇	八五六	二四二	六一	五七	八二	五四	七七	八七	七七	一八	三	三七	不明



裏面白紙

十二、昭和二十五年事業用自動車重大事故月別原因別一覽表（国営自動車を含む）

計	月別												項目別		
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二			
六四	一〇	四	一	五	一〇	三	一〇	六	七	二	七	五	教	件	整備不良
一二		一	一		一			一				七	者	死	
二六	八		二	二	五	七	二	五	二	三		二	傷	重	
二九	五	一	二	二	四	一	四	三	六	八	一	二	傷	軽	
一五	一	一〇	一	六	二	一〇	一	一	一〇	二	八	四	教	件	運転技術不良
九八	二	二	六	四	五	六	五	八	四	四	三	一	者	死	
六九	一	一	一〇	六	七	一〇	七	一	四	一	八	一	傷	重	
四五	八	三	三	四	三	三	二	四	三	五	二	一	傷	軽	
七三	七	九	四	六	七	四	五	二	六	六	二	六	教	件	被害者不注意
三三	二	一	二		二	四	六	五	四	四	二	五	者	死	
三四	一	一			六	四	二	一	四	四			傷	重	
三七	二	一	八	九	二	四	二	二	三	三	一		傷	軽	
三五	五	一	二	三	一	一	一		一	三	一		教	件	其の他
三五	一	〇	二	八	一	一	一		一	一	二		者	死	
八八	一	一	五	三	二	七	五	一	二	五			傷	重	
三六	三	二	三	二	四	三	五	三	二	五			傷	軽	
二八	三	三	一	一	一	一	一		二	二	一	一	教	件	合計
三三	三	三	一	一	一	一	一		三	二	一	一	者	死	
三三	二	一	一	三	三	三	二		二	一	二	一	傷	重	
八七	一	四	二	五	八	五	七		七	八	二	三	傷	軽	

101

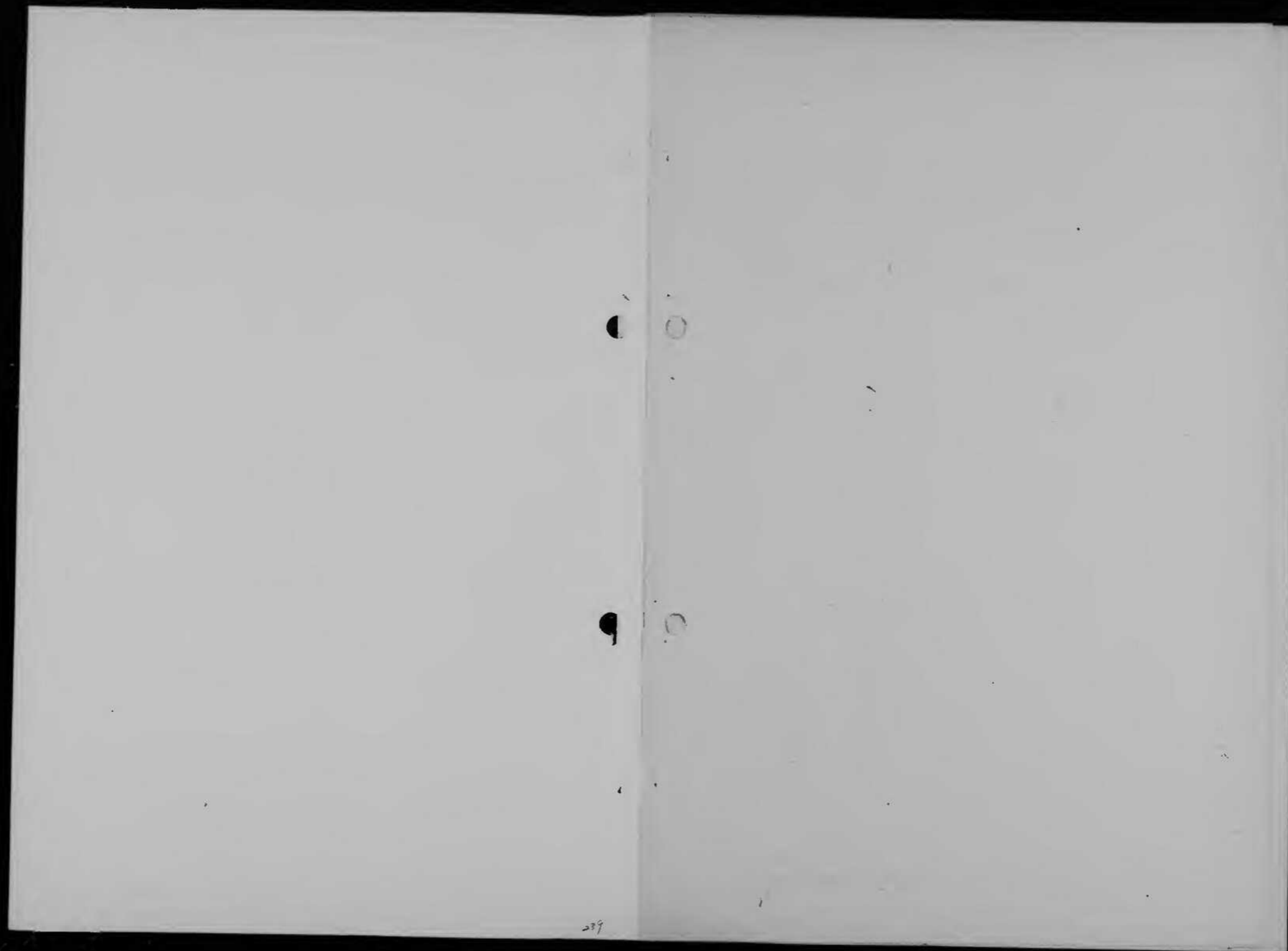
裏面白紙

十三 自動車整備工場数

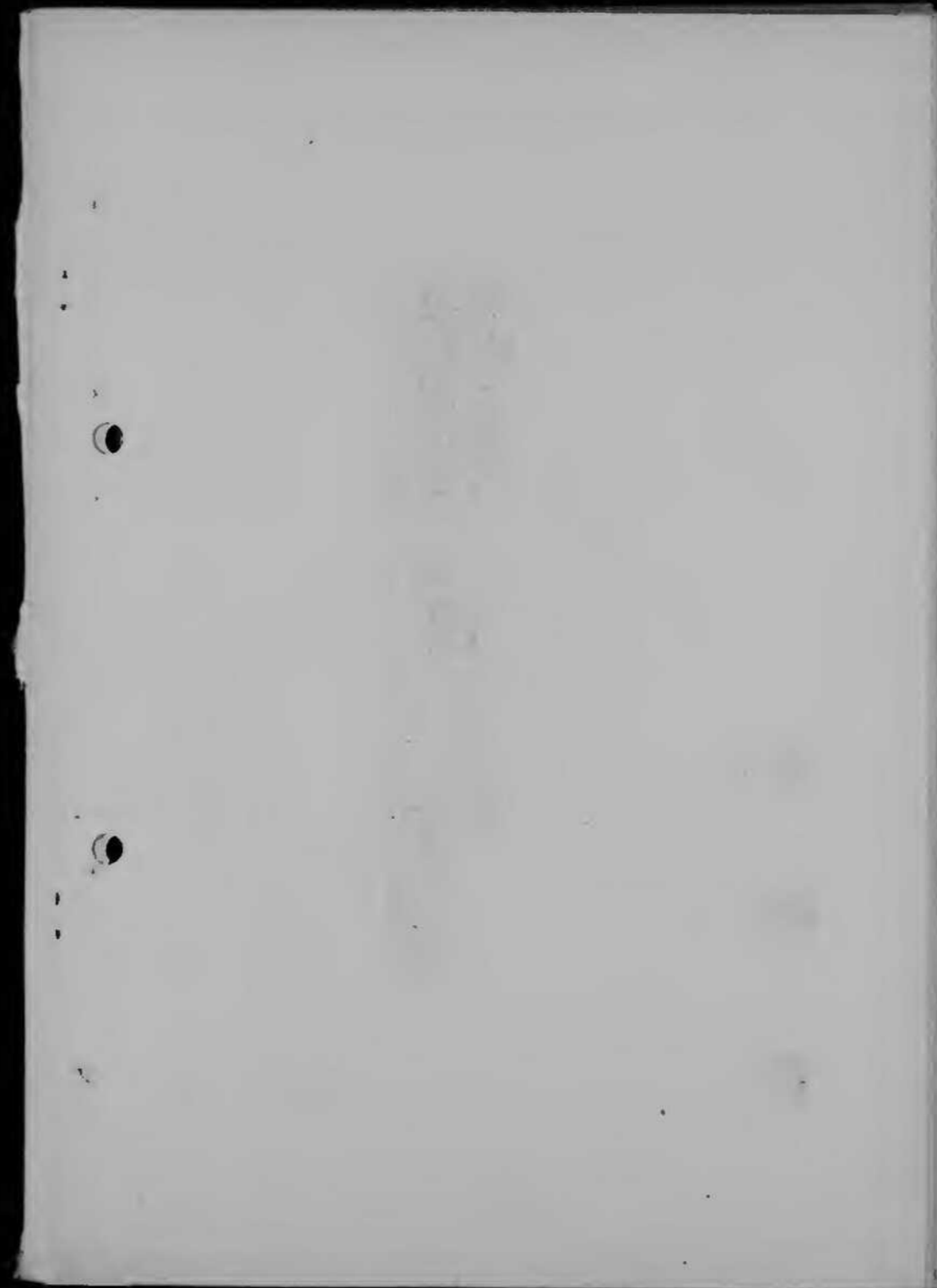
昭和二十五年九月末現在の整備工場現在数

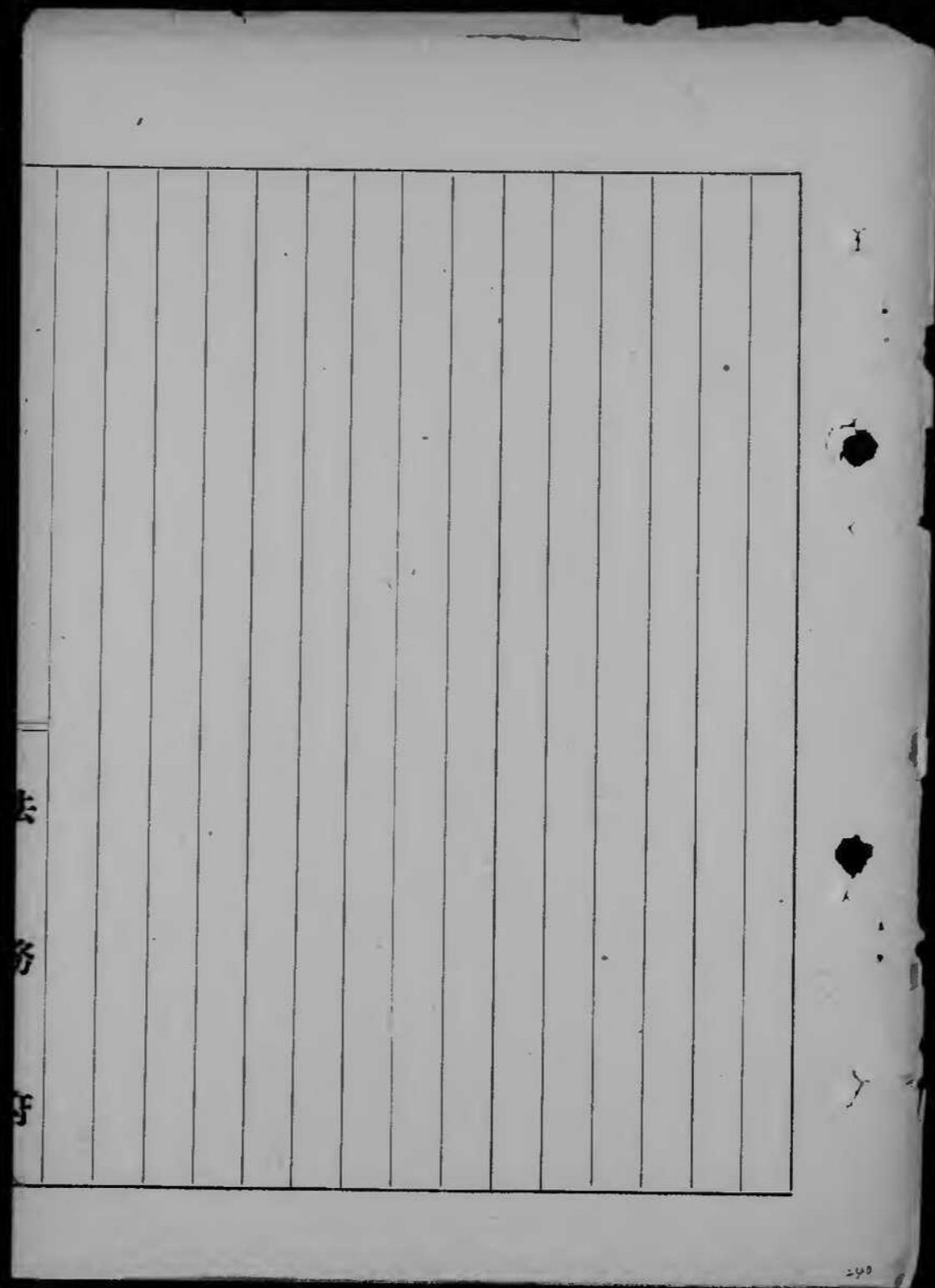
普通車工場	小型車	電気車	車一	計
三八八三	二〇七八	一六七	三六四	六四九二
(主として普通車の整備を行い、小型車、電気車の整備も担当行う工場)	(主として小型車の整備を行う工場)	(主として電気車の整備を行う工場)	(車体・電装品・板金等単一種目の作業を行う工場)	

104



299





裏面白紙

自
動
車
抵
當
法
案

昭和二十六年四月
逓信省自動車局

(この法律の目的)

第一條 この法律は、自動車に關する動産信用の増進を図ることにより、自動車運送事業の健全な発達及び自動車輸送の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で、「自動車」とは、道路運送車両法（
）による登録を受けた自動車で二輪小型自動車及び軽自動車を除くものをいう。

2 この法律で「新規登録」、「自動車登録原簿」、「まつ消登録」、「変更登録」又は「登録換」とは、それぞれ、道路運送車両法による

新規登録、自動車登録原簿、まつ消登録、変更登録又は登録換をいう。

(抵当権の目的)

第三條 自動車は、抵当権の目的とすることができる。

(共同抵当)

第四條 数人の自動車は、同一の債権の担保として、抵当権の目的とすることができる。

(對抗要件)

第五條 自動車の抵当権の得喪変更は、登記局長が行うその旨の登録を受けなければ、第三者に對抗することができない。

2 登記局長は、前項の規定による登録については、当該自動車登録原簿に、その旨をあわせて記載する。

(他の担保物権との順位)

第六條 同一の自動車について抵当権及び先取特権が競合する場合には、抵当権は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百三十條第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

(質権設定の禁止)

第七條 自動車は、質権の目的とすることができない。

(抵当自動車に関する変更等の同意)

第八條 抵当自動車の所有者は、抵当自動車に關して左の各号の一に該当する事項をしようとするときは、当該抵当権者の同意を得なければならぬ。

- 一 車台又は原動機の変更
- 二 使用の本拠の位置の変更
- 三 かつ、消登録を抹けること。

2 抵当権者は、前項の規定による同意を求められたときは、正当な事由がなければ拒否することができない。

3 選挙局長は、前二項の規定による同意等又はこれに代るべき裁判の謄本の提出がなければ、当該の変更登録、登録等又はまつ消登録をしてはならない。

(抵当権者に対する通知)

第九條 選挙局長は、抵当自動率について、まつ消登録があつたときは、

遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。

(抵当権の実行)

第十條 抵当権は、抵当自動率についてまつ消登録があつたときに、これを実行することができる。

2 前項の場合には、抵当権の実行は、前條の規定による通知があつたときから三箇月以内になければならない。

3 前項に規定する期間及び抵当権を実行したときにあつてはそれを完了するまでの期間においては、まづ消された自動車登録原簿の記載は、對抗力その他抵当権の実行に必要な限りにおいて、なお、従前どおりの効力を有するものとみなす。

4 実行手続が完了したときは、まづ消登録は、その効力を生じなかつたものとみなす。

(抵当権の消滅)

第十一條 抵当権は、抵当自動車の車台及び原動機が抵当権設定時において存したものでなくなつたときに、消滅する。

2 抵当自動車の車台又は原動機が左の各号の一に該当した場合には、
ては、前項の規定にかかわらず、抵当権は、なお効力を有するものと
みなす。

- 一 抵当権設定時において存した車台又は原動機のいづれか一方のみを、同一の性能を有する車台又は原動機と代えたとき。
- 二 整備又は改造のために解体したとき。

(民法の準用)

第十二條 民法第三百六十九條第一項、第三百七十條、第三百七十一條第一項（但書後段を除く。）、第三百七十二條から第三百七十七條まで、第三百九十條、第三百九十一條、第三百九十四條、第三百九十六條及び第三百九十七條の規定は、自動車の抵当権に準用する。この場合において、「登記」とあるは、「登録」と読み替へるものとする。

(競売の委任)

第十三條 抵当自動車の競売の委任は、委任書に抵当自動車に關する自動車登録原簿の謄本及び債權證書を添えて行われなければならない。

(競売委任の登録等の囑託)

第十四條 執行吏は、抵当自動車競売の委任を受けたとき又はその競売手続を完了したときは、それぞれ、競売委任の登録又は移転登録若しくはまつ、消登録を、國選局長に囑託しなければならない。

2 第五條第二項の規定は、前項の規定による競売委任の登録に準用する。

(執行吏の占有)

第十五條 執行吏は、抵当自動車競売をしようとするときは、抵当自動車占有を行わなければならない。但し、競売の委任に依る抵当権に優先する権利に對して占有する者があるときは、この限りでない。

2 執行吏は、前項の規定による占有を行うときは、当該自動車登録原簿の謄本を提示しなければならない。

3 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百三十六條及び第五百三十七條の規定は、第一項の規定により執行吏が抵当自動車の有を行つた場合に準用する。

4 前三項の規定により、執行吏が自動車の占有を行つた場合において、債権者の承諾あるとき、操縦に困難があるときその他相当の理由あるときは当該自動車を債権者又は第三者に保管させることができる。

5 前項の場合には、封印その他の方法により、執行吏の占有たることを明白にしなければならぬ。

（最低競売価額）

第十六條 執行吏は、鑑定人に抵当自動車の評価をさせ、その評価額を最低競売価額としなければならぬ。

（競売の公告等）

第十七條 抵当自動車の競売の公告及び競売要請には、最低競売価額を記載しなければならぬ。

（新競売）

第十八條 執行吏は、競売期日に第十六條に規定する最低競売価額以上の競売価額の申渡しのときは、更に期日を定めて抵当自動車の競売をしなければならぬ。

民事訴訟法第六百七十條の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「裁判所」とあるのは、「執行吏」と読み替えるものとする。

(罰金の閲覧等)

第十九條 自動車の抵当権の実行の利害関係人は、執行吏に対し、競売閲覧の閲覧又はその謄本の交付を請求することができる。

(競売法の適用)

第二十條 自動車の抵当権を実行するための競売については、この法律又はこれに基づく政令に別段の規定があるものを除き、競売法(明治三十一年法律第十五号)の第一章及び第二章の規定を適用する。

(政令への委任)

第二十一條 この法律に規定するものの外、自動車の抵当権に関する登録、実行手続その他必要事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

(登録税法の改正)

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の二を次のように改正する。

第三條ノ五の次に次の一條を加える。

第三條ノ六 自動車振当額ニ課スル登録ラシタルトキハ左ノ如クニ課スル登録税ヲ徴ムヘシ

一 振当額取得 償付金額 千円ノ三

二 抹消シタ登録ノ回復 自動車毎一両 金十五円

三 登録ノ更正、変更又は抹消 自動車毎一両 金十五円

自動車抵当法案

昭二六、二、一八
運輸省自動車局

自動車抵当法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、自動車に関する動産信用の増進により、自動車運送事業の健全な発達及び自動車による輸送の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法による新規登録を受けた自動車で軽自動車及び二輪の小型自動車以外のものをいう。

(1)

(2)

2 この法律で「自動車登録原簿」、「まつ消登録」、「変更登録」又は「登録換」とは、それぞれ、道路運送車両法による自動車登録原簿、まつ消登録、変更登録又は登録換をいう。

(抵当権の目的)

第三條 自動車は、抵当権の目的とすることができる。

(共同抵当)

第十二條 数両の自動車は、同一の債権の担保として、抵当権の目的とすることができる。

2 前項の規定は、抵当自動車を他の債権の担保として抵当権の目的とすることを妨げるものではない。

(対抗要件)

第六條 自動車の抵当権の得喪及び変更は、陸運局長が行うその登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

2 陸運局長は、前項の規定による登録については、当該自動車登録原簿に、その旨をあわせて記載する。

(3)

(4)

(先取特権との順位)

第十四條 同一の自動車について抵当権及び先取特権が競合する場合には、
抵当権は、民法第三百三十條第一項に規定する第一順位の先取特権と同
順位とする。

(質権設定の禁止)

第三十條 自動車は、質権の目的とすることができない。

(抵当自動車に関する車台等の取換)

第十九條 抵当自動車の所有者は、抵当自動車に関して左に掲げる事項を

- しよとするとときは、予め抵当権者の同意を得なければならぬ。
- 一 車台又は原動機を他の車台又は原動機を取り換えること。
 - 二 使用の本拠の位置を変更すること。

抵当権者は、前項の規定による同意を求められたときは、正当な理由
をなげれば拒むことができない。

3 陸運局長は、第一項の規定による同意を証する書面又はこれに代るべ
き裁判の謄本の提出がなければ、第一項各号に掲げる事項に係る変更登
録又は登録換としてはならない。

(5)

(6)

(抵当権者に対する通知)

第二十條 陸運局長は、抵当自動車についてまつ消登録をしたときは、遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。

(抵当権の実行)

第二十六條 抵当権は、抵当自動車についてまつ消登録があつたときに、これを実行することができる。

2 前項の規定による抵当権の実行は、前條の規定による通知があつたときから三箇月以内に行ななければならない。

二内

3 別紙

4 抵当権の実行の手続が完了したときは、第一項のまつ消登録は、その効力を生じなかつたものとみなす。

(抵当権の消滅)

第二十七條 抵当権は、抵当自動車の車台、当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたときに、消滅する。

(7)

2 抵当自動車を整備又は改造のため解体した場合においては、(その解体したものは抵当自動車とみなす。) 抵当権は、消滅しないものとみなす。

(競売の委任)

第三十一條 抵当自動車の競売の委任は、委任書に抵当自動車に関する自動車登録原簿の謄本及び債権證書を添えて行わなければならない。

(競売委任の登録等の囑託)

第三十二條 執行吏は、抵当自動車の競売の委任を受けたとき、又はその競売手続を完了したときは、それぞれ、競売委任の登録又は移転登録若しくはまつ消登録を、陸運局長に囑託しなければならない。

第五條第二項の規定は、前項の規定による競売委任の登録に準用する。

(執行吏の占有)

第三十三條 執行吏は、抵当自動車の競売をしようとするときは、抵当自動車の占有を行わなければならない。但し、競売の委任に係る抵当権に優先する権利に基いて占有する者があるときは、この限りでない。

2 執行吏は、前項の規定による占有を行うときは、当該自動車登録原簿の謄本を呈示しなければならない。

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百三十六條及び第五

(10)

百三十七條の規定は、第一項の規定により執行吏が抵当自動車の占有を行ふ場合に準用する。

4 前三項の規定により、執行吏が自動車の占有を行つた場合において、債権者の承諾あるとき、操縦に困難があるときその他相当の理由あるときは当該自動車を債務者又は第三者に保管させることができる。

5 前項の場合には、封印その他の方法により、執行吏の占有たることを明白にしなければならない。

(最低競売価額)

第三十四條 執行吏は、鑑定人に抵当自動車の評価をさせ、その評価額を最低競売価額としなければならない。

(競売の公告等)

第三十五條 抵当自動車の競売の公告及び競売調書には、最低競売価額を記載しなければならない。

(新競売)

(11)

第三十六條 執行吏は、競売期日に第十六條に規定する最低競売価額以上の競売価額の申出がないときは、更に期日を定めて抵当自動車の競売をしなければならない。

2 民事訴訟法第六百七十條の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「裁判所」とあるのは「執行吏」と読み替えるものとする。

(調書の閲覧等)

第三十七條 自動車の抵当権の実行の利害関係人は、執行吏に対し、競売調書の閲覧又はその謄本の交付を請求することができる。

(競売法の適用)

第三十八條 自動車の抵当権を実行するための競売については、この法律又はこれに基づく政令に別段の規定があるものを除き、競売法(明治三十一年法律第十五号)の第一章及び第二章の規定を適用する。

(政令への委任)

第三十九條 この法律に規定するものの外、自動車の抵当権に関する登録実行手続その他必要な事項は政令で定める。

附 則

(施行期日)

(3) 1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

(登録税法の改正)

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條ノ五の次に次の一條を加える。

第三條ノ六 自動車抵当権ニ関スル登録ヲ受フルトキハ左ノ區別ニ從ヒ

登録税ヲ納ムヘシ

一 抵当権取得	債権金額	千分ノ三
二 抹消シタ登録ノ回復	自動車每一両	金十五円
三 登録ノ更正・変更又は抹消	自動車每一両	金十五円

(抵当権の設定及び移転)

第四條 抵当権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによつて、その効力を生ずる。

(抵当権の内容)

第五條 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで、債務の担保に供した自動車(以下「担当自動車」という。)につき、他の債権者に先立つて、自己の債権の弁済を受けることができる。

(登録)

第七條 抵当権の得表及び変更の登録は、担当自動車の自動車登録原簿を

設ける陸運局長が、政令で定める事項を当該自動車登録原簿に記載することにより行う。

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第八條 抵当権は、抵当自動車に附加して一体となつてゐる物に及ぶ。但し、設定行為に別段の定めがある場合及び民法（明治二十九年法律第十九号）第四百二十四條の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

(不可分性)

第九條 抵当権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、抵当自動車の

全部につき、その権利を行使することができる。

(物上代位)

第十條 抵当権は、抵当自動車の譲渡、貸付、変更、滅失又はき損によつて債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、これを行使することができる。この場合において、担当権者は、その払渡又は引渡前に差押をしなければならぬ。

(物上保証人の求償権)

第十一條 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の實行によつて抵当自動車の所有権を失つたときは、

民法に規定する保証債務に關する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

(抵当権の順位)

第十三條 数個の債権を担保するため同一の自動車につき抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、オ七條の規定による登録の前後による。

(農業用動産の抵当権との順位)

第十五條 同一の自動車について抵当権及び農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）による農業用動産の抵当権を設定したときは、これらの権利の順位は第七條の規定による登録及び農業動産信用法による登記の前

後による。

(担保される利息等)

第十六條 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その最後の二年分のうち既に弁済期の到来しているものについての并その抵当権を行使することができる。

2 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合にこの法を適用する。但し、利息その他の定期金を通算して前項の二年分を超えない。

(第三者に対する抵当自動車の引渡の請求権)

第十七條 抵当権者は、抵当権を実行する場合において抵当自動車が、第

三者に占有されているときは、その者に対し当該抵当自動車を抵当権設定者又は執行吏に引き渡すべきことを請求することができる。

(抵当権に対する妨害の停止及び予防の請求権)

第十八條 抵当権者は、抵当自動車につき、抵当権の行使が妨害されているとき、又は妨害される虞があるときは、その妨害の停止又は予防を請求することができる。

(抵当権の処分)

第二十一條 抵当権者は、その抵当権をもつて他の債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のためにその抵当権若しくはその

の順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

2 抵当権者が数人のために前項の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、自動車登録原簿にした登録の前後による。

第二十二條 前條の処分は、民法第四百六十七條の規定に従い、債務者にこれを通知し、又はその債務者がこれに承諾しなければ、これをもつてその債務者、保証人又はこれらの承継人に対抗することができない。

2 債務者が前項の通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の利益を受ける者の承諾を得ないでした弁済は、これをもつてその者に対抗する

ことができない。

(代価弁済)

第二十三條 抵当自動車を譲り受けた第三者が抵当権者の請求に応じてその代価を弁済したときは、抵当権はその第三者のために消滅する。

(第三取得者の費用償還請求権)

第二十四條 抵当自動車を取得した第三者が抵当自動車につき必要費又は有益費を出したときは、民法第九十六條の区別に従い、抵当自動車の代価をもつて最も先にその償還を受けることができる。

(一般財産からの弁済)

第二十五條 抵当権者は、抵当自動車の代価で弁済を受けたい債権の部分についてのみ他の財産から弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、抵当自動車の代価に先立つて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。

3 前項の場合において、抵当権者に第一項の規定による弁済を受けさせるため、他の債権者は、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求するることができる。

第二十六條第三項

3. 抵当自動車について、消登録があつた場合においては、前項に規定する期間又は抵当権を実行したときは、その山を完了するまでの期間は、まづ消された自動車登録原簿の記載に係る担当権は、その実行の範囲内において、なお効力を有するものとみなす。但し、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(抵当権の消滅の特則)

第二十八條 債務者又は抵当権設定者が抵当自動車につき取得時効に必要な条件を具備した占有をして、抵当権は消滅しない。

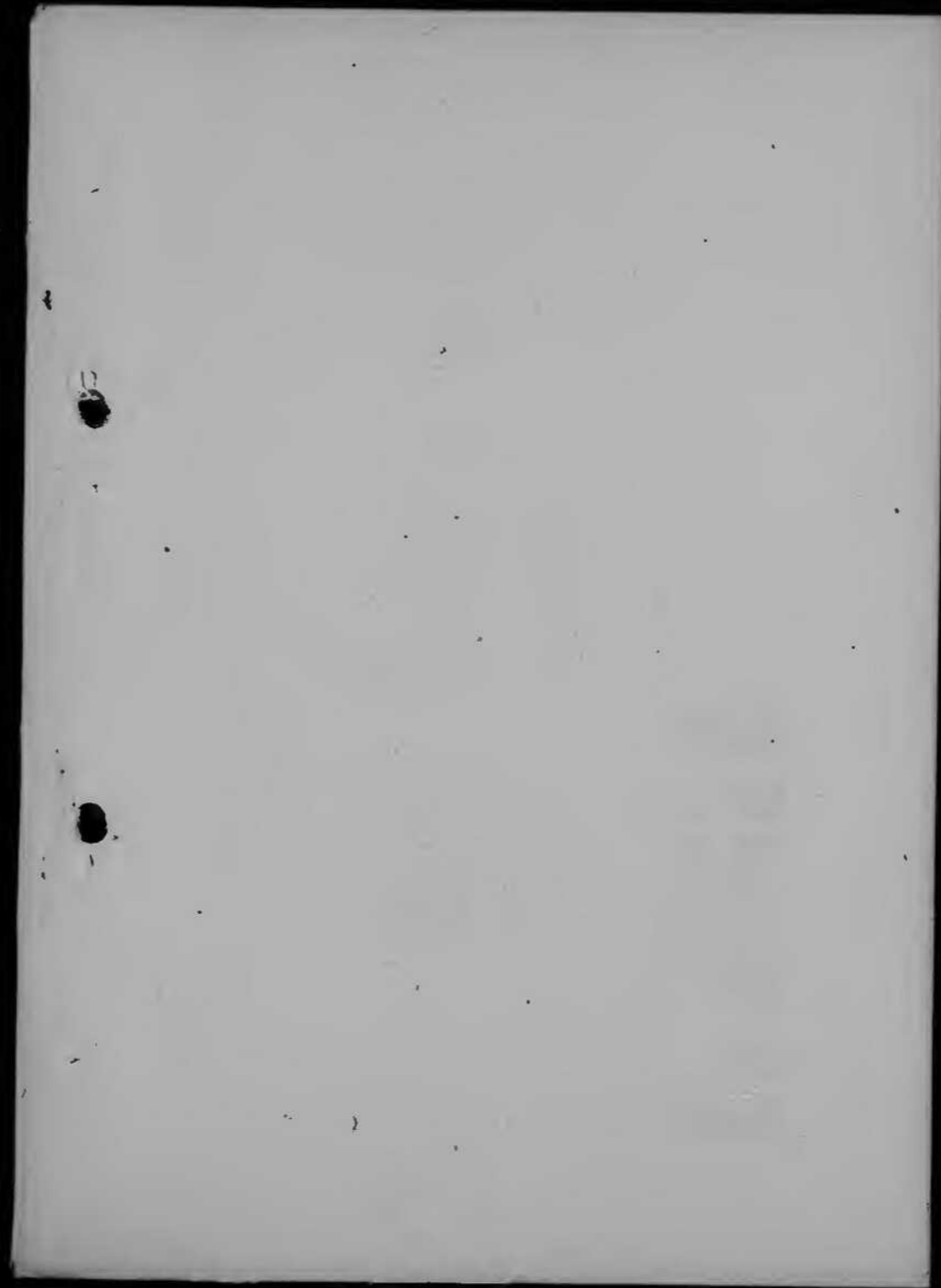
(混 同)

第二十九條 抵当自動車について、所有権及び抵当権が同一人に歸したときは、当該抵当権は、消滅する。但し、当該抵当自動車又はその抵当権が第三者の権利の目的である場合は、この限りでない。

2. 抵当権及びその消滅を目的とする抵当権が同一人に歸したときは、その抵当権は、消滅する。この場合においては、前項但書の規定を準用する。



269



昭和二十六年三月十七日

自動車抵当法案
自動車抵当法施行法案

説明資料

運輸省

内 容

第一、自動車抵当法案及び自動車抵当法施行法案
提出理由説明

第二、自動車抵当法案要綱

第三、自動車抵当法施行法案要綱

第四、自動車抵当法案及び自動車抵当法施行法案の引用條文
及び参照條文

第五、自動車抵当法案及び自動車抵当法施行法案
参考資料

五〇

九

八

五

二

第

一、自動車抵当法案及び自動車抵当法施行法案の提出理由説明。

自動車抵当法案及び自動車抵当法施行法案の提出理由について御説明
致します。

自動車運送事業の健全な發達及び自動車輸送の振興をはかるため、
弊車を速かに新車に更めて、車両の保安度を向上すること、これが
が実態の爲めに金融の回着化を確保致しますことは、今日の車輛及び
金融情勢下において極めて緊要であります。然し現行の金融取引にお
きましては自動車も担保に供するためには、所有権留保又は讓渡担保
の形式に依るより外なく、法律上極めて不備であり、取引の安全を害
すること甚だしいのであります。此の弊を除去するためには、現在最
も進歩した担保制度として自動車の動産抵当が必要と考へるのであり
ます。動産の担保性の目的となるためには抵当物の同一性が何らかの
形で確保されなければならぬと共に、更に抵当物の存在を示す適當
な公示制度が必要であります。先に説明致しました道路運送車輛法に

よる車輛検査及び登録制度は、此の動産抵当の必須條件を十分に充足
するものであるので、道路運送車輛法と関連してこゝに自動車抵当法を
制定しようとした次第であります。

以下簡単に自動車抵当法案の骨子について申し上げます。

第一には、道路運送車輛法による登録を受けた自動車を以て自動車抵
当権の目的と致して居ります。(第二條第三條)

第二には、自動車抵当は物権でありますから民法の物権總則の規定は
別に改めるものを除いて当然に適用されますが、民法抵当権に関する
規定中適用すべきものは本法に相当の規定を置きました。(例、優先
権、不可分性、物上代位、代価弁済等)又、民法の規定中一部のも
のは、自動車抵当制度運用の簡素化をはかるために採用を致して居り
ません。(例、共同抵当、抵当権の処分、抹除)

第三に、自動車抵当法特有の規定としては前述のよりに道路運送車輛
法の自動車登録原簿に抵当権の存廢及更を登録することによつて、
抗力を附与致したること。

抵当権の實行についての特別等があります。何分新しい制度でありますから、法律關係はできるだけ簡單に致して、本制度の円滑な運用を期して居ります。

以上が自動車抵当法案の概要であります。本法施行についての経過措置並びに各種財団制度等との調整については規定する必要がありませんので、自動車抵当法施行法案を同時に提案した次第であります。

以上によりまして、二法案の提出理由につきまして、御説明を終わります。が金融の円滑化を確保し、自動車運送事業の發達及び自動車輸送の振興を圖りますためには、是非ともこの両法律の制定を必要とするものと考えますから、何卒先分御審議の上、可決されるよう御願ひ致します。

第二、自動車抵当法案要綱

一、主 旨

一、 自動車運送事業の健全な發達及び自動車輸送の振興をはかるため、**二、** 旧車を更新して車両保安度を向上すること、少額金融の円滑化を確保すること、今日の車輛事情及び金融事情下において、極めて緊要である。然るに現行の金融取引において自動車に担保に供するためには、所有権担保又は讓渡担保の形式によるの外なく、法律上極めて不備で、取引の安全を害することが少なくない。此の弊を除くため、自動車に自動車に動産抵当制度を必要とする。動産が抵当権の目的たり得るには抵当物の同一性の確保と適当な公示方法を必要とするが、今回、道路運送車両法による車輛検査及び登録制度は此の二條件を充足するに十分であるので、自動車抵当制度を実施するため、こゝに自動車抵当法を制定しようとするのである。

二、要 目

一、道路運送車両法による登録を受けた自動車及び二輪の

小型自動車以外のものに自動車抵当権の設定を認める（第二條、第三條）。

(2) 自動車抵当権には民法物権總則の規定は、對抗要件に向するものを除きこれを適用するが、民法抵当権に関する規定中援用すべきものは、本法に相当規定を置く。

優先弁済権（第四條）

不可分性（第七條）

物上代位（第八條）

物上保証人の求償権（第九條）

効力（第六條、第十二條）

順位（第十條）

代価弁済（第十三條）

第三取得者の費用償還請求権（第十四條）

一般財産よりの弁済（第十五條）

時効による消滅（第十八條、第十九條）

二
四

(3) 自動車抵当権特有の規定として関係者の利便と行政事務の簡素化をはかるため、自動車抵当権の得喪及び変更は、自動車登録原簿に登録することによって對抗力を附与する（第五條）。

(4) 抵当権者に対する陸運局長のまっ消登録通知制度及び抵当権の実行時期の特別を設けることによって、道路運送車両法上の登録との調整をはかる（第十六條、第十七條）。

(5) 自動車抵当制度運用の簡素化を図るため、民法規定中、共同抵当における代位、抵当権の処分及び除除の制度を援用しない。

(6) 法律関係の錯綜を防止し、自動車抵当制度の普及を図るための質権の設定を禁止する（第二十條）

(7) 抵当権の実行手続は、不動産に準ずることとして、道路運送車両法に規定し、強制執行及び一般任意競売手続との調整をはかる。

第三、自動車抵当法施行法案要綱

一、主 旨

自動車抵当法の実施のため、関係法令の改正及び法施行の際、現に各種財団に属している自動車に關する経過的措置等を定めようとするものである。

二、要 目

- (1) 自動車抵当法（以下「法」という。）及び道路運送車両法において不動産の取扱を受ける自動車に對し、鉄道抵当法、工場抵当法その他の現行財団抵当法においても、これを不動産に準じて取り扱うことにより、第三債権者及び第三取得者の保護を図り、もつて自動車取引の安全を期するため、これらの財団抵当法について必要な改正をする（第一條、第二條）。
- (2) 法の実施に伴い、農業用動産の抵当権との調整を図ることにより、自動車を目的とする私法關係の錯綜を防止するため、農業動

産信用法施行令について必要な改正をする（第三條）

- (3) 法施行の際、現に各種財団の組成物件となつてゐる自動車に對しても、これを不動産の取扱に切り換へることにより、財団抵当法の改正措置との調整を図るため、必要な経過措置を定める（第四條、第五條）

- (4) 農業用動産たる自動車を目的とする抵当権及び自動車を目的とする質権であつて法施行の際、現に存するものに對し、抵当権者及び質権者の保護を図ると共に法の実施の円滑を期するため、必要な経過措置を定める（第六條、第七條）。

- (5) 自動車の抵当権を社債の物上担保にする途を拓く等のため、担保附社債信託法等について必要な改正をする（第八條、第九條）

第四 自動車抵当法案及び自動車抵当法施行法案の引用条文及び参照条文

- 一、道路運送車両法案
- 二、道路運送車両法施行法案
- 三、民法
- 四、鉄道抵当法
- 五、工場抵当法
- 六、農業動産信用法施行令
- 七、道路運送法施行法案
- 八、農業動産信用法
- 九、登録税法
- 十、担保附社債信託法

第四

自動車抵当法案及び自動車抵当法施行法案の引用條文及び参照條文
一、道路運送車両法（昭和二十六年法律第 号）

第二條（定義）

第二項 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌條若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

第三項 この法律で「原動機付自転車」とは、運輸省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌條若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

の内

第五條（登録の一般的効力）登録を受けた自動車で、軽自動車及び二輪の小型自動車以外のもの所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に對抗することができない。

第六條（自動車登録原簿）自動車登録原簿は、陸運局長が設ける。
又 自動車登録原簿は、一両の自動車につき、一用紙を備える。

第十五條（まつ消登録）登録自動車の所有者は、左に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内、まつ消登録の申請をしなければならぬ。

- 一 登録自動車が増失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。
- 二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものであるかつたとき。
- 三
- 二 前項の場合において、登録自動車の所有者がまつ消登録の申請をしていないときは、陸運局長は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。
- 三 陸運局長は、前項の催告をした場合において、登録自動車の所有者が正当な理由がないのにまつ消登録の申請をしないときは、まつ消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならない。

第十六條（まつ消登録） 登録自動車の所有者は、その自動車を運行の用に供することをやめたときはまつ消登録の申請をすることができ

③
の
外

④

第二十二條（自動車登録原簿の謄本） まつ消登録を受けた自動車登録原簿の謄本であつて、当該自動車につき新規登録を申請する場合に提出するため請求するもの（以下「新規登録用謄本」という。）は、当該自動車一面につき、一通を限り、まつ消登録を受けた者に交付する。

二 何人も、陸運局長に対し、新規登録用謄本以外の自動車登録原簿の謄本若しくは自動車登録原簿の抄本の交付を請求し、又は利害関係がある部分に限り自動車登録原簿の閲覧を請求することができ、

第九十七條（登録自動車に対する強制執行等）登録自動車であつて軽自動車及び二輪の小型自動車以外のものに対する強制執行については、地方裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。
二 前項の強制執行に關し必要事項は、最高裁判所が定める。
三 前二項の規定は、登録自動車であつて軽自動車及び二輪の小型自動車以外のものの競売について準用する。

附則 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、第五條並びに第九十七條第一項及び第三項（同條第一項の準用に係る部分に限る。）の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

② の 内

二、道路運送車両法（昭和二十六年法律第 号）

第三條（経過規定）道路運送法（昭和二十二年法律第九十一号。以下「旧法」という。）第五十六條第一項の規定によりした自動車（乗務員付自動車並びに軽自動車及び二輪の小型自動車に相当するものを除く。）の登録は、昭和二十七年三月三十一日までの間は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第 号。以下「法」という。）の規定によりした自動車の新規登録とみなす。

附則 この法律は、法施行の日から施行する。

三、民法（明治三十九年法律第八十九号）

第七十五條 (物權の種類) 物權ハ本法其他ノ法律ニ定ムルモノノ外
之ヲ創設スルコトヲ得ス

第七十六條 (物權の變動) 物權ノ設定及ヒ移転ハ當事者ノ意思表
示ノミニ因リテ其効力ヲ生ス

第七十七條 (對抗要件—登記) 不動産ニ用スル物權ノ得喪及ビ其
更ハ登記法ノ定ムル所ニ依ヒ其登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三
者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七十八條 (同前—引渡) 動産ニ因スル物權ノ讓渡ハ其動産ノ引
渡アルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七十九條 (混同) 同一物ニ付キ所有權及ヒ他ノ物權ヲ同一人ニ
帰シタルトヤハ其物權ノ消滅ス但其物又ハ其物權ノ第三者ノ權利ノ
目的タルトヤハ此限ニ非ス

所有權以外ノ物權及ヒ之ヲ目的トスル他ノ權利力同一人ニ歸シタ
ルトキハ其權利ハ消滅ス此場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ占有權ニハ之ヲ適用セス

第百九十六條 (占有者ノ費用償還請求權)

占有者カ占有物ヲ返還スル場合ニ於テハ其物ノ保存ノ為メニ費シタル金額其他ノ必要費ヲ回復者ヨリ償還セシムルコト得但占有者ヲ果実ヲ取得シタル場合ニ於テハ通常ノ必要費ハ其負担ニ歸ス

又 占有者カ占有物ノ改良ノ為メニ費シタル金額其他ノ有益費ニ付テハ其価格ノ増加カ現存スル場合ニ限り回復者ノ選取ニ從ヒ其費シタル金額又ハ増価額ヲ償還セシムルコトヲ得但悪意ノ占有者ニ對シテハ裁判所ハ回復者ノ請求ニ因リ之ニ相当ノ期限ヲ許與スルコトヲ得

第百九十六條 (不可分性)

留置權者ハ債權ノ全部ノ弁済ヲ受ケルマテハ留置物ノ全部ニ付キ其權利ヲ行フコトヲ得

第三百四條 (物上代位)

先取特權ハ其目的物ノ売却、質貸、滅失又ハ毀損ニ因リテ債務者カ受クヘキ金額其他ノ物ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但先取特權者、戻取權又ハ引渡前ニ差押ヲ為スコトヲ要ス又 債務者カ先取特權ノ目的物ノ上ニ設定シタル物權ノ對価ニ付キ亦同シ

第三百三十條 (動産ノ先取特權ノ順位)

同(一)ノ動産ニ付キ特別ノ先取特權カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先權ノ順位左ノ如シ

第一 不動產質貸、旅店宿泊及レ運輸ノ先取特權

第二 動産保存ノ先取特權但數人ノ保存者アリタルトキハ後ノ保存者ノ前ニ在リ

第三 質借ノ先取特權

2 第一順位ノ先取特権者カ債権取得ノ当時第二又ハ第三ノ順位ノ先取特権者アルコトヲ知りタルトキハ之ニ対シテ優先権ヲ行フコトヲ得ス第一順位者ノ為メニ物ヲ保有シタル者ニ対シテ亦同シ

3 果実ニ関シテハ第一ノ順位ハ農業ノ勞役者ニ第二ノ順位ハ種苗又ハ肥料ノ供給者ニ第三ノ順位ハ土地ノ質貸人ニ屬ス

第三百五十一條 (物上保証人の求償権) 他人ノ債務ヲ担保スル為メ質權ヲ設定シタル者カ其債務ヲ弁済シ又ハ質權ノ実行ニ因リ質物ノ所有權ヲ失ヒタルトキハ保証債務ニ關スル規定ニ從ヒ債務者ニ対シテ求償權ヲ有ス

第三百二十九條 (抵当債の内容) 抵当權者ハ債務者又ハ第三者カ有ラ移サスシテ債務ノ担保ニ供シタル不動産ニ付キ他ノ債權者ニ先テ自己ノ債權ノ弁済ヲ受クル權利ヲ有ス

又 地上權及ヒ永小作權モ亦之ヲ抵当權ノ目的ト為スコトヲ得此場合ニ於テハ本章ノ規定ヲ準用ス

第三百七十條 (効力の及ぶ範囲) 抵当權ハ抵当物ノ上ニ存スル建築物ヲ除ク外其目的タル不動産ニ附加シテ之ニ一體ヲ或シタル物ニ及ブ但該定行為ニ別段ノ定アルトキ及ヒ第四百二十四條(詐害行為取消權)ノ規定ニ依リ債權者カ債務者ノ行為ヲ取消スコトヲ得ル場合ハ此限ニ在ラス

第三百七十一條 (果実に対する効力) 前條ノ規定ハ果実ニハ之ヲ適用セム但抵当不動産ノ差押アリタル後又ハ第三取得者カ第三百八十一條(除斥)権者ヘノ抵当權実行ノ通知)ノ通知ヲ受ケタル後ハ此限ニ在ラス

又 第三取得者ガ第三百八十一條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其後一年内ニ抵当不動産ノ差押アリタル場合ニ取リ前項但書ノ規定ヲ適用ス

第三百七十二條 (他の担保物權の現定の準用) 第二百九十六條(留置權の不可分性)、

第三百四條(先取特權の物上代位性)及ヒ第三百五十一條(物上保証人の求償權)ノ規定ハ抵当權ニ之ヲ準用ス

④の四

第三百七十三條 (順位) 數個の債權ヲ担保スル為メ同一ノ不動産ニ付テ抵当權ヲ設ケタルトキハ其抵当權ノ順位ハ登記ノ前後ニヨル

第三百七十四條 (被担保債權の範囲) 抵当權者カ利息其他ノ定期金ヲ請求スル權利ヲ有スルトキハ其満期ト為リタル最後ノ二年分ニ付テノミ其抵当權ヲ行フコトヲ得但其以前ノ定期金ニ付テモ満期後特別ノ登記ヲ為シタルトキハ其登記ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ妨ケス

又 前項ノ規定ハ抵当權者カ債務ノ不履行ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スル權利ヲ有スル場合ニ於テ其最後ノ二年分ニ付テモ亦之ヲ適用ス但利息其他ノ定期金ト通シテ二年分ヲ起スルコトヲ得ス

第三百七十五條（抵当権の処分） 抵当権者ハ其抵当権ヲ以テ他ノ債
権ノ担保ト爲シ又同一ノ債務者ニ対スル他ノ債権者ノ利益ノ爲メ其
抵当権若クハ其順位ヲ放棄シ又ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ抵当権者カ教人ノ爲メニ其抵当権ノ処分ヲ爲シ
タルトキハ其処分ノ利益ヲ受クル者ノ権利ノ順位ハ抵当権ノ登記ニ
附記ヲ爲シタル前後ニ依ル

第三百七十六條（同前ノ對抗要件） 前條ノ場合ニ於テハ第六十七條
（指名債権譲渡ノ對抗要件）ノ規定ニ従ヒ主タル債務者ニ抵当権ノ
処分ヲ通知シ又ハ其債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ其債
務者、保証人、抵当権設定者及ヒ其承継人ニ対抗スルコトヲ得ス。
之主タル債務者カ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ承諾ヲ爲シタルトキハ抵当
権ノ処分ノ利益ヲ受クル者ノ承諾ナクンテ爲シタル弁済ハ之ヲ以テ

③ の 弁

其受益者ニ対抗スルコトヲ得ス

第三百七十七條（代価弁済） 抵当不動産ニ付キ所有権又ハ地上権ヲ
買受ケタル第三者カ抵当権者ノ請求ニ応ジテ之ニ其代価ヲ弁済シタ
ルトキハ抵当権ハ第三者ノ爲メニ消滅ス

第三百七十八條（除斥） 抵当不動産ニ付キ所有権、地上権又ハ水小
作權ヲ取得シタル第三者ハ第三百八十二條乃至第三百八十四條（保
除の時期、手続・増価競争）ノ規定ニ従ヒ抵当権者ニ提供シテ其承
諾ヲ得タル金額ヲ払済シ又ハ之ヲ代充シテ抵当権ヲ除斥スルコトヲ
得

第三百七十九條（差除を爲し得ない者）
主たる債務者、保並人及び
其承継人ハ抵当権ノ差除ヲ爲スコトヲ得ス

第三百八十條（目前）
停止條件附第三取得者ハ條件ノ成否未定ノ間
ハ抵当権ノ差除ヲ爲スコトヲ得ス

第三百八十一條（差除権者への抵当権実行の通知）
抵当権者カ其抵
当権ヲ実行セント欲スルトキハ予メ第三百七十八條（抵当権の差除）

ニ掲ケタル第三取得者ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第三百八十二條（差除時期）
第三取得者ハ前條ノ通知ヲ受ケルマテ
ハ何時ニテモ抵当権ノ差除ヲ爲スコトヲ得
コ 第三取得者カ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ一ヶ月内ニ次條ノ送達
ヲ爲スニ非サレハ抵当権ノ差除ヲ爲スコトヲ得ス
ロ 前條ノ通知アリタル後ニ第三百七十八條（抵当権の差除）ニ掲ケ
タル權利ヲ取得シタル第三者ハ前項ノ第三取得者カ差除ヲ爲スコト
ヲ得ル期間内ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第三百八十三條（差除の禁止）
第三取得者カ抵当権ヲ差除セント欲

スルトキハ登記ヲ為シタル各債権者ニ左ノ書面ヲ送達スルコトヲ要ス

- 一 取得ノ原因、年月日、譲渡人及ヒ取得者ノ氏名、住所、抵当不動産ノ性質、所在、代価其他取得者ノ負担ヲ記載シタル書面
- 二 抵当不動産ニ関スル登記簿ノ謄本但既ニ消滅シタル権利ニ関スル登記ハ之ヲ掲クルコトヲ要セス
- 三 債権者カ一ヶ月内ニ次條ノ規定ニ依ヒ増価競売ヲ請ボセザレトキハ第三取得者ハ第一号ニ掲ケタル代価又ハ特ニ指定シタル金額ヲ債権ノ順位ニ依ヒテ弁済又ハ供託スヘキ旨ヲ記載シタル書面

第三百八十四條 (増加競売の請求) 債権者カ前條ノ送達ヲ受ケタル後一ヶ月内ニ増加競売ヲ請ボセザルトキハ第三取得者ノ提供ヲ承諾シタルモノト看做ス

◎の外

- 2 増価競売ハ若シ競売ニ於テ第三取得者カ提供シタル金額ヨリ十分ノ一以上高価ニ抵当不動産ヲ売却スルコト能ハサルトキハ十分ノ一ノ増価ヲ以テ自ら其不動産ヲ買受クヘキ旨ヲ附言シ第三取得者ニ対シテ之ヲ請ボスルコトヲ要ス
- 3 前項ノ場合ニ於テハ債権者ハ代価及ヒ費用ニ付キ担保ヲ供スルコトヲ要ス

第三百八十五條 (増加競売の通知) 債権者カ増価競売ヲ請ボスルトキハ前條ノ期間内ニ債権者及ヒ抵当不動産ノ譲渡人ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

めくれず

第三百八十六條 (増価競売の請求の取消) 増価競売ヲ請ボシタル債権者ハ登記ヲ為シタル也ノ債権者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ其請求ヲ取消スコトヲ得ス

第三百八十七條 (抵当権者の競売請求) 抵当権者カ第三百八十二條 (除斥期間) の 前条(時期)ニ定メタル期間内ニ第三取得者ヨリ債務ノ弁済又ハ除斥ノ通知ヲ受ケサルトキハ抵当不動産ノ競売ヲ請ホスルコトヲ得

第三百九十條 (競買人) 第三取得者ハ競買人ト為ルコトヲ得

第三百九十一條 (第三取得者の費用償還請求権) 第三取得者カ抵当不動産一村キ必要費又ハ有益ニ出シタルトキハ第三百九十六條(占有者)の費用償還請求(権)ノ區別ニ依ヒ不動産ノ代価ヲ以テ最モ先ニ其償還ヲ受ケルコトヲ得

第三百九十二條 (共同抵当の代価の配当、次順位者の代位) 債権者カ同一ノ債権ノ担保トシテ数個ノ不動産ノ上ニ抵当権ヲ有スル場合ニ於テ同時ニ其代価ヲ配当スヘキトキハ其各不動産ノ価額ニ準シテ其債権ノ負担ヲ分ツ
又 或不動産ノ代価ノミヲ配当スヘキトキハ抵当権者ハ其代価ニ付キ債権ノ全部ノ弁済ヲ受ケルコトヲ得此場合ニ於テハ次ノ順位ニ在ル

抵当権者ハ前項ノ規定ニ従ヒ右ノ抵当権者カ他ノ不動産ニ付キ弁済
ヲ受クヘキ金額ニ為ツルマテ之ニ代位シテ抵当権ヲ行フコトヲ得

第三百九十三條（同前ノ代位ノ登記） 前條ノ規定ニ従ヒ代位ニ因リ
テ抵当権ヲ行フ者ハ其抵当権ノ登記ニ其代位ヲ附記スルコトヲ得

第三百九十四條（一般財産カウノ弁済） 抵当権者ハ抵当不動産ノ代
価ヲ以テ弁済ヲ受ケル債權ノ部カニ付テノミ他ノ財産ヲ以テ弁済
ヲ受ケルコトヲ得

又 前項ノ規定ハ抵当不動産ノ代価ニ先テ他ノ財産ノ代価ヲ配当ス
ヘキ場合ニハ之ヲ適用セズ但他ノ各債權者ハ抵当権者ヲシテ前項ノ

現定ニ従ヒ弁済ヲ受ケシムル為メ之ニ配当スヘキ金額ノ供託ヲ請求
スルコトヲ得

第三百九十五條（短期貸借ノ保護） 第六百二條（短期貸借）ニ
定メラルル期間ヲ超エザル貸借ハ抵当権ノ登記後ニ登記シタルモノ
ト認テ之ヲ以テ抵当権者ニ対抗スルコトヲ得但其貸借カ抵当権者
ニ損害ヲ及ボストキハ裁判所ハ抵当権者ノ請求ニ因リ其解除ヲ命ス
ルコトヲ得

第三百九十六條（時効ニよる消滅） 抵当権ハ債務者及ビ抵当権設定
者ニ対シテハ其担保スル債權ト同時ニ消滅スルハ時効ニ因リテ消滅セ

の
カ
カ

第三百九十七條（目的物の時効取得による消滅） 債務者又ハ抵当権
 設定者ニ非サル者カ抵当不効産ニ付キ取得時効ニ必要ナル條件ヲ具
 備セル与有ヲ為シタルトモハ抵当権ハ之ニ因リテ消滅ス

第三百九十八條（抵当の目的たる用益物権の放棄） 地上権又ハ永小
 作權ヲ抵当ト為シタル者カ其權利ヲ放棄シタルモ之ヲ以テ抵当権者
 ニ對抗スルコトヲ得ス

第四百二十四條（詐害行為取消権） 債権者ハ債務者カ其債権者ヲ害
 スルコトヲ知リテ為シタル法律行為ノ取消ヲ裁判所ニ請ホスルコト
 ヲ得但其行為ニ因リテ利益ヲ受ケタル者又ハ取得者カ其行為又ハ取
 得ノ當時債権者ヲ害スヘキ事實ヲ知ラサリシトモハ此限ニ在ラス
 又 前項ノ規定ハ敗産債ヲ目的トセサル法律行為ニハ之ヲ適用セス

四 鐵道抵当法（明治三十八年法律第五十五号）

第四條（財団之目的とする権利）

第三項 鐵道財団に屬スヘキモノニシテ所有權以外ノ物^權又ハ差押、
取差押若ハ取処分ノ目的タルモノ又ハ鐵道財団ニ屬スヘキ不動
産ニシテ積借權ノ目的タルトキハ会社ハ鐵道財団ヲ設クルコト
ヲ得ス但シ不動産ニ關スル權利ニ付其ノ登記ナキトキハ此ノ限
ニ在ラス

第三十大條（登記所への通知・公告）

左ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ直ニ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知ス
ヘシ但シ第二号ノ場合ニ於テハ新ナル管轄登記所ニノミ通知スヘシ
一 第一順位ノ抵当權ノ設定ヲ登録シタルトキ
二 不動産ニ關スル權利カ新ニ鐵道財団ニ屬シタルトキ

三 鉄道財団ノ用款ヲ閉鎖シタルトキ
前項第一号又ハ第三号ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ直ニ官報ヲ以テ
其ノ旨ヲ公告スヘシ

第三十七條(他ノ權利等ノ登録ノ禁止)

登記官吏カ前條第一号又ハ第二号ノ通知ヲ受ケタルトキハ第三号
ノ通知ヲ受ケル迄ハ鉄道財団ノ所有権ニ屬スルモノニ付所有権以外
ノ物權 債權又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ登記ヲ爲スコトヲ得
ス
但シ所有権以外ノ物權、債權又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的
タルモノカ監督官庁ノ証明書ニ依リ鉄道財団ニ屬セタルコト明白
ルトキハ此ノ限ニ在ラス

五 工場法(明治三十八年法律第五十号)

第十四條(他人ノ權利ノ目的物等ノ排除、侵蝕等ノ禁止)

第三十三條(所有權保存登記ノ申請)

第四項 前三項ノ規定ハ工業所有權力ニ屬財団ニ屬スヘキ場合ニ之ヲ
準用ス但シ通知ハ之ヲ特許局ニ爲スヘシ

第二十六條(利害關係人ノ權利ノ申出)

第二十八條(所有權保存登記ノ申請却下)

第二項 他ノ登記所又ハ特許局ニ所有權保存ノ登記ノ申請アリタル旨
ヲ通知シタル場合ニ於テハ其ノ申請ヲ却下シタル旨ヲ遅滞ナク

通知スヘン

第三項 前項ノ通知ヲ受ケタル登記所スハ特許局ハ第二十三條第三項
又ハ第四項ノ規定ニ依リテ爲シタル記載ヲ抹消スヘシ

第三十條(競逐シ決定ノ保留) 第二十三條ノ記載アリタル後競逐申立
ノ登記アリタル場合ニ於テハ所有權保存ノ登記ノ申請ヲ却下セラレ
サル間及其ノ登記カ効力ヲ失ハサル間ハ競逐ヲ許ス決意ヲ爲スコト
ヲ得ス

第三十一條(保存登記申請前ノ差押等ノ登記ノ失効) 第二十三條ノ記
載アリタル後ニ爲シタル差押 仮差押若ハ仮処分ノ登記又ハ先取特
權ノ保存ノ登記ハ抵当権設定ノ登記アリタルトモ其ノ効力ヲ失フ

第三十二條(保存登記申請前ノ差押命令等ノ取消) 前條ノ規定ニヨリ
差押 仮差押又ハ仮処分ノ登記カ其ノ効力ヲ失ヒタルトモ其ノ取消
ハ利害關係人ノ申立ニ因リ差押 仮差押又ハ仮処分ノ命令ヲ取消ス
ヘシ

第三十七條(抵当権設定ノ登記)

第二項 第二十三條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
但シ登記簿謄本ノ送付ヲ要セス

第四十四條(喪失ノ登記)

第三項 前二項ノ規定ハ工場財団ニ屬シタル工業所所有權カ消滅シ又
ハ財団ニ爲テアルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス但シ通知ハ之ヲ
得ず消滅スヘシ

第四十七條 (登記の場合)

民事訴訟法第七百條スハ登記法第三十三條ノ規定ニ依リ登記ノ場合ニ爲スヘキ場合ニ於テ工場地目ノ取付権力發給ニ因リ得減シタルトキハ裁判所ハ同時ニ工場地目ニ屬シタル土地ノ建物、船舶又ハ工業所有權ニ付第三十三條ノ規定ノ記載ノ抹消及親屬人ノ取得シタル權利ノ登記スハ登録ヲ管轄登記所スハ特許局ニ爲記スヘシ

六、農業勸進信用法施行令(昭和八年勸進第三百七号)

第一條 農業勸進信用法(昭和八年法律第三十号)ノ農業用勸進ノ範圍

五ノ内ニ但シ第五号ニ掲ケルモノハ同法第三章ノ農業用勸進ノ範圍ヨリ之ヲ除ク

一 (前略)

トトラクター、貸付自動車 (以下略)

二、一口 (有終)

五、羊、豚、鶏及魚

七 道路運送法施行法（昭和二十六年法律第...号）

第十二條（法施行の際存する自動車交通手帳因）法施行の際現に存する自動車交通手帳因については、旧法は、法施行後も、なお、その効力を有する。

八 農業動産活用法

第十二條（抵当権の放棄等）

第一項 農業用動産ハ農業コ爲ス再スハ農業協同組合其ノ他法令ヲ以テ定ムル其人ノ旨ノ旨意スル農業協同組合、信用組合又ハ勸令ヲ以テ定ムル法人ニ対シテ可担スル債務ヲ担保スル場合ニ限リ之ヲ目的トシテ抵当権ヲ放棄スルコトヲ得

第十三條（抵当権の対抗力）

第一項 農業用動産ノ抵当権ノ得喪及変更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非サレハ之ノ以テ善意ノ第三者ニ対抗スレトヲ得ス

九、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）
第三條ノ五（裁率）——農林用動産移転台の登記

十、租税別社債登記法（明治三十八年法律第五十二号）

第一條（社債に附し得る物上租税の制限）

第一項 社債ニ附スルコトヲ得ヘキ物上租税ハ左ニ掲ケレモノニ限

一、三、（省給）

四、船舶税

五、十一、（当塔）

第五 自動車抵当法案及自動車抵当法施行法案参考資料

- 一 自転車の種類
- 二 自動車価格の現状
- 三 自動車抵当担保による貸出実績
 - 1 自動車抵当担保による貸付残高
 - 2 最近の自動車担保貸出について
 - 3 自動車抵当担保を含む担保による貸付残高
- 四 月賦販売状況表
 - 1 特殊自動車（トレーラー）
 - 2 普通自動車
 - (a) バス用自動車
 - (b) 貨物自動車
 - 3 小型自動車
 - (a) 軽自動車
 - (b) 軽貨物自動車

五 各種財団の現状
 一 自動車の種類

(6)
 ○ 乗用自動車
 ○ 貨物自動車
 ○ 三輪(自)自動車

種	類	原動機の種類			車両の大きさ			参	考
		原動機の種類	原動機の種類	原動機の種類	長さ	中	高さ		
軽自動車	特殊自動車以外の二輪自動車、原動機及び車両の大きさが三枚以下に該当するもの	手動	以下	以下	以下	以下	以下	バイクモーター 軽オートバイ スクーター	
		電動機	以下	以下	以下	以下	以下		
軽自動車	二輪自動車及び特殊自動車以外の二輪自動車、原動機及び車両の大きさが三枚以下に該当するもの	手動	以下	以下	以下	以下	以下	軽サイドカー 軽二輪自動車(軽バイク) 軽四輪自動車	
		電動機	以下	以下	以下	以下	以下		

種	類	原動機の種類			車両の大きさ			参	考
		原動機の種類	原動機の種類	原動機の種類	長さ	中	高さ		
普通自動車	軽自動車、小型自動車及び特殊自動車でないもの	手動	以下	以下	以下	以下	以下	オートバイ サイドカー オート三輪車	
		電動機	以下	以下	以下	以下	以下		
特殊自動車	大輪を有する自動車、無限軌道を有する自動車、両輪式「フットム」を有する自動車、「けん引自動車」、「液けん引自動車」、その他運輸大臣の指定する自動車	手動	以下	以下	以下	以下	以下	小型四輪車 別ダツトサン トヨベツト等	
		電動機	以下	以下	以下	以下	以下		
自動車	特殊自動車でないもの	手動	以下	以下	以下	以下	以下	一般の四輪及び大輪のトラック、バス、乗用車	
		電動機	以下	以下	以下	以下	以下		
自動車	特殊自動車でないもの	手動	以下	以下	以下	以下	以下	トレーラーバス トシトラトラック フルトリガー等	
		電動機	以下	以下	以下	以下	以下		

三 自動車価格の現状

小型	普通自動車		特殊自動車		価格の幅 (万円)	通常価格 (万円)
	三輪自動車	四輪自動車	トレーラー・トラック	トレーラー・バス		
	貨物	乗用	貨物	バス型		
	一八一三〇	三九一六三	七三一三〇	ハ六一七〇	一三五二五〇	二〇〇一三五〇
	一八一三〇	三九一六三	七三一三〇	ハ六一七〇	一三五二五〇	二〇〇一三五〇
	一八一三〇	三九一六三	七三一三〇	ハ六一七〇	一三五二五〇	二〇〇一三五〇
	一八一三〇	三九一六三	七三一三〇	ハ六一七〇	一三五二五〇	二〇〇一三五〇
	一八一三〇	三九一六三	七三一三〇	ハ六一七〇	一三五二五〇	二〇〇一三五〇
	一八一三〇	三九一六三	七三一三〇	ハ六一七〇	一三五二五〇	二〇〇一三五〇
	一八一三〇	三九一六三	七三一三〇	ハ六一七〇	一三五二五〇	二〇〇一三五〇
	一八一三〇	三九一六三	七三一三〇	ハ六一七〇	一三五二五〇	二〇〇一三五〇

(昭和二十六年一月現在、東京都販売価格)

三 自動車貸渡担保 担保による貸出実績

自動車貸渡担保による貸付残高 (日本勧業銀行調べ)

期日	貸出残高 (A)	口数	貸出残高金額 (B)	割合 (B/A)
24/3 末現在	五三七一二五	七一七〇	二五二、三六八	四八・八%
1/9	四四、六九九	五九三	一、六九三二	四〇・〇
25/3	二九、六一九八	二二六	一、〇九七五九	三七・一
1/9	四八、九七七五	二二七	二、三五六三六	四八・一

註 割合は貸出残高に対する割合であるから新規貸出額に対する割合をとるとこの割合よりも更に上昇する見込 (八五%程度、下は割未参照) である。

但し当行としては自動車のほか土地、建物をも併せ担保に徴する二

2. 最近の自動車担保貸出について（日本勧業銀行期）

最近の自動車担保貸出を七業者に対するものは次の様な状態である

業名	平均額 (A)	新規貸出額 (B)	割合 (B/A)
七業者平均	一一八、九二〇千円	一〇三、八〇〇	八七・六%
一業者平均	一五、五六〇千円	一四、八二八	八七・六%

3. 自動車歳没 担保を含む担保による貸付残高（日本勧業銀行期）

期日	口数	貸付残高金額	評価額との割合
二十五年七月末現在	一三〇	八二四、〇〇〇千円	三〇%

右は自動車のほか土地建物も併せ共同担保としてゐるものである
なお賤銀は大都市の大きな企業が対象で大口金融が多いので勸銀の数字との両きがある

内

4. 月賦販売状況表

特殊自動車

トローラー・バス
トローラー・トラック

（内東日野カーゼル販売株式会社期）

頭金	月賦期間 (月)	二十五年		二十六年		両年度計	
		台数	%	台数	%	台数	%
ナ	六ヶ月乃至一ヶ月	五		三		八	
ニ	三ヶ月乃至一ヶ月			七		七	
三	三ヶ月乃至一ヶ月			三		三	
計		五	一五六%	三	五・〇	一八	三・〇

比率は販売総数に対するものである
販売総数 昭和二十四年度 三三 昭和二十五年 二六 計 五八
（右は内東地区の実績 昭和二十五年は半期迄の分）

乙 普通自動車

(2) バス型自動車（京浜いすゞ自動車販売株式会社調）

額金	月賦期間（月）	二十四年度		二十五年度		再年度計	
		台数	%	台数	%	台数	%
二割	三月乃至七月			七		七	
三割	六月			二		二	
五割	二月乃至六月	二		一八		一〇	
計		二	三三	一七	四五	一九	九三

比率は販売総数に対する割合である

販売総数一昭和二十四年度八六、昭和二十五年一〇七、計二〇三

(8) 貨物自動車

（東京トヨタ自動車株式会社調）

額金	月賦期間（月）	二十四年度		二十五年度		再年度計	
		台数	%	台数	%	台数	%
二割	二月乃至十二月	八		五		一三	
三割	二月乃至一月	四		七		九	
四割	二月乃至一月	六		八		一四	
五割	二月乃至八月	一		九		七	
六割	二月乃至六月	三		一		六	
七割	三月			二		二	
計		二〇	四九	二七	四五	四七	四三

比率は販売総数に対する割合である

販売総数一昭和二十四年度五一、昭和二十五年五九一、計一一〇二
右二表は東京都内の実績、昭二十六年三月二日現在

3. 小型自動車

(a) 四輪小型自動車 (東京日産自動車販売株式会社製)
 ○ 茶用自動車

頭金	月賦期間 (月)		台数	%	台数	%	台数	%
	三ヶ月乃至八ヶ月	一ヶ月乃至七ヶ月						
計	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至五ヶ月	一	二	一	二	一	二
七割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至五ヶ月	一	二	一	二	一	二
六割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至五ヶ月	一	二	一	二	一	二
五割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至五ヶ月	一	二	一	二	一	二
四割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至五ヶ月	一	二	一	二	一	二
三割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至五ヶ月	一	二	一	二	一	二
二割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至五ヶ月	一	二	一	二	一	二
一割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至五ヶ月	一	二	一	二	一	二
計	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至五ヶ月	一	二	一	二	一	二

比率は販売総数に対するものである

販売総数一昭二四年度 一三三
 昭二五年度 三九四
 計 五二七
 ○ 貨物自動車

頭金	月賦期間 (月)		台数	%	台数	%	台数	%
	三ヶ月乃至八ヶ月	一ヶ月乃至六ヶ月						
計	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至六ヶ月	一	二	一	二	一	二
六割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至六ヶ月	一	二	一	二	一	二
五割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至六ヶ月	一	二	一	二	一	二
四割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至六ヶ月	一	二	一	二	一	二
三割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至六ヶ月	一	二	一	二	一	二
二割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至六ヶ月	一	二	一	二	一	二
一割	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至六ヶ月	一	二	一	二	一	二
計	一ヶ月乃至三ヶ月	一ヶ月乃至六ヶ月	一	二	一	二	一	二

比率は販売総数に対する割合である
 販売総数一昭二四年度 四八八
 昭二五年度 一〇三二
 計 一五二〇
 (右二表は東京都内の実績 昭和二六年三月三日現在)

(b) 三輪小型自動車（日本小型自動車工業会調べ）

計	四割	三割	頭金	
			月賦期間（月）	台数
	六ヶ月	三ヶ月	台数	二十五年
			%	二十五年
			台数	二十五年
			%	二十五年
			台数	二十五年
			%	二十五年
			台数	二十五年
			%	二十五年

比率は販売総数に対する割合である。

販売総数—昭二四年度 二三、一一一 昭二五年度 二四、四四六

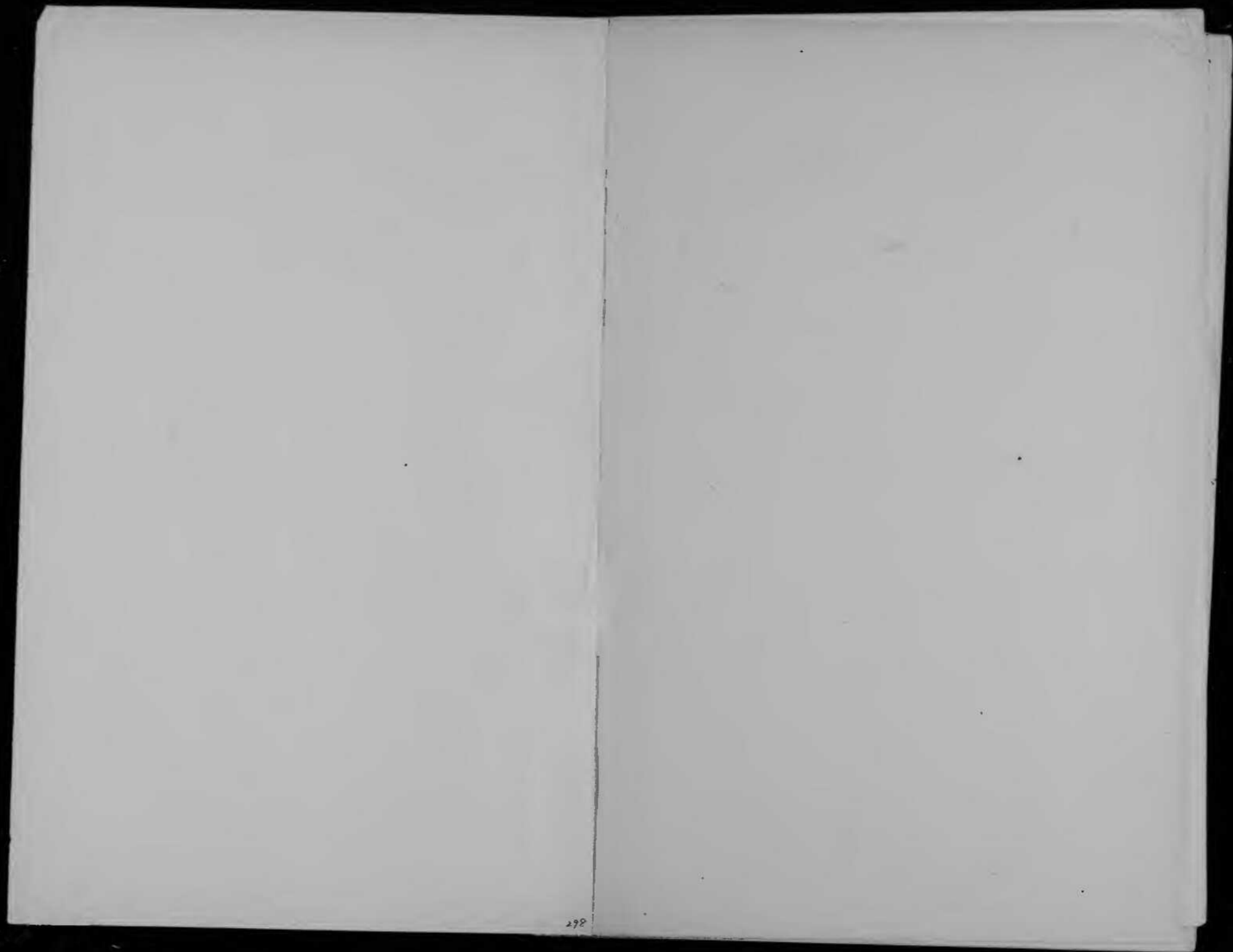
計 四七、五六七

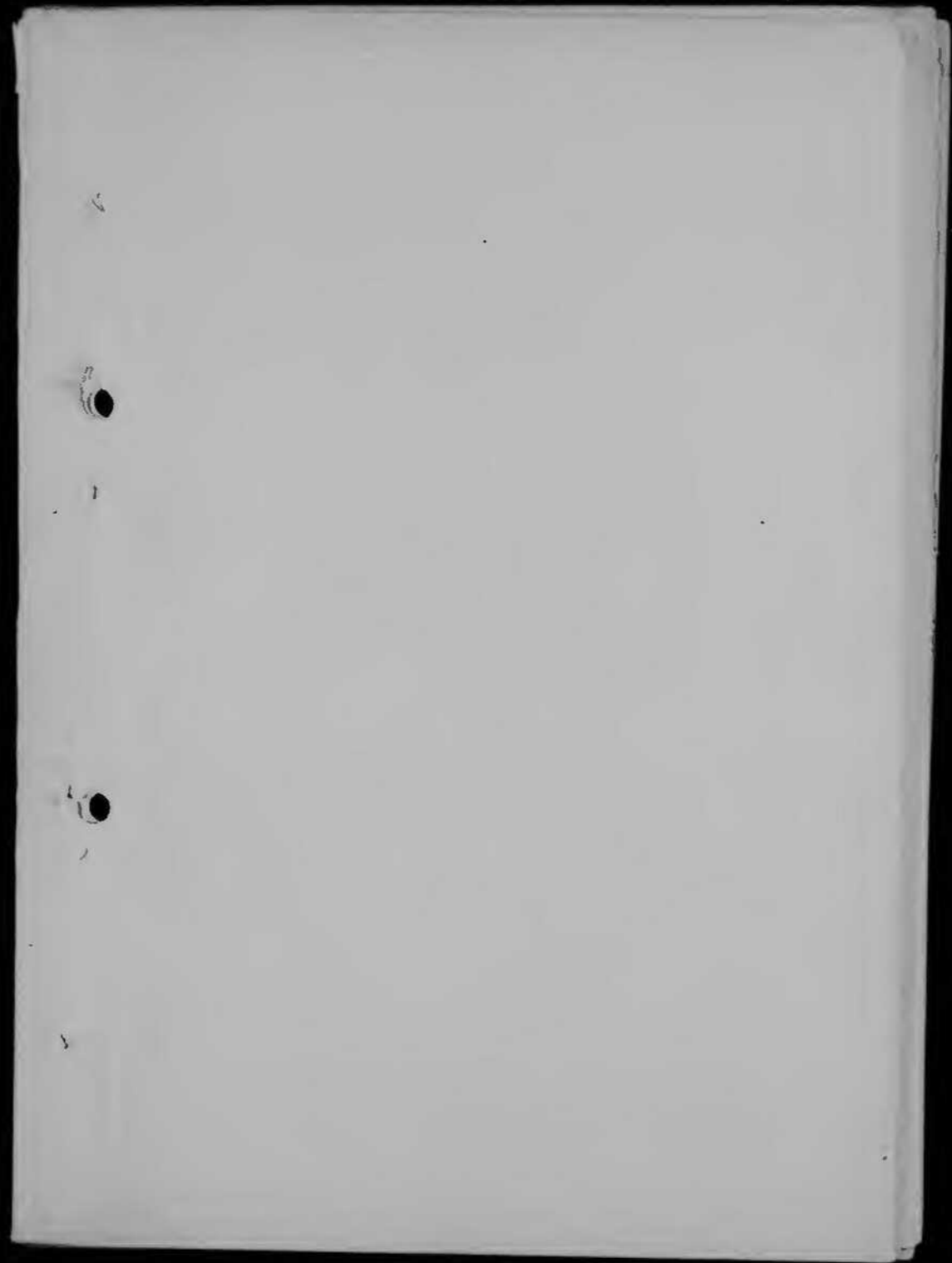
（本表は全国数にして昭二五年度は才三四半期迄の分）

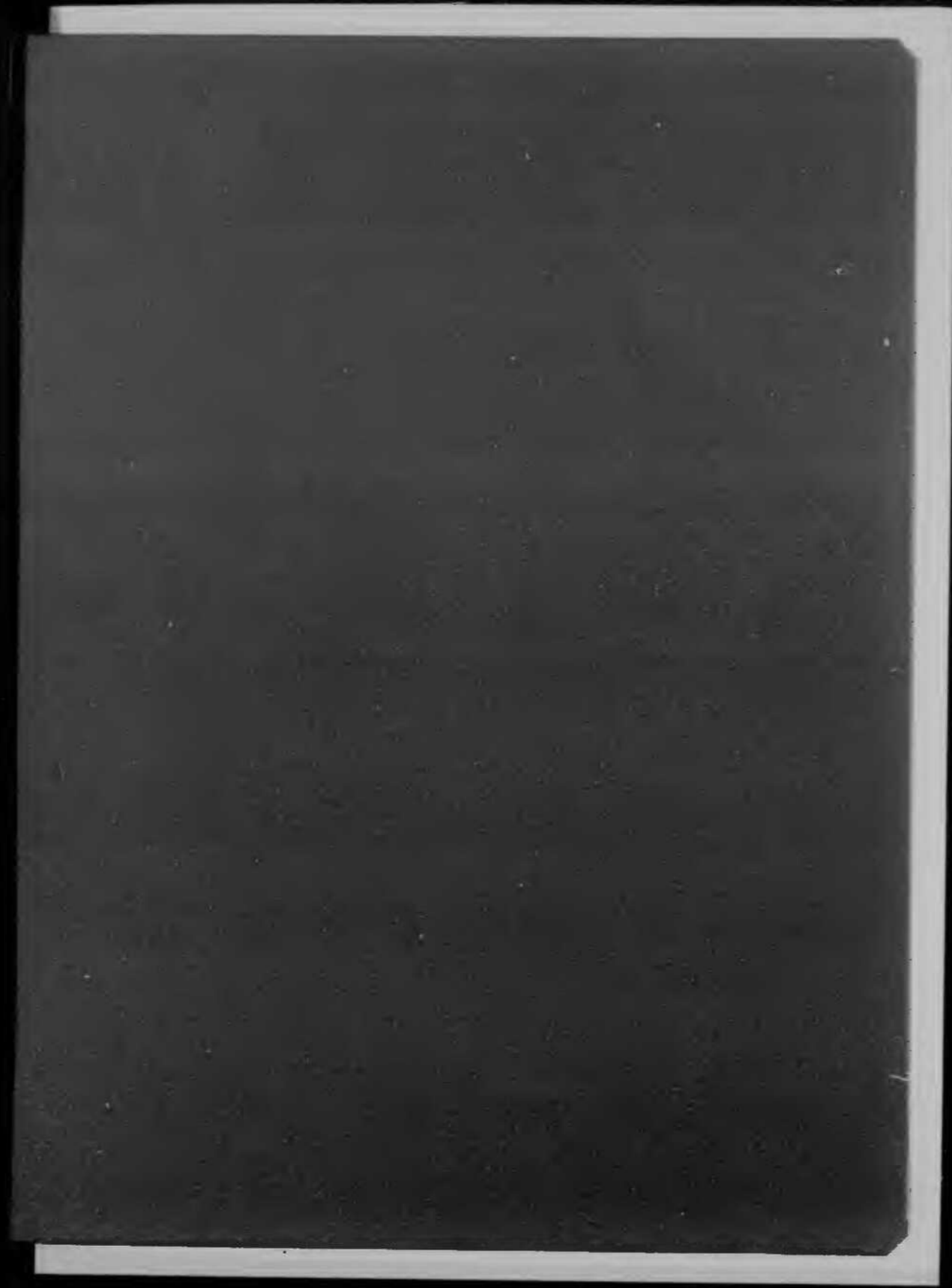
五 各種財団の現状

（昭二六年一月現在）

種別	種別	總数
工場財団	二二九四	法務府民事局
鉱業財団	二九八	"
鉄道財団	一六一	運輸省鉄道監督局民事部
水道財団	三七	"
炭業財団	二〇一	法務府民事局
自動車交通事業財団	五六	"







裏
面
白
紙